

保健福祉事業の概要

令和元年度



飯田市

【表紙の説明】

障がい者週間イベント「ともしつながる みんなのつどい」

令和2年12月8日に障がい者週間イベント「ともしつながる みんなのつどい」が開催されました。障害のある方もない方も、地域で共に暮らす「共生社会」の実現に向け、より多くの市民の方に「障がい」への理解を深めていただくことを目的に初めて実施しました。

【 目 次 】

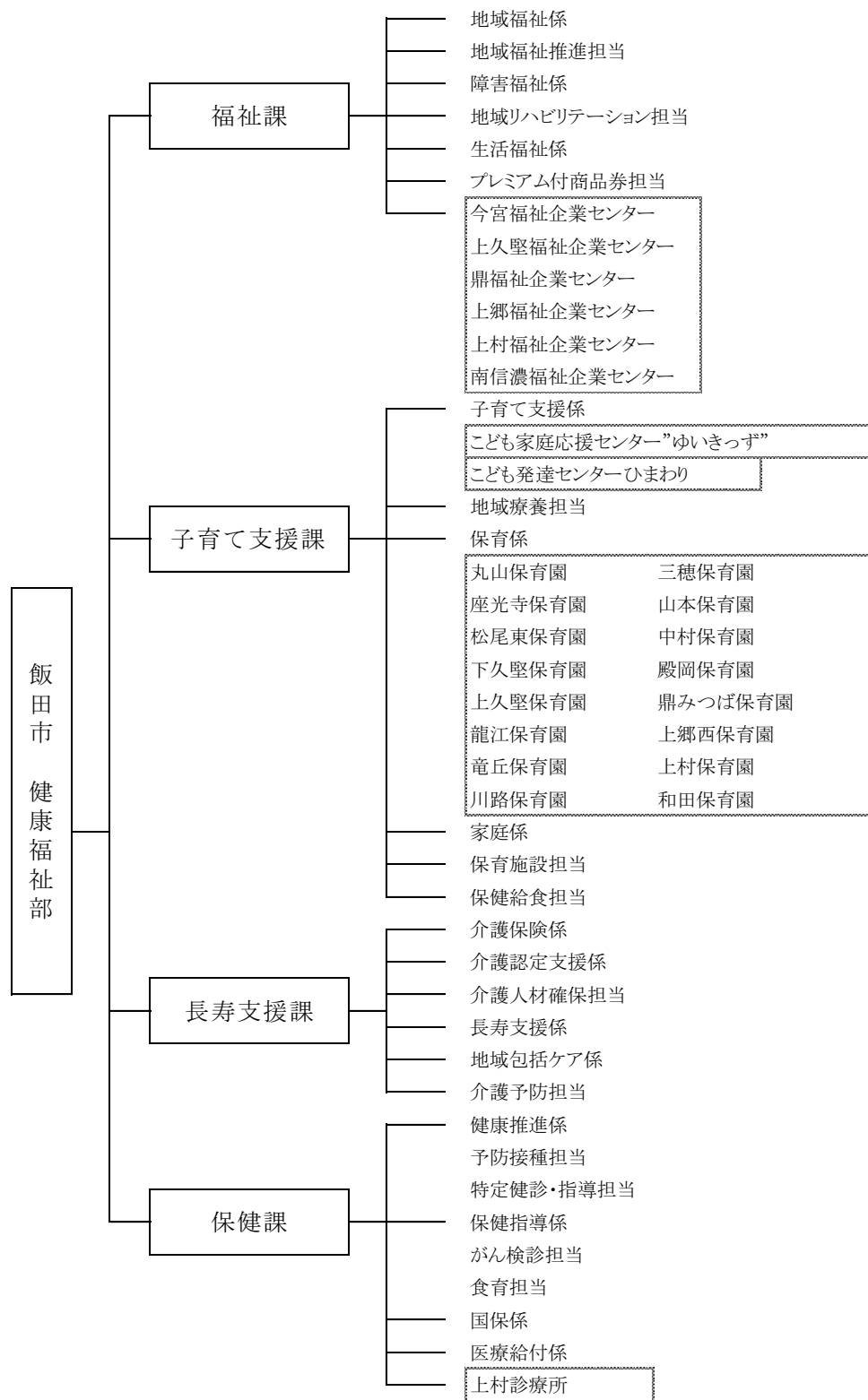
<u>1 健康福祉部</u>	1
1－1 健康福祉部機構図	2
1－2 健康福祉部の事務分掌	3
1－3 飯田市予算及び保健福祉等行政の概要（平成 31 年度）	5
<u>2 福祉課</u>	9
2－1 地域福祉、更生保護、社会援護	10
2－2 民生委員・児童委員、福祉委員	12
2－3 障がい者福祉施策	16
2－4 生活保護関係	26
2－5 生活就労支援センター	30
2－6 住宅確保給付金	30
2－7 一時生活支援事業	31
2－8 家計相談支援事業	31
2－9 福祉企業センター	32
<u>3 子育て支援課</u>	33
3－1 児童福祉関係	34
3－2 児童手当関係	37
3－3 ひとり親関係	38
3－4 地域子育て支援関係	40
3－5 こども発達センターひまわりの現況	45
3－6 平成 30 年度子育て応援プランの進捗状況	47
<u>4 長寿支援課</u>	61
4－1 要介護（要支援）認定者数	62
4－2 介護保険料	63
4－3 介護保険給付決定状況	64
4－4 介護予防・日常生活支援総合事業の状況	65
4－5 介護サービス利用料の軽減制度	66
4－6 高齢者等の在宅福祉サービス	69
4－7 地域包括支援センター	75

4-8	いいだシニアクラブと生きがい対策	76
4-9	統計資料	77
<u>5</u>	<u>保健課</u>	79
5-1	人口動態	80
5-2	母子保健	81
5-3	成人保健	84
5-4	介護予防事業	91
5-5	精神保健	96
5-6	栄養指導	97
5-7	歯科保健	98
5-8	献血	99
5-9	健康福祉委員等活動	100
5-10	食生活改善推進活動	101
5-11	救急医療対策事業	102
5-12	保健センターの概要	103
5-13	予防接種	104
5-14	不妊及び不育症治療費助成事業	106
5-15	後期高齢者医療制度	107
5-16	医療給付事業	109
5-17	国民健康保険	113
<u>6</u>	<u>飯田市社会福祉協議会</u>	123
6-1	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会	124
<u>7</u>	<u>保健・社会福祉施設等一覧</u>	129
7-1	市内保健福祉施設	130
7-2	介護保険事業者一覧	135
7-3	障がい福祉サービス事業者一覧	147

1 健康福祉部

1-1 健康福祉部機構図

(平成 31 年度 4 月 1 日現在)



【参考】

社会福祉法人

飯田市社会福祉協議会

- 総務課
- 地域福祉課
- 地域包括支援課
- 介護福祉課
- 飯田荘
- 第二飯田荘
- 遠山荘

1-2 健康福祉部の事務分掌

課名	係名	分 掌 事 務
福祉課	地域福祉係	1 保健福祉施策の企画及び調整に関する事。 2 地域福祉に関する事。 3 引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。 4 保護司会及び社会を明るくする運動に関する事。 5 社会福祉協議会に関する事。 6 民生委員、児童委員及び福祉委員に関する事。
	地域福祉推進担当	7 臨時福祉給付金の支給に関する事。 8 部内の庶務に関する事。 9 授産施設（福祉企業センター）に関する事。 10 福祉課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関する事。 （社会福祉法人の許認可及び指導監査等） 11 部内の他課の所管に属さない事項に関する事。
	障害福祉係 地域リハビリ担当	1 身体障害者の福祉に関する事。 2 知的障害者の福祉に関する事。 3 精神障害者の福祉に関する事。 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関する事。
	生活福祉係	1 生活保護及び要保護に関する事。 2 生活困窮者の自立支援に関する事。 3 浮浪者の保護及び行旅死亡人の取扱に関する事。
子育て支援課	子育て支援係	1 次世代育成支援対策の推進に関する事。 2 家庭児童相談に関する事。 3 児童虐待防止に関する事。 4 子どもの発達支援に関する事。 5 飯田市こども家庭応援センターに関する事。
	保育係	1 児童の福祉に関する事。 2 保育所に関する事。 3 認定こども園に関する事。 4 子育て支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関する事。 （社会福祉法人の許認可及び指導監査等）
	家庭係	1 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事。 2 児童扶養手当に関する事。 3 DV防止対策に関する事。 4 児童手当に関する事。 5 女性相談に関する事。 6 母子家庭等福祉医療給付金の認定に関する事。
	保育施設担当	1 保育所の民営化に関する事。
	保健給食担当	1 保健・給食に関する事。

課名	係名	分 掌 事 務
長 寿 支 援 課	長寿支援係	1 高齢者の福祉に関すること。 2 養護老人ホームに関すること。 3 高齢者の生きがい対策に関すること。 4 敬老事業に関すること。 5 シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 6 高齢者福祉施設に関すること。 7 高齢者の施設措置等に関すること。
	介護保険係	1 介護保険事業の企画及び運営に関すること。 2 介護保険被保険者の資格取得及び喪失に関すること。 3 介護保険の給付に関すること。 4 介護保険料の賦課に関すること。 5 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関すること。 6 飯田市が事業者として行う指定居宅サービス事業の運営に関すること。 7 長寿支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。 (社会福祉法人の許認可及び指導監査等)
	介護認定支援係	1 要介護認定に関すること。 2 特養入所申込みに関すること。
	地域包括ケア係	1 地域包括ケアシステムに関すること。 2 地域包括支援センターに関すること。 3 在宅医療介護連携に関すること。 4 高齢者の介護予防に関すること。 5 認知症施策に関すること。
保 健 課	健康推進係	1 感染症及び防疫に関すること。 2 予防接種に関すること。 3 献血に関すること。
	保健指導係	1 市民の健康づくりに関すること。 2 結核予防に関すること。 3 母子保健、成人保健及び老人保健に関すること。 4 難病及び精神保健に関すること。 5 食生活改善活動に関すること。 6 歯科保健に関すること。 7 地域における保健の推進組織に関すること。
	国保係	1 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。 2 国民健康保険被保険者の資格及び給付に関すること。 3 国民健康保険税の賦課、調定、調査及び減免に関すること。 4 国民健康保険事業に係る第三者行為及び不当利得に関すること。
	医療給付係	1 老人保健医療受給者の資格及び給付に関すること。 2 福祉医療費給付金の支給に関すること。 3 後期高齢者医療制度に関すること。 4 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。

1－3 飯田市予算及び保健福祉等行政の概要

（「平成 31 年度 飯田市当初予算（案）の概要」より抜粋）

1 平成 31 年度飯田市当初予算のポイント

飯田市一般会計の予算総額 463 億 5,000 万円（対前年比 1.10%）

■歳出予算の特徴

「いいだ未来デザイン2028」（飯田市総合計画）前期 4 年間の折り返しの年にあたる平成31（2019）年度当初予算は、リニア開通の翌年2028年に実現したい飯田市の「くらしの姿」「まちの姿」に向かって、飯田の未来づくりへのチャレンジを加速させる予算として編成しました。

平成31（2019）年度は、南信州広域連合から委託を受けて飯田市で整備を進めてきた「産業振興と人材育成の拠点（愛称：エス・バード）」を活用し、リニア将来ビジョンが掲げる「高付加価値都市圏」＝「田園都市型の学術研究都市」の実現に向け、新たな雇用創出につながる産業振興と人材育成を積極的に展開します。そのために、航空機産業の基盤強化に係る事業に加え、食品産業や伝統的な地域産業などの基幹・既存産業を地域産業高度化・ブランド化事業として取組を推進します。

また、人口減少と少子高齢化の急速な進行により、地域活力の維持が難しくなることを想定し、若者がいったん地域外に出てもやがては戻ってくる人材サイクルの構築を目指し、地域の将来を担う若者を育てる「地域人教育」を一層進めます。さらに、市内20地区それぞれに個性を活かして展開している「田舎へ還ろう戦略」において、地域の個性と魅力を発信することで地域外から人を呼び込み、移住・定住につなげることを目途に、パワーアップ地域交付金の拡充、中山間地域振興施策や全市的な空き家活用の取り組みなどで飯田の未来づくりを地域とともに着実に推進して行きます。

観光資源の活用では、昨年12月に日本版DMO法人として登録された南信州観光公社との連携により、（仮称）天竜峡大橋の開通を控える天竜峡を中心とした周遊型の誘客事業の展開を図ります。

これらの取組を効果的に進めるための基盤整備として、リニア中央新幹線整備関連では、本格化する代替地整備や（仮称）座光寺スマートIC、リニア関連道路や三遠南信自動車道を基幹とする道路ネットワークの構築・強化などを実施します。

市民の生活では、高齢者福祉や子育て環境の充実、防災など市民の暮らしと安全を守る事業の予算を確保しました。

2 飯田未来デザイン 2028 戦略計画の 12 の基本目標における平成 31 年度予算の特徴

■ 健康福祉部等の主要な事業

戦略計画及び予算額	特徴的な主な事業・取組
基本目標 5 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 平成 31 年度当初予算額 1,481,540 千円	◆ 妊娠期から出産・子育てへの途切れない支援 ・母子保健コーディネーターによる戸別支援プランの作成や母子健康手帳の交付等のサポートの充実 ・妊娠期からの途切れない寄り添い支援サービスと宿泊型の産後ケア事業の実施 ・不妊及び不育症治療への支援の継続と周知の強化 ◆ 結婚したいと思う若者へのライフデザイン支援 ・都市部の独身女性を対象とした結婚相談事業（マッチングイベント）の展開 ・地区で開催するイベント支援の強化など効果のある結婚相談事業の展開 ◆ 地域が取り組む子育てや見守り活動の支援 ・公立保育園を活用した地域主体の特別保育の実施や子ども見守り活

	動に係るモデル事業の導入支援 ・ 鼎あかり保育園の新園舎整備と同園併設型の放課後児童クラブ事業の開設 ・ 保健、医療、保育、教育など関係機関の連携ができる発達支援体制の整備 ・ 就学相談説明会の開催による就学準備に向けた保護者への情報提供 ・ これからの子育て支援ニーズを踏まえた新たな「子育て応援プラン」の策定 ◆ 保育人材の確保 ・ いいだ型自然保育幼児教育の認知度や評価を高める取組と、信州やまほいく認定園の拡大促進 ・ 上村地区における自然保育のためのフィールド整備や体験保育活動の支援 ・ 働き甲斐のある保育幼児教育の職場づくりの推進
基本目標 6 「市民総健康」と「生涯現役」をめざす 平成 31 年度当初予算額 575,770 千円	◆ 介護予防、重度化防止の推進 ・ 地域の中で介護予防を担う介護予防サポーターの要請と住民主体による介護予防教室の充実 ・ 高齢者の生活と健康状態との関係分析や地区毎の特性把握のための「健康とくらしの調査」の実施 ・ 介護予防拠点施設「おめでとうサロン」を活用した要支援者の自立支援等介護予防事業の充実 ・ 介護保険事業者やリハビリテーション専門職の協力による重度化防止と高齢者の自立支援と新たなシステム導入による適切なケアプランの点検及び指導の強化 ◆ 地域、家族とともに進める健康づくり（働き盛り世代からの生活習慣病予防） ・ 特定健診の開始年齢の方などへの戸別の受診推奨の強化による受診率の向上 ・ 生活習慣病重症化予防対象者に対する訪問、面接等による継続した保健指導の実施 ・ 企業等と連携した出前式の健康講座など働き盛り世代からの生活習慣病予防策の推進 ◆ 後期高齢者を対象とした保健指導（健康づくり） ・ 生活習慣病等の発症、重症化予防や心身機能の低下防止に向けた保健指導の実施 ◆ 介護人材の確保 ・ 南信州広域連合と連携した介護人材確保のための取組の検討と介護に係る資格取得の支援を通じた介護職場への就業促進 ・ 中山間地域への居住と介護等福祉職場への就職を組み合わせた移住、定住の取組の促進

基本目標 7 共に支え合い、自ら行動する地域福祉を充実させる 平成 31 年度当初予算額 74,790 千円	◆ 地域福祉課題検討会の開催による地域福祉活動の推進 ・地域福祉コーディネーターとの連携による地域福祉課題の解決に向けた活動の強化 ・各地区における地域福祉課題検討会の開催（課題の洗い出しと解決に向けた取組の検討） ◆ 福祉有償運送の全市展開と移動困難者対策 ・移動に支障をきたす高齢者や障がい者に対する福祉有償運送事業の全市的な提供 ・NPO 法人など多様な主体によるサービスの提供の推進 ◆ ゴミ出し困難者対策 ・福祉事業者によるごみ収集運搬の認可制度の整備やモデル地区でのごみ出しボランティア支援 ・ごみ収集事業者との連携による個別収集などごみ出し困難者対策の推進 ・まちづくり委員会など地域の団体が行うモデル地区でのごみ出しボランティアの支援
---	--

2 福祉課

2-1 地域福祉、更生保護、社会援護

1 地域福祉の推進事業

平成 28 年度に策定に至った「飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が、平成 29 年度から計画期間を 4 年間として開始された。多様な主体を担い手として、共助による福祉のまちづくりを推進していく。

(1) 新たな課題に対する住民、事業者、行政等の協働による解決

高齢化に伴い、買い物、ごみ出し、移動等の困難世帯という新たな地域福祉課題が発生している。それらの課題は住民や行政単体では解決が難しい場合が多く、住民、事業者、ボランティア、行政等、多様な主体が協働する中で、それぞれの役割を発揮して解決に向かうことが必要である。

市内 20 地区では地域福祉コーディネーターの支援により、まちづくり委員会（健康福祉委員）を中心に多様な主体が連携し、地域の福祉課題の解決に向けて取り組みを進めている。地域福祉活動計画ではそこに掲載された各地区の取り組み事例の横展開を推進する。

また、地域福祉コーディネーターと一緒に市職員等が市内 20 地区に入り、地域の福祉課題把握を行うとともに、問題解決に向けての検討をする地域福祉課題検討会を行っている。

(2) 地域見守り活動事業

最も基本的な住民相互の支え合い活動である「見守り」を、より具体的な支え合い活動に発展させていく日常生活における見守りから、電話による安否確認等を行う安心コール、ふれあいサロンへの参加による安否確認など、地域の実情に合わせて工夫を凝らした取り組みが推進されえている。座光寺地区、松尾地区では新聞販売店等と見守り協定が締結されている。

平成 29 年度から飯田市全域を対象とした民間事業者との見守り協定の締結を開始し、見守りネットワークを構築した。多くの目で見守ることにより、住民の異変に対して、より速やかな発見及び対応が期待できる。

(3) 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）策定事業

近年の災害では、高齢者や障がい者など避難に支援が必要な、「要配慮者」が犠牲になることが多く、災害時に適切な支援を行うことが必要とされている。また、要配慮者は災害時だけでなく日常においても支援を必要としており、マップの作成目的を「災害時」から「日常の支え合い」へ広げ、まちづくり委員会が主体となり飯田市と飯田市社会福祉協議会が協働して、マップを中心とした地域での支え合いの推進に取り組んでいる。

2 保護司および“社会を明るくする運動”

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）であり、保護観察官と協力・連携して、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動などを行っている。令和元年 10 月 1 日現在、当飯田地区では 47 名の保護司が活動している。また、飯田市更生保護女性会と飯伊地区更生保護協力事業主会が保護司の活動を支えている。

社会を明るくする運動飯田市推進委員会が、市内 9 団体（飯田市、飯田地区保護司会、飯田市更生保護女性会、飯伊地区更生保護協力事業主会、飯田市まちづくり委員会、飯田人権擁護委員協議会中部部会、飯田市校長会、飯田市 P T A 連合会、長野保護観察所飯田駐在官事務所）により構成され、毎年 7 月を強調月間として、犯罪・非行予防および更生保護への理解・協力を呼びかける“社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～”を開催している。

第 68 回 “社会を明るくする運動” 飯田市推進委員会実施事業

- (1) 公開ケース研究会 7 月 3 日 (火)
会場：飯田文化会館 参加人数：130 名
- (2) 地区講演会 7 月 26 日 (水) (第 66 回天竜峡夏期大学共催)
会場：川路公民館 参加人数：162 名
- (3) ミニ集会
7 月を中心に各地で全 105 回開催 参加人数：延べ 2,052 名
- (4) 小中学生および家庭への啓発活動
◎市内の全中学生及び小学生全家庭に、非行・犯罪防止の啓発資料を配布
◎遠山中学校で講話会を開催 7 月 9 日 (月) 参加人数：55 名
- (5) 作文コンテスト
“社会を明るくする運動” 長野県推進委員会が主催するコンテストに参加。
題 材：犯罪や非行の問題について考えたことや体験したこと
応募数：小学生 613 点、中学生 518 点
入選数：小学生 最優秀賞 0 優秀賞 0 入選 7
中学生 最優秀賞 0 優秀賞 1 入選 5
- (6) 愛のはがき募金
募金総額 3,268,108 円
この浄財は“社会を明るくする運動”での事業費・広報啓発費、青少年健全育成事業及び各更生保護団体の活動運営費として活用されている。

3 海外引揚者援護事業

戦前から終戦間際まで満州開拓団として中国に渡り、その後、敗戦の混乱でやむなく中国に残ることになった人々を中国残留邦人（孤児、婦人）という。今日までに多くの残留邦人が帰国を果たし、飯田市にも定着した。平成 31 年 10 月 1 日現在で、国費帰国者は 29 世帯 40 人である。

永住帰国を果たしても、文化の違いや言葉がわからないなど困難も多い。また、帰国者の高齢化による新たな問題も発生している。このようなことから、平成 19 年 11 月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律が改正され、次のとおり支援を行うこととなった。（市主体事業は以下の（2）及び（3））

- (1) 老齢基礎年金の満額支給
- (2) 生活支援金支給
- (3) 地域社会における生活支援
 - ア 日本語教室支援（松尾・川路・山本・上郷で実施）
 - イ 交流事業支援（松尾・川路・山本・上郷で実施）
 - ウ 通訳派遣（医療・介護・学校等で通訳が必要な場合）その他中国残留邦人同士の交流会を開催している。

4 戦傷病者・戦没者遺族等援護事業

一定の要件を満たす戦没者等の遺族及び戦傷病者等の妻に対して、「恩給法」および「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、「戦傷病者特別援護法」、「援護年金法」などの法令に基づき、弔慰金または給付金の支給に係る事務を行っている。

2-2 民生委員・児童委員、福祉委員

■ 概 況

民生委員は、民生委員法（昭和23.7.29施行）によって設けられ、児童福祉法により児童委員も兼ねている。生活保護法、児童福祉法をはじめとする福祉関係各法に基づき、社会福祉行政全般にわたる協力者であるとともに、担当地区全体の社会福祉を増進する任務をもった民間の奉仕者であり、我が国の社会福祉事業特有の極めて重要な存在である。この制度は、大正6年5月に済世顧問制度が岡山県で創設され、翌大正7年10月に大阪府で方面委員制度が創設されたものが全国へ普及して、国における方面委員制度の制定となり、さらに民生委員法へと発展してきた。長野県では大正12年4月に方面委員制度が創設され、飯田市においては昭和2年に初めて方面委員が委嘱された。

飯田市の民生児童委員の定数は、国が定めた定数基準（人口10万人以上の市は170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人）に基づき、令和元年12月より235名となっている。また、平成6年1月1日からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」制度が創設され、令和元年12月現在では24名の委員が委嘱されている。

飯田市においては、昭和49年4月1日から民生委員を飯田市福祉委員として委嘱し、地域福祉の推進等に協力をいただいている。

■ 飯田市民生児童委員協議会

民生委員法の規定により、飯田市内20地区を単位に民生児童委員協議会を組織し、職務に関する連絡、研究、研修、必要な資料や情報の収集、関係機関との連絡等、積極的な活動を続けている。

1 令和元年度 飯田市民生児童委員協議会事業計画

（1）事業方針

人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの衰退等、厳しい社会情勢を背景に、育児、介護、障害、貧困、それらに同時に直面する家庭など、地域の福祉課題は多様化・複雑化しており、地域包括ケアシステムの構築が求められている。また、その他に災害時の要支援者への対応、消費者被害の増加も福祉課題としてあげられる。

こうした中、全国民生委員児童委員連合会では、民生委員制度創設100周年である平成29年に新たに活動強化方策として「支えあう住みよい社会地域から」を掲げた。また、長野県民生委員児童委員協議会連合会では、令和元年度目標として、「支えあう住みよい社会地域から」～住民の笑顔、安全、安心のために～を掲げている。

平成29年度を初年度とする「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」及び「飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」には、地域福祉の充実、推進が掲げられている。

飯田市民生児童委員協議会では、これらを踏まえつつ重点事項を掲げ、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域社会を築くために、関係機関・関係団体との連携・協働体制の強化を図り、日々の見守り・相談・援助活動の中で住民の福祉ニーズを的確に把握するとともに、地域住民が支え合う取り組みを充実させるための活動を積極的に進めていく。

(2) 重点事項

- ① 委員活動の基本重視、資質向上及び健康管理
- ② 民児協の組織強化
- ③ 関係機関との連携及びネットワークづくり
- ④ 個別援助活動の強化
- ⑤ 地域福祉推進への取り組み
- ⑥ 地域の防災力強化への協力
- ⑦ 生活援助方策による生活福祉資金の活用促進
- ⑧ 地域における子育て支援活動の推進及び青少年健全育成活動の推進

(3) 具体的な活動の進め方

- ① 委員活動の基本重視、資質向上及び健康管理
 - ア 民生委員法第15条の守秘義務を遵守し、個人情報に配慮した活動と適切な取扱い
 - イ 人権尊重、権利擁護の視点に立ち、住民から信頼される委員活動
 - ウ 担当区域内を掌握、また住民の生活実態を把握し、相談、助言、援助、公助につなぐ役割
 - エ 知識や 情報を習得し、日常活動を継続
 - オ 福祉台帳の点検・整備と活動記録の活用
 - カ 積極的に健診を受け、自らの健康管理
- ② 民児協の組織強化
 - ア 会長会や地区民児協、ブロック民児協等での情報交換や福祉課題・施策等の学習・研修
 - イ 他の自治体の民児協等との情報交換
 - ウ 民生児童委員の負担軽減を考慮した組織運営の推進
 - エ 地区民児協間の連携及び情報交換を図るため、合同民児協の開催
- ③ 関係機関との連携及び在宅援助のためのネットワークづくり
 - ア 関係機関及び団体等との連携及び情報共有
 - イ 関連する団体等から協力依頼、出席要請のあった事業への積極的参加、協力
 - ウ 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）作成・更新への協力
 - エ 福祉・保健・医療及び介護保険のネットワークづくりの推進
 - オ 要援護者を囲むネットワークづくりの推進
 - カ「長野県地域見守り協定」、また、市・民間事業者との見守り協定に基づき、地域特性に応じ
て、地域社会での孤立・孤独をなくす運動の推進
- ④ 個別援助活動の強化
 - ア 介護者の実態とニーズの把握
 - イ 要援護者に対する個別ニーズの把握
 - ウ 要援護者処遇検討会議の充実
 - エ 相談及び助言と情報提供を含めた援助活動の強化
- ⑤ 地域福祉推進への取り組み
 - ア 社会福祉協議会の組織強化及び地域福祉推進事業への協力

イ 日常の支え合い活動推進への協力

ウ 市民の地域福祉に対する理解と参加の呼びかけ

⑥ 地域の防災力強化への協力

ア 平時より避難行動要支援者の情報を関係機関と共有、要配慮者に関する状況把握に協力

イ 災害発生時、関係団体と連携し、支援協力体制を整備

ウ 災害発生後、避難行動要支援者、要配慮者の避難支援及び安否確認に協力

⑦ 生活援助活動方策による生活福祉資金の活用促進

ア 生活福祉資金の活用が自立更生に役立つと認められる世帯（者）に対して、貸付・償還方法を検討し積極的な援助指導

イ 更生援助記録表を整備して、資金借受世帯（者）の更生援助をはかるための諸問題について、定例民児協において研究討議する等、資金活用の取り組みをはかり、社会福祉協議会等と密接な連携をとりながら、借受世帯の援助活動の強化

⑧ 子育て・子育てを支える環境づくりの推進及び青少年健全育成活動の推進

ア 子どもや子育て家庭をめぐる課題の提起などの働きかけや主任児童委員の互いの活動の一層の推進を図るため、年4回の主任児童委員会を開催

イ おめでとう赤ちゃん訪問活動事業を実施し、地域ぐるみで子育て・子育てを支援。

ウ 地域の親や子ども達と接する立場にあるため、保育所や学校など関係機関との連携により、児童・生徒に対する児童虐待防止活動等の協力。

エ 青少年の健全育成に携わる諸団体との連携を図り、青少年が安心して成長することができる活動の推進。

オ 会長会において、主任児童委員会との係を回り、当会全体として子どもや子育て家庭の支援のための課題共有と活動の一層の充実

(4) 月別事業計画

月	飯田市民生児童委員協議会関連	長野県・全国民生委員児童委員連合会関連
4月	監査会(12日)、第1回正副会長会(12日)	県民児連理事会(26日)
5月	民生委員児童委員の日(12日)、総会・研修会(17日) 飯田市長の1日民生委員(20日)、第1回会長会(24日)	県民児連評議員・事務担当合同会議(14日)
6月	第2回正副会長会(26日)	
7月	第2回会長会(19日)	関東ブロック民生児童委員活動研究協議会(4～5日) 第24回長野県民生児童委員大会(25～26日)
8月	第3回正副会長会(26日)	県民児連理事会(9日)
9月	第3回会長会(27日)、敬老の日訪問	県社会福祉大会(20日)
10月	研修旅行(2～3日) 第4回正副会長会(24日)、共同募金運動協力	全国民生委員児童委員大会(17～18日)
11月	第4回会長会(15日)	
12月	委嘱状伝達式・臨時総会(2日) 退任者感謝会(9日) 第5回正副会長会(24日)	県民児連理事会・民児協会会長会(13日)
1月	第5回会長会(17日) 委員研修(23日)	
2月	第6回正副会長会(25日)	2期目以上委員研修(4日)、会長研修(19日) 主任児童委員研修(13日) 1期目委員研修(27日)
3月	第6回会長会(17日)	県民児連理事会

(5) 随時事業

- ① 地区民児協の定例開催、合同民児協の開催
- ② 県社協・市社協、県民児協等他機関への協力
- ③ 独居老人友愛訪問事業への協力
- ④ ブロック研修会の開催
- ⑤ 「民生委員児童委員の日」活動強化週間等、広報啓発活動の実施

2 令和元年度飯田市民生児童委員協議会役員（12.1現在）

会 長 椎 名 佑 平（上久堅地区会長）

副会長 樋 口 昭 三（橋南地区会長）

〃 森 山 文 枝（千代地区会長）

〃 前 島 三津江（上村地区会長）

ブロック	地区名	会長名	民生児童委員数			うち主任児童委員数
			男性	女性	合計	
A	橋北	秦 嘉雄	3	9	12	1
	橋南	樋口 昭三	4	7	11	1
	羽場	小川 茂美	2	10	12	1
	丸山	熊谷 勇	4	5	9	1
	東野	柳澤竜太郎	3	6	9	1
B	山本	田中 哲夫	1	9	10	1
	伊賀良	櫻井 光之	12	10	22	2
	鼎	多田 雅幸	10	13	23	2
C	松尾	小澤 一仁	9	11	20	2
	下久堅	平岩 政弘	3	6	9	1
	上久堅	椎名 佑平	4	3	7	1
D	千代	森山 文枝	2	6	8	1
	龍江	林 宗吉	4	5	9	1
	竜丘	羽場 弘光	5	7	12	1
	川路	牧内 実琴	3	3	6	1
	三穂	松下 新市	3	3	6	1
E	座光寺	椎谷千津子	2	7	9	1
	上郷	瀧浪 礼次	5	21	26	2
F	上村	前島三津江	2	3	5	1
	南信濃	鎌倉 崇	7	3	10	1
合計			88	147	235	24

2-3 障がい者福祉施策

1 概況

平成 30 年度末現在の障がい者数は、身体障がい者手帳保持者数 5,234 人、療育手帳保持者数 902 人、精神保健福祉手帳保持者数 674 人となっており、身体障がい者手帳保持者は減少傾向、療育手帳保持者及び精神保健福祉手帳保持者は増加傾向にある。また、共通して障がい重い人が増え、高齢化の傾向にある。

2 主な事業

障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国においては、平成 30 年 3 月、平成 30 年度から平成 34 年度までの概ね 5 年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた第 4 次障害者基本計画が策定された。飯田市においては、「第 4 次障害者施策に関する長期行動計画」及び「第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者自らが、自分の生き方を選択し、自立できる支援を進めており、「みんなちがって、みんないい。ともに暮らす結いのまちづくり」を目指している。

(1) 障がい者福祉制度の改革

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の施行（平成 25 年 4 月 1 日）

平成 15 年 4 月から始まった「支援費制度」が障がい者福祉制度として多くの矛盾と問題を抱えて継続困難になった結果、平成 18 年 4 月に「障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指して、新しく「障害者自立支援法」が施行された。

その後、平成 23 年障害者基本法の一部を改正する法律（改正障害者基本法）のもと、障がい者制度改革推進本部等に置ける検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月 1 日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」が施行される。

また、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月から施行された。

これにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指す。

障害者総合支援法のポイント

障害者総合支援法に基づく日常生活・社会生活の支援が、障がい児者への共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保、及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念とし、障害者自立支援法から次の点が改正された。

ア．「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病等を追加（平成 25 年 4 月～）

※国が定める対象疾病 H25. 4. 1 : 130 疾病、H27. 1. 1 : 151 疾病、H27. 7. 1 : 332 疾病、
H29. 4. 1 : 358 疾病、H30. 4. 1 : 359 疾病、R1. 7. 1 : 361 疾病

イ．障害支援区分の創設（平成 26 年 4 月～）

- ウ．重度訪問介護の対象拡大（平成 26 年 4 月～）
 エ．共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化（平成 26 年 4 月～）
 オ．地域移行支援の対象拡大（平成 26 年 4 月～）
 カ．地域生活支援事業の追加（平成 25 年 4 月～）
 キ．サービス基盤の計画的整備（平成 25 年 4 月～）
 ク．共生型サービスの創設（平成 30 年 4 月～）

その他関係法律等の制定等

制定	施行	法律名称	内容
H24. 6	H25. 4	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調進法）	・ 国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進 ・ 調達方針の策定、実績の公表
H25. 6	H28. 4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	・ 障がいのある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指す ・ 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」 ・ 障がい者差別解消法第 10 条第 1 項の規定に基づき、飯田市職員が障がい者に対して理解を深め、障がい特性に応じた対応ができることで、障がいの有無に関わらず、共生社会の実現に貢献するため、国の基本方針に基づき職員対応要領を作成
H26. 1		障害者権利条約の批准	・ 障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定

(2) 相談支援事業

・ 一般的相談

障害者自立支援法において、相談支援事業は市町村が行う必須事項として位置づけられた。

飯伊圏域では、歴史的に障がい種別毎に支援センターが開設されてきた経過があったため、平成 19 年 4 月に「飯伊圏域障がい者総合支援センター」が身体障がいと知的障がいを、「南信地域活動支援センター」が精神障がいを、「飯田市こども発達センターひまわり」が障がい児の相談支援事業を開始し、平成 29 年 4 月からは精神障がいの相談支援事業が「南信地域活動支援センター」から「飯伊圏域障がい者総合支援センター」に移行した。

障がい者の身近な存在として、相談業務や自立した地域生活を送るための支援活動に期待が寄せられている。

平成 30 年度相談件数（飯田市民）

（単位：延人数）

相談支援内容	飯伊圏域障がい者 総合支援センター	こども発達センター ひまわり
福祉サービスの利用等に関する事	2, 298	5
障がいや病状の理解に関する事	645	106
健康・医療に関する事	775	7
不安の解消・情緒安定に関する事	528	0
保育・教育に関する事	33	2, 700
家族関係・人間関係に関する事	202	39
家計・経済に関する事	387	0
生活技術に関する事	239	0
就労に関する事	152	1
社会参加・余暇活動に関する事	34	0
権利擁護に関する事	42	0
その他	106	1
計	5, 541	2, 859

・ 計画相談支援

平成 24 年 4 月から計画相談支援の充実が段階的に図られ、平成 27 年度から障がい福祉サービスや障がい児通所支援等を利用する全ての障がい児者は、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のモニタリングを行い、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントによりきめ細かな支援に取り組んでいる。

・ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への移行に取り組んでいる。

(3) 南信州広域連合地域自立支援協議会

障害者総合支援法の規定により実施する相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されている。（南信州広域連合地域自立支援協議会設置要綱第 2 条）

- ① 中立及び公平性を確保する観点から行う委託相談支援事業者の運営評価等
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- ③ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ④ 就労支援に関する協議及び調整
- ⑤ 市町村障害福祉計画等についての協議
- ⑥ その他必要な事項

3 主な障がい者福祉制度の概要

施策名	対象者	施策の説明	備考
特別児童扶養手当（県）	重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいがある 20 歳未満の児童を監護している者	月額 1 級 52,200 円、2 級 34,770 円 年 3 回 4 月、8 月、11 月に支給。 所得制限あり。	
特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障がい者	月額 27,200 円 年 4 回 5 月、8 月、11 月、2 月に支給。 施設入所や病院又は診療所に継続して 3 カ月以上入院しているものを除く。 所得制限あり。	
障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の重度障がい児（20 歳未満）	月額 14,790 円 施設入所した場合除く。 所得制限あり。	
重度心身障害児者医療給付	特別障害者手当の所得制限限度額内 ・身体障がい者手帳 3 級以上該当者 ・療育手帳 A 1、A 2、B 1 該当者 ・自立支援医療（精神通院）該当者（精神通院分のみ対象） ・精神保健福祉手帳 1 級該当者（医療費は外来分のみ対象）	医療機関等で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成。	
総合支援介護給付事業	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者、難病患者等	居宅介護、行動援護、生活介護、同行援護、短期入所等のサービスを受けたときに支給。	原則 1 割負担。ただし負担上限や軽減あり。
総合支援訓練等給付事業	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者、難病患者等	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のサービスを受けたときに支給。	原則 1 割負担。ただし負担上限や軽減あり。
総合支援医療給付事業	身体障がい者、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童 精神障がい者（県）	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療を指定医療機関から受けたときに支給。	原則 1 割負担。ただし負担上限あり。

施 策 名	対 象 者	施 策 の 説 明	備 考
補装具給付事業	身体障がい者、難病患者等	身体機能を補完し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの等で、義肢、装具、車いす等の購入費用を支給。	原則 1 割負担。ただし負担上限や軽減あり。
地域生活支援事業	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者、難病患者等	コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センター等のサービスを受けたときに支給。	原則 1 割負担。ただし負担上限や軽減あり。
日常生活用具給付事業	身体障がい児者、難病患者等	日常生活上の困難を改善し、社会参加を促進するもの等で、排泄管理支援用具、歩行補助つえ等の購入費用を支給。	原則 1 割負担。ただし負担上限や軽減あり。
家庭介護者疲労回復事業（市単独）	常時介護を必要とする在宅の重度心身障身体障がい児者の介護者	家庭介護者が疲労回復のため針灸マッサージの治療費の一部、または飯田市内の入浴施設の利用料の一部を助成。（介護保険対象者との重複分を除く。）	
心身障害児者タイムケア事業	在宅の障がい児者	家族が障がい児者の介護ができない時、近隣知人や市町村長が適当と認めた民間団体などが家族に代わり一時的預かり介護を行う。 利用時間 年間 1 人 300 時間	食費その他実費負担有り
障害児者タクシー利用料金助成事業（市単独）	障がい程度が 3 級以上の身体障がい者手帳保持者（ただし 3 級の外部障がい者は前年分所得税非課税者）、A 1 ～ B 1 の療育手帳保持者・精神保健福祉手帳 1 級手帳保持者	飯田下伊那地域内でタクシーを利用した場合乗車にかかる料金の一部を助成（年間 500 円券×30 枚） ただし自動車・軽自動車税の税減免を受けている方は対象外。	
重度心身障害児通院費助成事業（市単独）	特別児童扶養手当 1 級該当児童	飯伊圏域外の医療機関等に通院、入院等している児童の介護者等の交通費等の一部を助成	交通費 1 / 2
手話通訳者等派遣事業	重度聴覚障がい者	聴覚障がい者等が社会生活上又は日常生活上必要不可欠な事項で市長が適当と認めた場合、コミュニケーションを円滑にするため手話通訳者及び要約筆記者を派遣。	

施 策 名	対 象 者	施 策 の 説 明	備 考
代読奉仕員派遣事業	視覚障がい者	視覚障がい者が家庭生活又は社会生活において円滑な情報処理を行うため、市長が必要と認めた場合、代読奉仕員を派遣。	
地域リハビリ事業（市単独）	医療を終了した障がい者や要介護状態の方	障がい者や要介護状態の方を対象に、福祉課の理学療法士、作業療法士等による施設や在宅におけるリハビリを行う。	
療育リハビリ支援（市単独）	障がい児	学校、保育園、療育センターに理学療法士、作業療法士が出向いて生活リハビリ、訓練指導を行う。	
障害者にやさしい住宅改良促進事業	65 歳未満で障がい程度が 1 ～ 6 級までの身体障がい者手帳保持者（ただし 4 ～ 6 級手帳保持者は独居者又は常時介護する者がいない者） 前年の所得税額が 8 万円以下の世帯	障がいの程度に応じ浴室、便所、台所、階段などの整備改善を図るときに補助基準額 70 万円を上限に補助。（原則 1 割負担）	
障害者余暇活動支援事業	在宅の障がい者	週末等に障がい者に余暇活動の場の提供や家族支援を行う。 社会福祉法人、NPO 法人、非営利の福祉活動を行っている団体等への補助。	
自動車税の減免	手帳の種類・障がい者の年齢、等級、車の所有者名義、本人が運転できるか等による。	自動車税、自動車取得税が免除される。	

4 専門職の設置

・ 理学療法士 1 名	<主な業務> 在宅での機能訓練 飯田市こども発達センターひまわり、保育園、飯田養護学校での機能訓練の他、 障がい児の早期発見・早期療育及び発達相談等 障がい者・高齢者施設での機能訓練
・ 手話通訳者 1 名	<主な業務> 庁舎窓口での手話通訳 庁舎以外公的機関窓口での手話通訳 手話通訳者のコーディネート 要約筆記奉仕員への依頼・通知 聴覚障がい者の緊急時対応

5 障害者虐待防止センターの設置

平成 24 年 10 月 1 日「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、福祉課障害福祉係に「障害者虐待防止センター」を設置した。

(1) 業務内容

- ・通報・届出の受理
- ・養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため障がい者及び養護者に対して相談及び指導並びに助言を行う
- ・障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行う

(2) 平成 30 年度 障がい者虐待の状況

養護者による虐待		虐待の種類＊)	
相談・通報・届出件数	7 件	身体的虐待	1 件
事実確認調査件数	6 件	性的虐待	0 件
虐待と判断	3 件	心理的虐待	2 件
虐待ではない	3 件	放棄・放任	1 件
未確認	0 件	経済的虐待	1 件

＊) 虐待の種類については、虐待の内容によって重複する場合あり。

障がい者福祉施設従事者等による障がい者の虐待		虐待の種類＊)	
相談・通報・届出件数	4 件	身体的虐待	3 件
事実確認調査件数	4 件	性的虐待	0 件
虐待と判断 障がい者支援施設	2 件	心理的虐待	2 件
虐待と判断 障がい福祉サービス事業所	1 件	放棄・放任	0 件
虐待ではない	1 件	経済的虐待	0 件
未確認	0 件		

＊) 虐待の種類については、虐待の内容によって重複する場合あり。

使用者による虐待		虐待の種類＊)	
相談・通報・届出件数	0 件	身体的虐待	0 件
事実確認調査件数	0 件	性的虐待	0 件
虐待と判断	0 件	心理的虐待	0 件
虐待ではない	0 件	放棄・放任	0 件
未確認	0 件	経済的虐待	0 件

＊) 虐待の種類については、虐待の内容によって重複する場合あり。

6 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行

平成 25 年 4 月 1 日、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が施行された。これは、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済的自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的として制定されたものである。

・飯田市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

平成 25 年度	目標額	2,500 千円	実績額	1,270 千円
平成 26 年度	目標額	2,500 千円	実績額	2,105 千円
平成 27 年度	目標額	3,800 千円	実績額	2,534 千円
平成 28 年度	目標額	3,800 千円	実績額	3,665 千円
平成 29 年度	目標額	3,800 千円	実績額	3,590 千円
平成 30 年度	目標額	3,800 千円	実績額	3,866 千円
平成 31 年度	目標額	3,800 千円		

7 障がい者の統計

（1）身体障がい者

① 障害別等級別障害者数

（H31.3.31 現在）

障がい別等級別			1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	4 級 (人)	5 級 (人)	6 級 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	率 (%)
視覚障がい			59	65	23	19	35	34	235	109	126	4.50
聴覚障がい			－	87	99	63	－	456	705	305	400	13.47
ろ う あ			－	5	－	－	－	－	5	3	2	0.10
平衡機能障がい			－	－	1	－	1	－	2	1	1	0.04
音声・言語機能障がい			－	－	20	9	－	－	29	22	7	0.55
そしゃく機能障がい			－	－	1	8	－	－	9	2	7	0.17
肢体不自由	上肢	切 断	1	2	20	23	11	6	63	44	19	1.20
		機能障がい	20	229	133	134	74	54	644	352	292	12.30
	下肢	切 断	－	－	14	20	－	2	36	24	12	0.69
		機能障がい	42	85	502	802	211	70	1,712	505	1,207	32.71
体幹機能障がい			140	191	126	－	68	－	525	270	255	10.03
心臓機能障がい			546	－	98	59	－	－	703	363	340	13.43
腎臓機能障がい			276	－	19	3	－	－	298	202	96	5.69
呼吸器機能障がい			19	－	65	14	－	－	98	68	30	1.87
ぼうこう・直腸小腸機能障がい			2	－	16	141	－	－	159	85	74	3.03
小腸機能障がい			－	－	1	1	－	－	2	1	1	0.04
肝臓機能障がい			5	－	－	－	－	－	5	3	2	0.10
免疫機能障がい			1	1	1	1	－	－	4	4	－	0.08
計			1,111	665	1,139	1,297	400	622	5,234	2,363	2,871	100.00
率 (%)			21.23	12.71	21.76	24.78	7.64	11.88	100.0	45.15	54.85	100.00

② 年齢別身体障がい者数

(H31. 3. 31 現在)

等 級 別	合 計									備 考
	1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	4 級 (人)	5 級 (人)	6 級 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	
0 歳～ 5 歳	7	2	8	1	0	0	18	8	10	19 歳未満 81 人 1.5%
6 歳～14 歳	14	8	4	4	2	3	35	17	18	
15 歳～17 歳	6	4	4	1	0	2	17	7	10	
18 歳～19 歳	5	0	4	1	1	0	11	8	3	
20 歳～39 歳	34	36	33	18	7	11	139	71	68	20～59 歳 579 人 11.1%
40 歳～49 歳	51	27	20	27	14	11	150	86	64	
50 歳～59 歳	68	48	57	64	34	19	290	173	117	
60 歳～64 歳	65	45	46	69	29	17	271	149	122	60 歳以上 4,574 人 87.4%
65 歳～74 歳	216	136	176	258	107	78	971	503	468	
75 歳以上	645	359	787	854	206	481	3,332	1,341	1,991	
合 計	1,111	665	1,139	1,297	400	622	5,234	2,363	2,871	

(2) 知的障がい者

知的障がい者療育手帳所持者数

(H31. 3. 31 現在)

区分 \ 年令	18 歳未満			18 歳以上			合 計		
	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)
A 1	36 (11)	18 (9)	54 (20)	132 (25)	88 (17)	220 (42)	168 (36)	105 (26)	274 (62)
A 2	–	1	1	4	10	14	4	11	15
B 1	18	12	30	105	86	191	123	98	221
B 2	78	46	124	177	91	268	255	137	392
計	132	77	209	418	275	693	550	352	902

* () の中には、重症心身障がい児 (者) を再掲

(3) 精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(H31. 3. 31 現在)

	1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	合 計 (人)
男	217	107	36	360
女	204	115	28	347
計	421	222	64	707

8 障がい者福祉施設等

(1) 自立支援介護給付・訓練等事業

サ ー ビ ス 名	延べ利用人員 (人)	H31. 3. 31 現在 (人)
居 宅 介 護	839	77
同 行 援 護	183	16
行 動 援 護	182	16
シ ョ ー ト ス テ イ	1, 264	136
療 養 介 護	91	9
生 活 介 護	3, 087	290
施 設 入 所 支 援	1, 485	141
自 立 訓 練	185	25
グ ル ー プ ホ ー ム	1, 786	168
就 労 移 行 支 援	294	48
就 労 継 続 支 援	3, 203	319
計 画 相 談	7, 872	759
地 域 移 行 支 援	0	0
地 域 定 着 支 援	0	0
計	20, 471	2, 004

(2) 地域活動支援センター

事 業 名	延べ利用人員 (人)	H31. 3. 31 現在 (人)
地域活動支援センターⅡ型	478	65
地域活動支援センターⅢ型	688	73
計	1, 166	138

(3) 地域生活支援事業

サ ー ビ ス 名	延べ利用人員 (人)	H31. 3. 31 現在 (人)
移 動 支 援	869	120
訪 問 入 浴	104	10
日 中 一 時 支 援	445	48
計	1, 418	178

(4) 障がい児通所支援事業

サ ー ビ ス 名	延べ利用人員 (人)	H31. 3. 31 現在 (人)
児 童 発 達 支 援	368	45
放課後等デイサービス	3, 019	245
保育所等訪問支援	27	9
障がい児相談支援	533	290
計	3, 947	589

2-4 生活保護関係

【生活保護の動向】

飯田市における生活保護の動向をみると、昭和 26 年頃からはほぼ一貫して減少してきたが、平成 4 年頃から保護率は 3%前後で横這いとなった後、平成 9 年度からは再び減少に転じ、平成 12 年度には 2.5%にまで減少した。その後、平成 13 年度には経済不況の影響から増加傾向に転じ、その後 3.3%から 3.5%で推移してきた。しかし、平成 20 年秋の世界同時不況後は上昇を続け、21 年 8 月には 3.81%と、近年にない高い保護率となった。その後、保護率は低下することなく緩やかに上昇し、平成 31 年 3 月末現在の被保護世帯は 382 世帯、被保護人員が 456 人、保護率は 4.51%で、横ばい傾向にある。

世帯類型別に見ると、高齢者世帯が 53.0%と全体の 5 割を上回り、保護世帯の高齢化が顕著である。他では、母子世帯が 2.4%、障がい者世帯が 14.4%、傷病者世帯が 16.0%、その他世帯が 14.2%となっている。

平成 30 年度における生活相談件数は、延べ 438 件となっており、横ばい傾向である。一方で、生活相談から、そのまま生活保護申請に至るケースが多く見受けられる。平成 27 年 4 月、生活困窮者自立支援法が施行され、飯田市が自立相談支援事業を飯田市社会福祉協議会に業務委託し、開設された飯田市生活就労支援センター「まいさぼ飯田」の活動が、生活保護の動向に影響を与えているものと考えられる。

1 被生活保護世帯の推移及び扶助別支給額

(単位：世帯、人、千円、%)

区分 \ 年度		S40 年度 (1965)	S50 年度 (1975)	S60 年度 (1985)	H7 年度 (1995)	H12 年度 (2000)	H17 年度 (2005)	H22 年度 (2010)	H27 年度 (2015)
被保護 世帯	実数	396	339	312	235	218	279	338	392
	指数	100	86	79	59	55	70	85	99
被保護 人員	実数	836	544	477	301	269	338	388	481
	指数	100	65	57	36	32	41	46	58
保護率 (%)	実数	10.5	6.8	5.9	2.9	2.5	3.2	3.7	4.6
	指数	100	65	56	28	24	30	35	44
保 護 費	生活 扶助	支出額	26,082	76,133	124,349	121,480	112,728	161,205	183,232
		構成比	29.9	26.4	25.1	24.3	24.8	27.5	25.1
	住宅 扶助	支出額	2,006	4,549	14,945	25,450	27,263	43,439	55,051
		構成比	2.3	1.6	3.0	5.1	6.0	7.4	7.5
	教育 扶助	支出額	2,743	2,797	4,892	2,438	1,082	660	881
		構成比	3.1	1.0	1.0	0.5	0.2	0.1	0.1
	医療 扶助	支出額	51,952	171,327	308,366	291,136	251,206	278,842	378,094
		構成比	59.5	59.5	62.3	58.3	55.2	47.7	51.7
	介護 扶助	支出額	-	-	-	-	1,147	17,005	19,064
		構成比	-	-	-	-	0.3	2.9	2.6
	出産 扶助	支出額	-	35	-	-	-	-	-
		構成比	-	0.0	-	-	-	-	-

保 護 費	生業 扶助	支出額	334	66	60	-	31	-	113	937
		構成比	0.4	0.0	0.0	-	0.0	-	0.0	0.1
	葬祭 扶助	支出額	119	450	700	318	-	144	571	646
		構成比	0.1	0.2	0.1	0.1	-	0.0	0.1	0.1
	小計	支出額	83,236	255,357	453,312	440,822	393,457	501,295	637,006	563,228
		構成比	95.3	88.7	91.6	88.3	86.5	85.6	87.1	85.2
	保護施設事 務費及び委 託事務費	支出額	4,091	32,647	41,833	58,364	61,313	84,168	94,017	97,802
		構成比	4.7	11.3	8.4	11.7	13.5	14.4	12.9	14.8
	合計	支出額	87,327	288,004	495,145	499,186	454,770	585,463	731,023	661,030
		構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2 飯田市保護率の状況（平成31年3月31日現在）

地区	区分	世帯数(A) (H31.3.31)	人口(B) (H31.3.31)	被保護世帯数	被保護人員	保護率(%) (D)／(B)×1,000
				停止中を含む(C)	停止中を含む(D)	
橋	北	1,453	2,979	23	25	8.39
橋	南	1,263	2,678	32	36	13.44
羽	場	1,934	4,756	56	61	12.83
丸	山	1,448	3,443	19	22	6.39
東	野	1,307	2,888	21	24	8.31
小	計	7,405	16,744	151	168	10.03
座	光寺	1,607	4,434	8	9	2.03
松	尾	5,075	12,977	54	68	5.24
下	久堅	974	2,865	4	4	1.40
上	久堅	496	1,279	2	2	1.56
千	代	583	1,665	2	2	1.20
龍	江	1,021	2,795	5	5	1.79
竜	丘	2,552	6,806	6	8	1.18
川	路	759	1,993	4	5	2.51
三	穂	461	1,422	1	1	0.70
山	本	1,728	4,819	23	29	6.02
伊	賀良	5,550	14,580	23	40	2.74
鼎		5,274	13,180	47	61	4.63
上	郷	5,527	13,794	40	42	3.04
上	村	191	404	2	2	4.95
南	信濃	693	1,354	10	10	7.39
新市	小計	32,491	84,367	231	288	3.41
上郷・上村・南信 濃を除く全市		33,485	85,559	330	402	4.70
全市	合計	39,896	101,111	382	456	4.51

3 標準4人世帯保護基準額（3級地－1）

（標準4人世帯：35才男、30才女、9才男、4才女）

（単位：円）

年度 扶助別	S40年 (1965)	S50年 (1975)	S60年 (1985)	H7年 (1995)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)
生活扶助	14,921	60,880	127,670	167,010	171,770	171,960	173,659
住宅扶助	1,300	3,400	5,000	26,500	31,800	31,800	41,300
教育扶助	340	1,040	1,690	2,080	2,150	4,710	5,540
計	16,561	65,320	134,360	195,590	205,720	208,470	220,499
1人当り平均	4,140	16,330	33,590	48,898	51,430	52,117	55,125
指数	100	394	811	1,181	1,242	1,259	1,332

（注）生活扶助は、冬季加算額を含む。

4 被保護世帯分類（厚生労働省報告例による）

年月 世帯別	S40年7月 (1965)		S50年7月 (1975)		S60年7月 (1985)		H7年7月 (1995)		H12年7月 (2000)		H17年7月 (2005)		H22年7月 (2010)		H27年7月 (2015)	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者世帯	94	26.5	98	30.3	82	25.7	143	46.7	97	43.7	127	48.1	148	43.5	199	51.8
母子世帯	79	22.3	28	8.7	31	9.7	4	1.3	6	2.7	5	1.9	6	1.8	15	3.9
障がい者世帯	25	7.0	59	18.3	163	51.1	58	19.0	82	36.9	55	20.8	63	18.5	58	15.1
傷病者世帯	-	-	-	-			68	22.2	30	13.5	52	19.7	80	23.5	59	15.4
その他世帯	157	44.2	138	42.7	43	13.5	33	10.8	7	3.2	25	9.5	43	12.6	53	13.8
計	355	100.0	323	100.0	319	100.0	306	100	222	100.0	264	100.0	340	100.0	384	100.0

5 平成30年度保護申請・却下・開始・廃止状況（世帯数）

月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	1ヶ月 平均
申請	9	5	1	6	2	6	5	7	5	5	4	11	66	5.5
却下	2	1	-	-	-	-	1	3	1	-	-	1	9	0.8
取下げ	0	1	-	2	1	-	-	-	-	-	1	-	5	0.4
開始	4	5	2	1	4	2	8	3	5	4	4	8	50	4.2
廃止	5	5	5	-	2	7	3	6	3	9	5	1	51	4.3

6 保護の原因別開始・廃止件数

(1) 保護開始

保護原因 年度	世帯主の疾病	世帯員の疾病	稼働者の死亡・離別・不在	老齢による	稼働収入の減少	年金・仕送りの減少	貯金等の減少・喪失	その他（転入を含む）	合計
H2 (1990)	18	2	-	-	7	-	-	6	33
H12 (2000)	14	1	-	2	3	3	1	7	31
H17 (2005)	24	1	-	4	3	5	11	4	52
H22 (2010)	17	-	-	2	2	24	20	13	78
H27 (2015)	19	2	-	4	21	6	19	5	76

(2) 保護廃止

理由 年度	世帯主の疾病治癒	世帯員の疾病治癒	死亡・失踪	稼働開始収入増加	働き手の転入	年金・仕送りの増加	施設入所	医療費等其他法負担	親戚等の引き取り	その他（転出・辞退を含む）	合計
H2 (1990)	-	-	7	13	1	3	3	-	1	7	35
H12 (2000)	-	-	5	4	-	1	8	-	-	5	23
H17 (2005)	-	-	13	2	-	-	8	-	-	4	27
H22 (2010)	-	-	17	21	-	7	8	-	3	18	74
H27 (2015)	-	-	22	12	-	6	9	-	4	14	67

7 行旅病人・浮浪者等の援護状況

項目 \ 年度	S40年 (1965)	S50年 (1975)	S60年 (1985)	H2年 (1990)	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)
来所者数	28	21	28	26	29	67	33	12	-
電車賃等支給件数	26	21	28	24	28	54	27	12	-
食費代支給件数	12	18	17	17	19	27	6	-	-
宿泊代支給件数	4	-	-	1	1	2	-	-	-
行旅死亡人	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2-5 生活就労支援センター

1 生活就労支援センターの業務内容

平成 27 年 4 月 1 日からの生活困窮者自立支援法の施行により、飯田市社会福祉協議会へ業務委託し、飯田市生活就労支援センター「まいさぼ飯田」を設置しています。

＜市の委託事業＞

- ・ 自立相談支援事業
- ・ 所在地：飯田市高羽町 6-1-3 コクサイビル 1F
- ・ 電話：49-8830、FAX：49-8692

2 生活就労支援センターの支援実績

就労に関する問題を中心としながら、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と共に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行った。

平成 30 年度における相談支援実績は、下表のとおり。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
新規相談受付件数	9	9	21	10	8	10	15	18	17	17	13	18	165
プラン作成件数	8	10	8	8	7	7	7	6	2	11	11	5	90
就労支援対象者数	0	3	2	5	1	1	1	3	0	4	5	1	26
就労者数（一般）	1	3	2	2	2	3	2	1	1	1	1	1	20

2-6 住宅確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。一定の資産収入等に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支給決定をする。

平成 30 年度の飯田市の支給状況は、下表のとおり。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
新規申請件数	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
給付決定件数	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1

2-7 一時生活支援事業

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う一定の資産収入に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支援決定をする。

なお、平成 30 年度の飯田市の支援対象者はなかった。

2-8 家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。飯田市が支援決定をする。

平成 30 年度の飯田市の支援状況は、下表のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規申請件数	-	2	1	1	-	1	1	3	1	1	1	1	13
支援決定件数	1	3	2	3	0	1	2	3	1	2	2	1	21

2-9 福祉企業センター

福祉企業センターは、社会福祉法第2条第2項第7号に規定する社会福祉事業の授産施設であり、身体に障がいをお持ちの方や精神上の理由または、家庭の事情で就労などが困難な方に就労の場を提供し、将来的には一般就労を目指していただくことを目的としている。

市内には6箇所の福祉企業センターがある。

所 名	今宮 福祉企業 センター	上久堅 福祉企業 センター	鼎 福祉企業 センター	上郷 福祉企業 センター	上村 福祉企業 センター	南信濃 福祉企業 センター
開設年月日	S37. 4. 1	S36. 6. 1	S29. 12. 1	S37. 8. 1	S38. 10. 12	S38. 10. 20
分場	—	—	—	—	程野 中郷(休所)	—
定員	30 名	20 名	30 名	30 名	15 名	30 名
利用者数	21 名	14 名	29 名	26 名	7 名	15 名
(内訳)						
身体障がい者	4 名	3 名	3 名	2 名	1 名	2 名
知的障がい者	6 名	1 名	6 名	6 名	2 名	— 名
精神障がい者	4 名	— 名	1 名	3 名	— 名	1 名
高齢者	4 名	9 名	10 名	6 名	4 名	10 名
その他	3 名	1 名	9 名	9 名	— 名	2 名
作業内容	菓子箱折・袋詰 電子部品仕切組立 茶箱折 瓶蓋シール 圧着 水引工芸品組立 熊手制作 基板絶縁	水引 正月飾り 木工 破魔矢・熊 手制作 菓子詰 食品ポリ袋 シール貼り	抵抗器サシ 作業 換気扇部品 組立 スイッチケ ース組立 菓子・漬物箱 詰・箱折 ごみ袋証紙 貼り 圧力計プレ ス	菓子箱折・袋 詰 自動車用ハ ーネス組立 水引・金封 瓦屋根軒先 部品組立 野球関連グ ッズ加工	縫製・ 菓子箱詰・箱 折・反物の裁 断	菓子箱詰・箱 折 工芸品 凍み豆腐縛 り 圧力計プレ ス ゴムバリ取 り(自動車部 品)
販売高(円)	5,536,284	2,605,630	12,432,547	7,466,096	2,225,632	5,185,523
工 賃(円)	5,464,490	2,550,092	11,869,621	6,953,233	1,839,722	4,187,894
利用料(円)	939	161,233	34,292	267,169	146,625	440,504

※利用者数：平成30年度末現在の利用者数

※販売高：平成30年度受託事業収入

※工賃：平成30年度支払工賃総額

※利用料：平成30年度一般利用者利用料(10%)

3 子育て支援課

3-1 児童福祉関係

1 保育所等の数及び利用定員の推移

平成 31（2019）年 4 月 1 日現在の認可保育所は 33 か所（施設数は 35 か所）、幼保連携型認定こども園は 6 園、地方裁量型認定こども園は 1 園、事業所内保育所は 2 園である。入所児童数は未満児、乳児保育の一般化により増加傾向にある。

さらに、就労形態の多様化、産休明けの職場復帰、景気不安による女性の求職・就労の増加により年度途中からの入所児童が増加しており、平成 29 年度途中入所児童は 317 人余に及ぶ。

施設数及び利用定員

区分 年度	公 立		私 立		計	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
27	17	1,380	23	2,506	40	3,886
28	17	1,380	24	2,541	41	3,921
29	16	1,345	25	2,611	41	3,956
30	16	1,345	27	2,651	43	3,996
31 (2019)	16	1,345	28	2,761	44	4,106

*施設数に分園を含む。

2 年齢別保育所・認定こども園入所状況

(平成 31（2019）年 4 月 1 日現在)

園 名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	利用 定員
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計				
丸山保育園				8	2	3	13			13	50
座光寺保育園	1	16	11	26	23	26	103	3		106	150
松尾東保育園		13	14	19	31	28	105			105	145
下久堅保育園		11	14	11	19	19	75	1		75	115
上久堅保育園				5	5	7	17			17	20
龍江保育園		2	12	12	22	13	61			61	90
竜丘保育園				14	19	22	55			55	75
川路保育園				11	16	14	41			41	45
三穂保育園		3	7	4	12	13	39			39	45
山本保育園		3	4	14	10	17	48			48	90
中村保育園		10	6	22	18	31	87			87	90
殿岡保育園		5	12	22	16	27	82			82	95
鼎みつば保育園	2	15	18	36	28	36	135	1		136	150
上郷西保育園		7	10	20	21	25	83			83	120
上村保育園	0	0	0	2	2	1	5			5	20
和田保育園	0	1	3	4	4	3	15			15	45
公立計	3	86	111	230	248	285	968	5	0	968	1,345
美篤西部保育園				1			1			1	
片桐保育園					1		1			1	
山吹保育園				1			1			1	
大下條保育園		1		1			2			2	
泰阜保育所					1		1			1	

園 名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	利用 定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
喬木北保育園		1	1		1		3			3	
豊丘中央保育所				1			1			1	
わかばこども園						1	1			1	
市外公立委託計		2	1	4	3	1	11			11	
飯田仏教保育園	5	36	39	46	33	35	194	5		199	230
飯田中央保育園	2	11	16	23	16	29	97	3		100	150
飯田子供の園保育園	2	6	8	8	8	6	38	1		39	50
時又保育園	6	15	22	27	31	22	123			123	120
風越保育園	1	10	24	23	27	31	116	5		121	130
伊賀良保育園	2	20	23	39	36	40	160			160	150
育良保育園	5	9	15	21	20	35	105			105	140
慈光保育園	1	15	11	10	10	0	47	2		49	50
さくら保育園	0	10	12	20	11	12	65			65	60
さくら保育園久米分園		2	0	4	2	3	11			11	20
羽場保育園	1	9	13	14	17	14	68			68	70
明星保育園	4	16	22	23	30	24	119			119	120
高松保育園	1	7	7	16	16	16	63			63	70
あすなろ保育園	4	12	13	6			35			35	30
千代保育園	1	12	7	4	4	6	34		1	34	45
千代保育園千栄分園				2	5	3	10			10	15
慈光松尾保育園	11	24	35	40	56	52	218	2		220	250
上郷なかよし保育園	4	26	28	37	28	26	149	9		158	170
鼎あかり保育園	6	18	9	34	28	30	125			125	150
私立保育園計	56	258	304	397	378	384	1,777	27	1	1805	2,020
慈光幼稚園	1	9	22	47	53	55	187	7		194	180
飯田ルーテル幼稚園			2	11	12	13	38	4		42	66
聖クララ幼稚園		10	21	29	37	38	135	2		137	120
入舟幼稚園・入舟保育園	1	8	16	29	47	27	128	6		134	110
勅使河原学園	22	15	22	30	29	35	133	14		147	145
ビバ・チャイルド	1	6	5	9	7	6	34	4		38	45
野あそび保育みつけ		3	0	6	8	3	20	4		24	25
私立認定こども園計	5	51	88	161	193	177	675	41		716	691
保育室コッコロ	0	1	5				6	1		7	10
輝山会記念病院事業所内保育所 八重のさくら保育園	1	6	3				10	5		15	40
私立事業所内保育所	1	13	8				22	6			50
市内私立計	62	316	400	558	571	561	2,468	74	1	2,543	2,761

園 名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	利用 定員
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計				
市外私立委託計	0	0	0	0	0	0	0			0	
市内施設合計	65	402	511	788	819	846	3431	79	1	3,511	4,106
認可計	65	404	512	792	822	847	3,442	79	1	3,522	

3 私立幼稚園就園奨励費補助金交付状況

本事業は所得状況に応じ、飯田市外の私立幼稚園に在籍する飯田市に住所を有する児童の保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。平成 30 年度交付状況は以下の通り。

なお、飯田市内の私立幼稚園 5 園は平成 27 年度より幼保連携型認定こども園に移行したため、本事業の対象外である。

所得階層区分	人数	交付金額
市民税非課税世帯	—	—
市民税所得割非課税世帯	—	—
所得割課税額 77,100 円以下	1	162,600-
所得割課税額 211,200 円以下	—	—
市単独補助（同時入所第 2 子以降）	—	—
合 計	1	162,600

4 幼児教育・保育の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3 歳児クラスから 5 歳児クラスの子ども及び住民税非課税世帯の 0 歳児クラスから 2 歳児クラスの子どもを対象に、令和元年 10 月 1 日から保育園・認定こども園等の利用料が無償化されました。

	認可保育園・認定こども園・地域型保育事業等	認定こども園		認可外保育施設等
		1 号認定	預かり保育	
			新 2 号・新 3 号	新 2 号・新 3 号認定
3～5 歳児クラス	無償化	無償化	上限月額 11,300 円	上限月額 37,000 円
満 3 歳児	—	無償化	上限月額 16,300 円 (非課税世帯のみ)	—
住民税非課税世帯 0～2 歳児クラス	無償化	—		上限月額 42,000 円

※新 2 号・新 3 号：保育の必要性の認定が必要。

※認可外保育施設等：届出済認可保育施設、一時預かり保育、ファミリーサポートセンター、病児保育

3-2 児童手当関係

1 児童手当の目的

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援することを目的とする。

2 支給対象

中学校を卒業するまでの児童（15 歳到達後、最初の 3 月 31 日までの間にある児童）を養育している方。（平成 24 年 6 月以降 所得制限あり）

3 支給額（月額）

- 3 歳未満 15,000 円
- 3 歳から小学生の第 1 子、第 2 子 10,000 円（第 3 子以降 15,000 円）
- 中学生 10,000 円
- 所得制限を超過している方 児童 1 人につき 5,000 円

4 支給時期

毎年 2 月、6 月、10 月にそれぞれの前月分までを支給

5 児童手当の支給状況

令和元年 6 月支給実績	
平成 31（2019）年 2 月～5 月	
支給件数	支給額（円）
6,910	539,765,000

3-3 ひとり親関係

1 児童扶養手当の支給

離婚または死別等によるひとり親（または配偶者が重度の障害である）家庭で、18歳まで（児童が中程度以上の障害を有する場合は20歳まで）の児童を養育しているひとり親や、親に代わって児童と同居し養育している保護者に手当を支給する国の制度。

平成22年8月から父子家庭も対象となる。

(1) 手当の額（平成31年4月から）

区 分	月 額	児 童 加 算 額	
		第 2 子	第3子以降1人につき
全部支給の場合	42,910 円	10,140 円	6,080 円
一部支給の場合	所得額に応じ 42,900 円 ～10,120 円	所得額に応じ 10,130 円 ～5,070 円	所得額に応じ 6,070 円 ～3,040 円

※ 一部支給は所得に応じて月額42,900円から10,120円まで10円きざみの額。

（計算式） $\text{手当額} = 42,900 - (\text{受給者の所得額} - \text{全部支給の場合の所得制限限度額}) \times 0.0229231$

10円未満四捨五入

(2) 支給方法

年5回（4月・8月・11月・1月・3月）支給（令和2年度からは年6回 奇数月）

(3) 認定状況（毎年5月末現在の認定者数）

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
966人	986人	997人	1,034人	1,020人	1,017人	985人

2 高等職業訓練促進給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に必要な高等資格（看護師、介護福祉士等）を取得するために長期間養成機関に通う間の生活の不安や負担を軽減するため、修学の期間、促進給付金と修了支援給付金を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

(2) 給付金支給者

2名（令和元年5月末現在）

(3) 高等職業訓練促進給付金の額

・市町村民税非課税 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円、最終学年 月40,000円増

3 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子・父子及び寡婦を対象に、その自立に必要な情報を提供、相談指導等支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

4 飯田市ひとり親家庭福祉会

(1) 会員数の推移

平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
200 人	170 人	130 人	100 人	90 人	110 人	100 人

(2) 実施事業（県母寡連・市・母子会・社協補助事業）（平成 31（2019）年度）

ア 親と子のいきいき講座事業：ぶどう狩り（令和元年 9 月）、体操教室（令和元年 11 月）

イ 親と子の集い事業：南知多ビーチランド 参加者 86 名（令和元年 5 月）

5 母子・父子家庭等に対する援助対策

事業名	実施主体	金額
死別母子父子家庭慰謝激励	飯 田 市	30,000 円
交通災害遺児見舞金	県 社 協	150,000 円

6 母子生活支援施設 平成 31 年 4 月 1 日廃止

3-4 地域子育て支援関係

1 家庭児童相談

こども家庭応援センターが家庭児童相談を行っている。多様な職能スタッフ（保健師、発達臨床心理士、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、教員 OB、ケースワーカー）によって、総合的専門的な相談に応じる。電話または面談による相談業務のほか、養育支援家庭訪問（養育支援に関する技術的援助）を実施する。

（別資料）相談受付経路別件数

年齢別相談種類別受付件数

要保護児童の年齢別新規件数

被虐待者の年齢・相談件数

虐待相談の主な虐待者

相談受付経路別件数

経路	都道府県			市町村			保育所	児童福祉施設	指定医療機関	認定こども園	警察等	保健所	医療機関	学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童・本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他								幼稚園	学校	教育委員会							
H30 相談件数	49	0	0	28	275	16	114	14	0	12	1	3	31	0	34	0	0	7	65	3	2	0	654
H30 虐待相談件数	10	0	0	10	8	0	10	6	0	4	0	0	2	0	5	0	0	3	22	0	0	0	80

年齢別相談種類別受付件数

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
0歳	2	70	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	75
1歳	6	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	33	0	69
2歳	6	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0	73	0	130
3歳	7	14	0	0	1	0	0	0	0	0	0	22	0	0	39	0	83
4歳	8	16	0	0	0	0	0	0	1	0	0	32	0	0	10	0	67
5歳	11	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	3	0	46
6歳	3	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	0	2	0	21
7歳	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	12
8歳	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	14
9歳	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	12
10歳	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	1	0	13
11歳	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	14
12歳	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	15
13歳	5	8	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	17
14歳	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	6
15歳	3	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	0	0	11
16歳	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
17歳	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
18歳以上	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39
計	80	241	4	1	1	0	0	0	2	1	1	141	18	0	163	1	654

要保護児童の年齢別新規件数

年齢	1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生以上	計
H26	7	16	17	19	17	10	20	47	20	48	221
受付	3.2%	7.2%	7.7%	8.6%	7.7%	4.5%	9.0%	21.3%	9.0%	21.7%	100.0%
H27	51	11	14	17	15	16	8	36	8	42	218
受付	23.4%	5.0%	6.4%	7.8%	6.9%	7.3%	3.7%	16.5%	3.7%	19.3%	100.0%
H28	20	14	12	16	11	8	14	32	6	57	190
受付	10.5%	7.4%	6.3%	8.4%	5.8%	4.2%	7.4%	16.8%	3.2%	30%	100.0%
H29	3	2	3	9	5	0	4	12	3	1	42
受付	7.1%	4.7%	7.1%	21.4%	11.9%	0%	9.5%	28.6%	7.1%	2.3%	100.0%
H30	2	6	6	7	8	11	3	28	9	0	80
受付	2.5%	7.5%	7.5%	8.8%	10.0%	13.8%	3.8%	35.0%	11.2%	0%	100.0%

被虐待者の年齢・相談件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
0～3歳	5	0	8	8	21
4～6歳	12	0	7	3	22
小学生	11	0	8	9	28
中学生	1	1	3	4	9
高校生・その他	0	0	0	0	0
計	29	1	26	24	80

虐待相談の主な虐待者

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	11	3	56	0	10	80

2 保育所・認定こども園巡回訪問相談

巡回訪問スタッフ（保育士1、臨床心理士1、家庭児童相談員1、作業療法士2、言語聴覚士1、理学療法士1）の巡回訪問によって、発達支援ニーズのある親子に対し、保護者－保育所・認定こども園－専門機関の三者間連携が機能していくよう技術的支援を行う。

また、市内保育所・認定こども園での個別の指導計画作成により保育士・保育教諭の資質向上を図り、保護者－保育所・認定こども園－小学校が協働して継続性のある発達支援を行う。

＜巡回相談件数および個別指導計画作成実施件数＞ (人)

	年長	年中	年少	未満	全体
巡回相談ケース実数	38	57	72	38	205
個別指導計画作成実施児童数	79	78	79	28	264

3 入園前発達支援学級

次年度、保育所・認定こども園に入る予定の、発達に心配のある子どもや支援を必要とする親子を対象に、今後体験する集団活動の中で必要となる日常生活のスキルを、学級活動を通して経験する。
ばなな・りんごクラブ 実施回数 84 回 延べ利用人数 474 人

4 飯田市子育て支援ネットワーク協議会

児童福祉法第 25 条に基づく要保護児童対策地域協議会（H17.10.14 設置）。次に掲げる要保護児童や要支援児童、特定妊婦を発見したときは、速やかに調整機関へ情報を集約する。調整機関では必要に応じて個別ケース会議を開くなど情報の共有化を図るとともに、それぞれの機関が行う支援の内容を決定し実行する。

- (1) 虐待されている児童
- (2) 虐待が疑われる児童
- (3) 放置すると虐待に至るリスクの高い児童
- (4) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- (5) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
- (6) 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

【要保護児童対策地域協議会構成機関】

- | | | |
|-----------------------|---------------------------|----------------|
| ・飯田医師会 | ・飯田下伊那歯科医師会 | ・長野県看護協会飯田支部 |
| ・長野県助産師会飯下地区 | ・飯田市民生児童委員協議会 | ・長野県飯田保健所 |
| ・長野県飯田児童相談所 | ・飯田警察署 | ・飯田広域消防本部 |
| ・市内保育所 | ・市内認定こども園 | ・市内の小学校及び中学校 |
| ・市内の児童館、児童センター及び児童クラブ | | ・こども発達センターひまわり |
| ・市内の児童養護施設、乳児院 | ・飯田市地域子育て支援拠点つどいの広場 | |
| ・長野県飯田養護学校 | ・飯伊圏域障がい者総合支援センター | |
| ・放課後等デイサービス事業所 | ・飯田市ファミリーサポートセンター | |
| ・飯田市教育委員会 | ・飯田市健康福祉部（保健課・福祉課・子育て支援課） | |
| （調整機関）飯田市健康福祉部子育て支援課 | | |

5 養育支援訪問等

養育支援家庭訪問事業は、児童虐待防止を目的とし支援が必要な家庭に対し、集中的に家庭訪問を行う。訪問スタッフは、保育士資格保有者や通年研修により養成された養育支援訪問登録員があたり、育児モデルとなって家庭を支援する。

虐待防止のための専門的支援は、こども家庭応援センターの職員が保護者に対して家庭訪問や面接等で直接的に実施する支援である。

・養育支援訪問登録員：H30 年度 25 人

・養育支援訪問等件数

年度	養育支援家庭訪問事業		虐待防止のための専門的支援	
	家庭数	延件数	家庭数	延件数
H28 年度	13	241	387	1,719
H29 年度	20	399	391	1,805
H30 年度	10	199	424	1,751

6 こども家庭応援センター「ゆいきっず」

(1) ゆいきっず広場

就学前の親子が寄り集まれる場として市役所りんご庁舎こども家庭応援センター内「キッズルーム」に簡易な遊具を置き、スタッフを常時配置する。親子で一緒に遊びながら利用者親子が交流できる。H27.6.1 プレオープンから H31.3.31 までに合計 1,148 回広場を開催し、のべ 17,568 組の親子にご利用いただいた。平成 30 年度の一日あたり平均利用親子数は 16.1 組となっている。

(2) 子育てに関わる相談

市内在住の 18 歳未満の子ども・子育ての相談／来入学と小中学校在学中の就学相談／虐待の心配など広く子育ての悩みに対応した相談を扱う。相談内容に応じて、さらに専門相談を予約・利用できる。受理した相談は必要に応じて関係機関との連携により適切に支援につなげる。

H30 年度 ゆいきっず全対応ケース 相談種別概要(新規件数および継続件数)

児童養護相談					子育て・発達・教育相談	その他	合計
身体的	ネグレクト	性的	心理的	その他			
42	61	1	44	397	610	50	1,205

7 地域子育て支援拠点

就園前の子育て中の親子が利用し交流や講習会、子育てに関する情報提供、相談を行っている。
特定のデイリープログラムを持たず自由に出入りできる。

平成 30 年度	実施曜日	実施時間	年間実 施日数	年間利用延べ数			1 日平均 利用人数
				おとな	こども	合計	
座光寺つどいの広場	月～金	9:30～15:30	235	2,933	3,534	6,467	27
わいわいひろば	月～金	9:30～14:30	231	4,430	4,786	9,216	39
おしゃべりサラダ	月～金	10:00～15:00	239	1,769	1,971	3,740	15
アイキッズスクエアいくら	火～金	9:30～14:30	152	1,645	2,085	3,730	24
ひだまりサロン	火～木	10:00～15:00	156	1,100	1,331	2,431	15
くまさんのおうち	月水金	10:00～15:00	153	552	590	1,142	7
なかよし広場ぞうさん	火～金	9:30～14:30	189	520	552	1,072	5
おしゃべりポトフ	火	9:30～14:30	49	165	220	385	7
親子であそぼ♪森っこ	火～土	10:00～15:00	234	3,109	3,741	6,850	29
ゆるり飯沼	火～金	10:00～15:00	234	1,037	1,186	2,233	9
KanKan リトルジャイアント	月火木	10:00～15:00	153	525	620	1,145	7
KanKan リトルスキッパー	水	10:00～15:00	50	158	174	332	6
計			2,075	17,943	20,790	38,733	18

平成 17 年度： 民営型 1 か所、公営型 2 か所 計 3 か所設置

平成 18 年度： 既存 3 か所の開設時間の拡大

新たに民営型 2 か所増設（ひだまりサロン・くまさんのおうち）

平成 19 年度： 新たに民営型 1 か所増設（アイキッズスクエアいくら）

平成 20 年度： 新たに民営型 2 か所増設（カンガルークラブ、なかよし広場ぞうさん）

平成 21 年度： 既存施設の開設日数の拡大（くまさんのおうち）

平成 22 年度： 新たに民営型 1 か所増設（わいわいひろば）公営型 1 か所廃止

平成 23 年度： 機能拡充型として隔週 1 日開所の出張ひろば 1 ヶ所設置（おしゃべりポトフ）

平成 24 年度： 民営型 1 か所廃止（カンガルークラブ）

平成 25 年度： 民営型 1 か所増設（親子であそぼ♪森っこ）

平成 26 年度： 民営型 2 か所増設（ゆるり飯沼、K a n K a n リトルジャイアント）

平成 28 年度： 出張型 1 か所増設（K a n K a n リトルスキッパー）

3-5 こども発達センターひまわりの現況 (H31.3.31)

1 児童発達センター事業のあらまし

家庭から通園する就学前の障がいや発達の遅れ・つまずきのある子ども一人ひとりに合わせた発達支援を実施するとともに、保護者の相談に乗り家庭と協力して心身の成長発達を援助していく。

(1) 通園事業

ア 児童数 定員 36 名
登録児童数 44 名 (途中入退所含む)

イ 療育日数及び利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	17	23	22	22	20	19	23	21	20	19	20	20	246
延べ利用数	623	848	811	781	672	614	872	766	691	647	661	563	8,549

ウ 出身地別登録児童数

飯田市	松川町	高森町	喬木村	豊丘村	下條村	飯島町	中川村	合 計	飯田市
25	4	7	3	2	1	1	1	45	27

エ 年齢登録別登録児童数

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
男	0	1	3	13	12	4	33
女	0	1	1	4	3	2	11
合計	0	2	4	17	15	6	44

オ 児の転園・卒園状況 (14 名)

保育園・認定こども園	10
家居	-
小学校	2
特別支援学校	7

カ 他機関からの受け入れ

- ① 実習生・職場体験受け入れ 延べ 60 名
- ② ボランティア受け入れ 年間 10 回
- ③ 他機関からの見学及び視察 年間 7 回 99 名

(2) 相談支援事業

特定相談・障害児相談支援

利用計画作成	65 件	継続支援計画作成	129 件
--------	------	----------	-------

2 療育相談事業のあらまし

長野県から「障がい児等療育支援事業」、南信州広域連合から「障害者相談支援事業」の委託を受けて、飯田下伊那福祉圏域（14市町村）を対象に、在宅の障がい児（者）の外来・訪問による相談・訓練・療育グループ活動等を、関係機関との連携をとりながら行い、障がい児の福祉の向上を図る。

（1）在宅児のグループ

らっこ、ぺんぎん、こあら、ひよこ 計4グループ

実施回数 74回 延べ利用人数 461名

（2）地域グループへの支援

	飯 田 市
回 数	13
延べ人数	78

（3）療育相談、発達検査（外来相談）

利用者数 499名 延べ利用者数 3,627名

（4）保育園、認定こども園、学校、施設等訪問 171回

3 重度心身障害児通園事業のあらまし

在宅の重症心身障がい児一人ひとりの状態に応じた通園形態で、楽しみ作りをしながら心身の発達を促していく。

（1）児童数

定員 一日5人程度

登録児童数 8名（途中入退所含む）

（2）療育日数及び延べ利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	17	23	22	22	20	19	23	21	20	19	20	20	246
延べ利用数	21	30	38	37	20	33	48	41	29	37	36	36	406

（3）出身地別登録児童数

飯 田 市	松 川 町	高 森 町	阿 智 村	合 計
4	2	2	0	8

（4）年齢別登録児童数

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
男	－		2	1	1	1	5
女	－	－	－	－	1	2	3
合計	－		2	1	2	3	8

3-6 平成30年度子育て応援プランの進捗状況

☆基本目標1 子育て・子育てを応援する制度の充実

～家庭の子育て・子育てを応援するまちづくり～

①相談・支援体制の拡充

事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	平成30年度		
				実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 子育て相談・支援体制整備事業	子育て相談・情報・支援の一体的な提供、切れ目ない支援を進めるため、市役所の組織見直しに努めます。福祉、保健、医療、学校教育、生涯学習、公民館、労働・農林商工業、男女共同参画、危機管理・交通安全・建設などの各分野が、市民と協働して取り組む子育て・子育て支援をさらに進めます。 また、家庭の相談、支援を切れ目なく一元的に行うため「飯田市子ども家庭応援センター」を設置します。	○子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待防止ネットワーク)において、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。 ○発達支援事業において、一貫した包括的な支援のため、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。 ○家庭児童相談室設置 ○発達支援巡回指導機能の充実 ○(仮称)子ども家庭応援センターについては、本庁舎の建設に伴うりんご庁舎の体制整備に併せて平成30年度開設を目指して検討中	○飯田市子ども家庭応援センターの設置による、市役所庁内及び関係機関との連携・協働体制の強化、相談・支援体制の整備	○子育てに関する総合的支援の中核施設として飯田市子ども家庭応援センターを運営し子育て家庭が孤立せず安心して暮らすことができるよう関係機関との連携を図った。専門職や各機関へつなげるにより社会全体で寄り添いながら応援する体制づくりに努めた。 ○児童虐待防止に係わる子育て支援ネットワーク協議会は、代表者・実務者・個別会議により体制強化と個別ケースの進行管理を実施した。実務者会議は十分議論ができるよう種別分類し各機関との情報共有を図った。 ○特別な教育的配慮が必要な子どもに対する教育環境整備や保護者等を対象とした就学相談説明会を3回実施し飯田市の教育支援について説明し、保育園と小学校の違いや各機関との連携について周知を行った。 ○母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期からの面談を行い、安心して出産子育てができるよう相談体制を整えた。また保健課乳幼児健診時に(1歳6か月、2歳、3歳)心理専門職を派遣、健診会場において心理相談を実施 ○保育所、認定こども園に専門職が巡回訪問し、発達支援のコンサルタントを引き続き実施。 ○子ども家庭応援センターに教育相談員(就学相談担当)を配置し、幼保から小学校への連携を強化している。	—	○
	さらに市民参加の子育て・子育て活動を地域に広げるため、計画の実現に向けた事業を、市民・行政が協働して取り組みます。	○次世代育成支援ワーキンググループ「みんなで子育て応援サポーター会議」設置	○継続実施	○みんなで子育て応援サポーター会議により、子育て応援情報誌「みんなで子育てナビ」「いいだパナビ」を発行し母子健康手帳交付時に配布した。子育てネットホームページを携帯端末からも閲覧できるよう整備しリニューアルした。	—	○
	また、日本語の理解が不十分な外国籍児童・保護者に対し、必要に応じて文書の翻訳や通訳者の派遣などの支援をします。	○外国籍児童共生支援員(サポーター)5人 ○外国人相談窓口を開設し、子育て等に係る相談に対応するとともに、必要に応じて乳幼児健診時や保育園入園時に通訳を派遣している。また、重要文書の翻訳も実施	○外国籍児童共生支援員(サポーター)5人	○外国籍児童共生支援員5人(中国語2、ポルトガル語1、タガログ語1、日本語支援1) ○外国人相談窓口を開設し、子育て等に係る相談に対応するとともに、必要に応じて乳幼児健診時や保育園・認定こども園での説明など、意思疎通困難時に通訳を派遣。 ○医療通訳制度を試行した。	100%	○
【次世代育成】 結婚相談事業	結婚を希望する方が温かな家庭を築けるように支援します。	○社会福祉協議会へ結婚支援アドバイザーを設置 結婚相談登録241名、イベント34回開催 延べ548名参加(地区開催含む) カップル成立96組 結婚成立17名	○カップル成立60組 結婚成立15名	○社会福祉協議会へ結婚支援アドバイザーを設置結婚相談登録210名、イベント28回開催。延べ475名参加(地区開催含む) ○カップル成立87組結婚成立15名	100%	○

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)		目標値 (平成 31 年度)		平成 30 年度		
						実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 子育て支援ネットワーク事業	児童虐待防止、要保護児童等支援のため、要保護児童対策地域協議会に参画する、保健・福祉・医療・教育・警察など地域の子育て支援関係機関が協働して支援に取り組みます。	○飯田市子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待ネットワーク)設置		○継続実施		○子育て支援ネットワーク協議会の調整機関として、相談内容に沿った対応により迅速に支援体制を整え、児童虐待の防止及び抑止につなげることに努めた。 ○新規相談受付件数 655 件、虐待受付件数 80 件	—	○
【次世代育成】 幼保小連携事業	集団生活になじめない子どもや不登校児童対策として幼保小が連携して、早い段階から子どもの状況把握や予防対応などに取り組みます。 発達が気になる子どもに対し、保育園・幼稚園から小学校へと途切れのない支援がされることを目指します。	○学区を中心にした連絡会の開催、情報交換 ○幼保小の連携に関わる実践研究を3園5校で実施		○継続実施		○継続実施 ○幼保小連携推進委員会の開催により、共通認識により途切れのない発達支援についての検討会を実施 ○幼保小の連携に関わる実践研究を2園2校で実施	—	○
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	30 年度	31 年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 利用者支援事業	「飯田市こども家庭応援センター」では、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	—	量的指標	1か所	1か所	○こども家庭応援センターでは子育て支援事業の情報提供及び相談等を行い各機関との連携を図りニーズに沿った支援に努めた。児童養育相談及び子育て・発達・教育相談の対応総数は、新規 655 件、継続 550 件。 ○子育て広場「ゆいきっず広場」では、相談ニーズの早期対応及び専門職による相談体制を併存。多様な相談に対応可能な体制とした。 ○4月から母子保健コーディネーター(保健師)を配置し、妊娠期から様々な相談や状況把握を行い、サービス等の情報提供や全妊婦の支援プランを策定し利用者支援の体制を整備	100%	○

②在宅育児応援サービスの継続

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)		目標値 (平成 31 年度)		平成 30 年度		
						実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンターの利用料金については、利用しやすい単価の設定や利用料金の負担軽減策を検討し、利便性を高めます。また、協力会員の資質向上に努めます。	○ファミリーサポートセンター会員数 634 人 活動件数 1,731 件(高齢者・障害者生活支援分を除く) ○負担軽減策については、継続的に検討している。		○低所得世帯に対する負担軽減の検討		○飯田市ファミリー・サポート・センターの会員数 656 人(依頼会員 358 人、協力会員 263 人、依頼協力会員 35 人) 活動件数 1,383 件。 子どもの預かりや送迎を行った ○ファミリー・サポート事業を利用する、ひとり親家庭を対象に利用料の半額(上限、月額 1 万円)を補助し利用者の負担軽減策へつなげた。	—	○
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	30 年度	31 年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
以下 3 事業の量的指標(合計)				1,928 人年	2,391 人年			
【子ども・子育て】 ファミリーサポートセンター事業	協力会員の拡大、市民の認知を広げるなど充実を図り、市民同士がお互いに助け合う「地域の子育て力」を高めます。	1,731 人	量的指標	1,383 人	1,635 人	○子育てをしながら、安心して働くことのできる環境づくりのために、依頼会員・協力会員相互の援助活動が行われ子育てを地域で助け合う一助になっている。会員の増加に向け、ポスターやチラシを制作し子育てが集う施設等に配布し周知に努めた。	—	○
【子ども・子育て】 一時預かり事業 (在園児除く)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所や認定こども園で一時的に預かり、必要な保護を行います。	773 人	量的指標	727 人	755 人	○公立保育園 16 園、私立保育園 17 園、認定こども園 7 園(地方裁量型含む)において、事業所内保育所 1 園の飯田市認可保育園・認定こども園・事業所内保育所全園において、園に在籍していない又は通っていない乳幼児を対象として、一時的に家庭での保育が困難となった場合に児童を一時的に預かり、必要な保護を行った。	96.3 %	○

【子ども・子育て】 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	仕事等の理由により、夜間に保護者がいない場合、児童養護施設等で児童の養護・保護を行います。	0 人	量的指標	0 人	1 人	○市内の乳児院 1 か所及び児童養護施設 2 か所において継続実施した。 (利用実績 H30:0件 H29:2件 H28:0件 H27:0件)	—	○
【子ども・子育て】 養育支援家庭訪問事業	子育てに不安を感じている家庭、養育が困難な家庭に対し、面接相談・訪問援助・子どもの発達指導などを実施して、子育てが安定してできるよう支援します。これにより、家庭の育児不安を緩和し、育児の行き詰まり防止に取り組めます。	104 人	量的指標	199 回 10 世帯	140 人	○子育て支援ネットワーク協議会が調整機関となり、養育が困難な家庭に対し面接相談・訪問援助・子どもの発達指導などを実施して、安定した子育てができるよう支援し相談内容に沿った対応を心掛けることで不安や孤立化の防止に努めた。 ○養育支援に関する専門は保健師、臨床心理士、家庭児童相談員(教員 OB)。 ○養育家事援助スタッフは保育士、子育て OB 等が養育支援家庭訪問登録員研修を受講し登録員として活動した。(訪問登録員 46 人)	—	○
【子ども・子育て】 一時預かり事業 (在園児対象)	保護者が保育所等による一時預かり事業を積極的に利用していただけるよう、乳幼児健診・広報活動等で周知を行います。これにより、保護者の育児の行き詰まりを解消し、新たな気持ちで家庭での育児ができるよう支援します。また、保育所が行事日程などにより一時預かりできない日でも、他の保育所等へ行けば一時預かりが受けられるようにします。	20,726 人日	量的指標	44,316 人日	47,803 人日	○認定こども園 7 園(地方裁量型含む)全園において実施。 ○教育標準時間 4 時間をこえて園に在園している園児について一時預かりを実施。当地域の特性により教育標準時間が 6 時間ないし 6 時間 30 分で設定されてきた経過があり、4 時間で帰宅する園児はほとんどいないため、一時預かりの実績数は多い。 ○実績数値は 1 号認定の園児数に左右されますが、利用希望者は 100% 受入れができています。	92.7 %	○

③子育ての経済的負担の軽減

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	平成 30 年度		
				実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 保育園・認定子ども園の保育料軽減事業	子育て世代の負担軽減のため、保育所等保育料の軽減を継続して行います。	○保育料軽減率 34.26%(保育料基準額の引き下げと多子軽減の拡充)	○保育料軽減率約 30%	○平成 30 年度保育料軽減率:35.75% ○昨年度に引き続き、2・3号認定に対する階層拡大及び多子世帯軽減、1号認定に対する国基準5階層から市基準9階層への階層拡大を行った。	119%	○
		○幼稚園授業料に対し、保育所保育料とほぼ同額になるよう補助を継続		○平成 28 年度末をもって県幼稚園が県東保育園と統合・民営化し、県あかり保育園となったため、幼稚園授業料への補助を終了した。	—	○
【次世代育成】 児童手当支給事業	子育て世代の負担軽減として児童手当を支給します。	○児童手当支給延べ数:165,404 人 児童手当支給金額:1,851,020 千円	○継続実施	○児童手当支給延べ数 150,740 人 児童手当支給金額 1,680,055 千円	—	○
【次世代育成】 就学援助事業	経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品・学校給食費等の一部を援助します。	○対象者 843 人/年	○継続実施	○対象者 1,013 人/年	—	○
【次世代育成】 奨学金貸与事業	経済的理由により進学が困難な若者に奨学金を貸与して、教育の機会均等を確保します。また、当地域への U ターンを促進するため、償還期間となった者が飯田市に就職等により居住した場合には、償還金の一部を免除します。	○奨学金貸与者 60 人	○継続実施	○奨学金貸与者 115 人	100%	○

④地域子育て支援拠点の充実

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	30 年度	31 年度 (見込み)	平成 30 年度		
						実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 地域子育て支援拠点事業	公共施設の空きスペースなどのほか、市民から提供していただく建物等を有効利用し、子育てアドバイザーが常駐して家庭・地域での子育て・親育ちを支援します。人の子育てを見聞きし、相互に助け合いながら協働して子育てする中で「社会からの孤立感」を解消し「家庭・地域での育児の喜び」を実感できる環境をつくります。家庭での子育てを密室型から地域子育て型に転換し、子育ての行き詰まりの防止につなげます。落ち着けない子どもなどの生活習慣の確立や、人と交わることによる子どもの育ちを支援するための場も提供します。	34,215 人回	量的指標	38,733 人回	45,190 人回	○地域の子育て拠点として 12 カ所(常設型 10、出張型 2)で運営し目標は達成。各施設では子育てに関すること、家庭に関する相談業務のほか講習会の実施や多様な世代との交流などが行われた。 ○ひろば運営に係わる子育てアドバイザー情報交換会を月 1 回定期開催した。また講師を招聘しての研修会開催やテーマ設定した自主研修も実施しスキルアップに努めた。 ○地域子育て支援拠点事業 (1) 週 5 日型 5 カ所 座光寺、わいわいひろば、親子であそぼ♪森っこ、ゆるり飯沼 おしゃべりサラダ (2) 週 3～4 日型 5 カ所 くまさんのおうち、なかよし広場ぞうさん、ひだまりサロン、アイキッズスクエアいくら、KanKan リトルジャイアント (3) 出張型 2 カ所 おしゃべりボトフ、KanKan リトルスキッパー	—	○
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)		平成 30 年度			
					実施状況	進捗率	評価	
【次世代育成】 地域子育て支援拠点事業	つどいの広場の開所日を増やすことについて、検討します。	○休日開所日の増、開所時間の見直しについて、検討している	○休日開所日の増		○ゆいきつづ広場は土曜日、日曜日に開所している。他のつどいの広場は不定期ではあるが休日開所 4 カ所としている。お知らせ版等で周知している。	—	○	
【次世代育成】 乳幼児学級及び乳幼児教育支援事業	保護者の子育て学習の場として、乳幼児学級をすべての地区で実施します。乳幼児をもつ保護者や、転入したばかりの家庭などが「孤独な子育て」に陥らないよう、保健師の家庭訪問や公民館広報などで周知を行い、乳幼児学級の機会を通じて、地元の子育て家庭同士の交流を深めます。	○全 20 地区で実施地区の実態に合わせて対象や内容を決め実施している。	○20 地区で継続実施		○乳幼児学級を 20 地区で実施 実施回数 582 回、登録親子 996 組、のべ参加者数 6,010 人	100%	○	
	すべての地区で 0 歳児の親子の参加促進を図り、「基本的な育児学習」や「地域の子育て支援サービスを知る」と同時に「相談できる専門スタッフが地元にいる安心感」「育児の楽しさ」を実感できる場としていきます。	○すべての地区で 0 歳児を対象とした学級を実施している。 ○出生数が減少していることから、回数・参加数は減少傾向である。	○20 地区で継続実施		○0 歳児の親子を対象とした学級をすべての 20 地区で継続実施。各地区で計画する開催回数は昨年度とほぼ同様。多くの親子が参加しやすい学級にするため訪問時等に参加促進を図った。	100%	○	
	保健師、公民館、幼稚園・保育所等が連携をとり、それぞれの地区の実情に合わせた学級内容を展開します。また、子育てサークルやネットワークの活動に対する支援を行います。	○乳幼児学級等公民館での講座を実施参加延数 20 地区計 17,573 人	○継続実施		○乳幼児学級を 20 地区で実施。保健課・公民館・保育所・主任児童委員・まちづくり委員会などの関係団体と連携して実施。講座内容はそれぞれの地域で担当課が主体となりニーズに沿った内容に心掛けた。	100%	○	

⑤教育・保育事業の充実

事業名	事業内容	平成 30 年度		
		実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 教育・保育事業	幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的確保を行います。これらの需要と、地域・施設とのバランスを踏まえる中で検討を行います。	○1号認定(3歳以上教育ニーズ)の児童については、希望する認定こども園に入所できている。 ○2号認定(3歳以上保育ニーズ)の児童については、希望する住所地の保育所等に入所できている。 ○3号認定(3歳未満保育ニーズ)の児童については入所できている。ただし、第1希望の施設に入所できない場合がある。	100%	○
【子ども・子育て】 家庭的保育等事業 (地域型保育事業)	幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的確保のため、需要と、地域・施設とのバランスを踏まえる中で未満児を対象とする保育の拡大について検討します。 ①家庭的保育 5人以下の少人数で保育を行う事業 ②小規模保育 6人～19人までの保育を行う事業 ③事業所内保育 事業所内の施設で、従業員や地域の子どもと一緒に保育する事業 ④居宅訪問型保育 個別ケアが必要な場合など、保護者の自宅へ訪問しマンツーマンで保育する事業	○医療法人輝山会記念病院から事業所内保育施設の開設について相談を受け、輝山会記念病院事業所内保育施設「八重のさくら」(定員 40人、うち地域枠 10人)の認可審査を行った。(平成 31 年4月1日認可)	—	○

☆基本目標2 子どもの発達と親子の健康の確保及び増進 まちづくり～

～子どもの発達と親子の健康を支える

①一貫した発達支援体制の整備

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	平成 30 年度		
				実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 途切れない発達支援体制整備事業	発達に何らかの心配があり、配慮が必要なこどもに対し、乳幼児期から 18 歳まで、一人ひとりの特性に合わせた途切れない発達支援を行うため、保健・医療・福祉・教育各分野による協働体制をより充実させていきます。	○平成 22 年度より継続して地域健康ケア計画を推進。 ○保育所・幼稚園において「個別の指導計画作成」を 81 件実施 ○(仮称)こども家庭応援センターの設置に向けた準備	○飯田市こども家庭応援センターの設置により、地域の関係機関や庁内関係部課との協働体制をさらに充実させ、より一貫した発達支援を目指す	○飯田市こども家庭応援センターを通年運営。関係諸機関との連携により適切な社会資源へとつながるよう相談対応に努めた。 ○庁内関係部局と市立病院等により構成した、飯田市発達支援体制整備協議会により支援ニーズに対して適切かつ効率的に対応するための協議検討を実施。現況と課題の把握にから各機関の連携の在り方支援情報の扱い等について協議した。(年4回開催)○個別の指導計画を作成し、幼保小間との連携と取組を行い発達課題に対する早期支援につなげた。 ○地域リハビリ担当による発達障害児支援の実施(子育て支援課)保育士及び園児対象とした未満児保育支援 37 回実施保護者の心配事等への相談支援 随時対応(47 回) ○2歳児相談 42 回 3歳児健診 40 回においてこども家庭応援センター専門相談の実施。 健診・相談会場での専門相談 196 人実施。(保健課)	100%	○
		○乳幼児健診・あそびの広場は、内容・体制を整え、継続実施	○乳幼児健診、あそびの広場事業の実施	○乳幼児健診 129 回 乳幼児相談 138 回 2 歳児相談・3 歳児健診においてこども家庭応援センター専門相談を実施。健診・相談会場での専門相談 196 人に実施 ○あそびの広場 12 回実施。	—	○
		○児童福祉法・福祉型児童発達支援利用児童 52 人 ・放課後等デイサービス利用児童 155 人 ・計画相談利用児童 184 人 ・サービス事業所(児童発達支援6事業所、放課後等デイサービス 12 事業所、計画相談8事業所)	○サービスを利用する障害児の割合 70%	○児童福祉法・福祉型児童発達支援利用児童 45 人 ・放課後等デイサービス利用児童 245 人 ・計画相談利用児童 290 人 ・サービス事業所(児童発達支援 6 事業所、放課後等デイサービス 17 事業所、計画相談 12 事業所) ○サービス給付を受けている障がい児数/全障がい児数 71.78 %	100%	○

【次世代育成】 安心して出産できる体制づくり事業	引き続き産科問題懇談会を中心に安心して出産できる体制づくりに努力していきます。	○分娩は市立病院を含め2施設で、妊婦健診は地域内の産婦人科診療所も行うなど、連携協力して安心して出産できる環境を維持。 ○市立病院に産科病棟・分娩部・NICU(新生児特定集中治療室)など、新たな周産期センターを整備し運用を開始。		○継続して安心して子どもが産める体制を整える。		○分娩は、里帰り出産を含め市立病院ですべてを受け入れている。妊婦健診は、地域内の産婦人科診療所に対応することができ、連携協力して安心して出産できる環境を維持。 ○平成30年4月から母子保健コーディネーター(保健師)を配置し、妊娠届時に全妊婦の面接と相談を行っている。全妊婦に「赤ちゃんを迎えるための準備」(支援プラン)を作成している。また、周産期センターとも連携し、安心して出産が迎えられるような相談体制を整えた。 ○平成30年10月から開始された産婦健診についても、地域内の産婦人科診療所や助産院と連携協力して、安心して育児できる環境づくりに努めている。		—	○
	産前産後ケアとしての助産師による相談体制の検討	—		○産後ケアの体制づくりの研究		○産後の乳房ケア・授乳・育児・心身の健康について助産師へ相談しやすい環境を整えた。(医療機関2か所、助産院5か所) 平成30年度利用件数 546件 ○出産されたお母さんと赤ちゃんがスムーズに新生活をスタートできるように、医療機関や助産院に宿泊して、心身のケアや育児のサポートが受けられる産後ケア事業(宿泊型)を平成30年4月より開始した。(医療機関1か所、助産院1か所) 平成30年度利用件数 1件 ○出産後間もない時期の産婦の産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産婦健診を平成30年10月より開始。572件		—	○
【次世代育成】 新生児～2か月児訪問及び乳幼児健診等事業	生後2か月頃を目安に、全乳児を対象に保健師が訪問指導を実施、乳児の育児状況を把握し母親の育児不安の軽減をします。乳幼児の健やかな発育・発達の確認と、疾病、発達の遅れ・偏りなどの早期発見とその相談のため、各種の乳幼児健診等について、健診スタッフ、内容を充実させ、相談しやすい環境づくりをすることで一層高い受診率を目指します。また、健診の未受診者に対しては、必ず保健師の個別訪問や電話相談などにより、すべての乳幼児の健康管理を行います。さらに、健診日以外でも、普段から地区保健師に気軽に相談できるような信頼関係づくりに努	○生後2か月児全戸訪問を実施 対象者 873人中 862人訪問実施率 98.7%		○生後2か月児全戸訪問の実施 目標実施率 100% ○乳幼児健診の実施 目標受診率95% 未受診者の把握		○生後2か月児全戸訪問の実施 対象 759人中 751人 訪問実施率 98.9%		98%	○
						○乳幼児健診・乳幼児相談の実施 乳幼児健診・乳幼児相談 受診率 96.4% 未受診者の全数把握の実施		101%	○
【子ども・子育て】 新生児～2か月児訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)	同上	量的指標		751人	825人	○生後2か月児全戸訪問の実施 対象 759人中 751人訪問 ・実施体制 :各地区担当保健師による訪問を実施 ・実施機関:飯田市保健課 ・実施時期 :4/1～3/31		—	○
事業名	事業内容	現状 (平成25年度)		目標値 (平成31年度)		実施状況		進捗率	評価
【次世代育成】 就学相談・支援事業	障がいのある児童生徒の将来を見通し、その子の教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導、必要な支援を行うことなど特別支援教育の質的向上を図ります。	○就学相談委員 19人		○飯田市こども家庭応援センターに移行し、継続実施		○飯田市こども家庭応援センターを設置し継続実施、飯田市教育委員会の諮問を受け、就学相談委員会を運営。 ○就学相談委員 19人 ○就学相談件数 162件 ○判断数 就学児 55人、在学児 107人		—	○
	①「就学相談委員会」	○就学相談件数 240 ○判断数 来乳児 68人 在学児 172人		○飯田市こども家庭応援センターに移行し、継続実施					
	②「特別支援教育支援員の配置および研修会」	○小中学校特別支援教育支援員数 42人		○小中学校特別支援教育支援員数 42人		○小中学校特別支援教育支援員数 42人 ○特別支援教育支援員を対象にした研修会 1回/年		100%	○
	③「特別支援教育コーディネーター連絡会議」	○コーディネーター 28人 ○会議 3回/年		○コーディネーター 28人 ○会議 3回/年		○コーディネーター 28人 ○会議 1回/年		33%	○

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年 度)	区分	30 年度	31 年度 (見込み)	実施状況	進捗 率	評価
【子ども・子育て】 妊婦健診事業	受診券方式により、厚生労働大臣の定める基準に従って、妊婦健康診査の受診を推進します。	○延べ受診者数 10,930 人	量的指標	9,170 人回	10,672 人回	○継続実施 実施場所：県内相互乗入契約医療機関、県外個別契約医療機関、(契約外医療機関は償還払) 検査項目(補助内容)：一般 14 枚、超音波4枚、追加検査5枚に記載する検査項目 実施時期：4/1～3/31	100%	○
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)		目標値 (平成 31 年度)		実施状況	進捗 率	評価
【次世代育成】 母子健康手帳交付	妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進のため、妊娠期から乳幼児期の健康に関する情報を管理する母子健康手帳を交付します。また、妊娠届の週数や妊娠・出産に関する不安や悩みを把握し、相談支援を行うとともに、妊婦健診やパパママ教室の受講を促進します。	○現在母子健康手帳の交付は市民課、自治振興センター窓口で行っており、保健師が対応して交付している方は少数である。		○母子健康手帳交付場所及び交付時の支援について検討		○平成 30 年4月から母子保健コーディネーター(保健師)を配置し、子育て応援アンケートを用いて妊娠届時に全妊婦の面接相談を実施し、より細やかに妊婦の不安や悩みを聞き取り、支援ニーズに繋げるよう取り組んだ。また、全妊婦に「赤ちゃんを迎えるための準備」(支援プラン)を作成したほか、子育て支援課、周産期センターと連携して安心して出産が迎えられるような相談体制を整えている。	100%	○

②食育活動の推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗 率	評価
【次世代育成】	第2次飯田市食育推進計画に基づき、家族と共に(みんな)食事をする「共食」を推進していきます。地元食材の利用や郷土料理などを取り入れた親子料理教室の開催、学校や幼稚園・保育所等における食農体験や給食を通しての食育、幼児を対象として五感を働かせ体験しながら食の大切さを学ぶ活動を積極的に推進します。また、咀嚼機能の発達や味覚形成の重要な時期である乳児期における離乳食講座を充実します。	○共食の割合 朝食 60.2% 夕食 63.7% ○食育推進大会 ○キッズキッチン開催(3園4回) ○食育協力店の認定(H25 年度末 17 店舗) ○ホームページ更新 ○3歳児学級にてミニキャロットの種配布 ○親子料理教室の開催	○共食の増加 朝食 65%、夕食 75% ○親子料理教室 年2回 ○キッズキッチン開催 4園4回	○共食の割合 朝食 56.4% 夕食 62.6% ○飯田市健康フェスティバルにて食育コーナー開催 ○キッズキッチン開催5園 5 回 ○城産域消の食育店新規認定 2 店舗(平成 30 年度末 21 店舗) ○ホームページ随時更新 ○親子料理教室 開催 2 回	朝食 87% 夕食 83%	—
食育活動推進事業		○学校給食の地元農産物利用率 52.2%(学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率 過去4年間の平均 56.6%(子育て支援課)	○保育所、小中学校における食農体験の推進(農業課) ○学校給食の地元農産物利用率 35%(学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率 60%(子育て支援課)	○学校給食の地元農産物利用率(主要野菜 10 品目)42.4% ○保育所、小中学校における食農体験の推進を実施 ○地域の農家と連携して、保育所(2 園)、小学校(2 校)における食農体験を支援した。 ○公立保育園での地元農産物の利用率は 37.1%と目標値に達しなかった。地元の物は品質が悪いものもあり、下処理に困難を要する物もあった、にんじんにおいては地元農家と契約している業者があり、そこから購入するなどした。生産者、納入業者に働きかけ、旬の時期には 100%使用になるよう努める。(子育て)	121%(学校) 63%(保育園)	○
		○わが家の結いタイムポスターコンクール実施 応募数 81 点 三行詩コンクール実施 応募数 2,468 点 PTA 結いタイム担当者研修会開催 2 回	○継続実施	○わが家の結いタイム継続実施 ポスターコンクール実施 応募数 193 点 三行詩コンクール実施 応募数 2,330 点	—	○
		○離乳食講座 前期実施回数 12 回、参加組数 200 組 後期実施回数 10 回、参加組数 152 組	○参加組数 前期240組 後期160組	○離乳食講座 初期:12 回、150 組参加 後期:10 回、121 組参加	68%	

③子ども医療費助成の拡充

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 子ども医療費 給付事業	子どもたち誰もが安心して医療が受けられるよう、医療機関に支払った自己負担額を助成します。	○受給対象児童：中学 3 年生まで	○受給対象児童：高校 3 年生まで	○受給対象児童を高校 3 年生まで拡大した。さらに子育て世帯の経済的負担を軽減するため福祉医療費の償還払いを平成 30 年 8 月から現物給付化した。(窓口支払い 500 円)	100%	○
【次世代育成】 妊婦健診費助 成事業	母体の健康確保と胎児期からの子育て支援のため、妊婦健診費を助成します。	○受診券基本健診 14 枚 追加検査 5 枚 超音波検査 4 枚交付 利用者数 1,402 人	○継続実施	○継続して実施した。利用者数 1208 人	—	○
【次世代育成】 不妊治療費助 成事業	不妊治療に掛かる高額な治療費の一部助成を行い、不妊に悩む夫婦を支援します。制度については、市民への周知を図ります。	○助成件数 98 件/年	○継続実施 ○対象者の検討	○継続実施。助成件数 113 件/年 ○制度について周知を図った。 ○不妊・不育に関する専門相談日を月 2 回開設し、相談、情報提供を行った。平成 30 年度開設日数 20 日	—	○

④子育ての学び合いの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 パパママ教室 事業	妊婦の不安を軽減し安心して出産育児を迎えられるように、パパママ教室を開催します。また、妊婦とその家族が協力して子育てを行えるよう夫の参加を促進します。特にパパママ教室は、広報活動により対象者への周知を図るとともに、受講しやすい時間での開催や、魅力ある内容づくりに配慮します。また、夫をはじめ家族の協力により支え合う子育てを実現するため、家族の健康教育に取り組みます。	○パパママ教室 17 回、参加延人数 212 人 (妊婦 154 人、夫 58 人)	○パパママ教室への、夫の参加者拡大	○パパママ教室の実施 夫が教室に参加できるよう毎月 1 回 (年 12 回) 日曜日に開催実施した。 参加延数 364 人 (参加実人員妊婦 118 人 夫 110 人) 教室 1 回平均 30.3 人	—	○
【次世代育成】 乳幼児学級及 び乳幼児教育 支援事業	基本目標 1 に掲載			基本目標 1 に掲載		
【次世代育成】 乳幼児ふれあ い体験事業	乳幼児健診の際には地元高校生と乳児とのふれあい体験を実施し、母子保健学習や、子どもと関わる喜びなどを体験する機会をつくります。また、小中学生のうちから、小さな子どもとの接し方を自然な形で学べる機会を拡大していくよう、関係機関をつなぐ支援をします。	○高校 3 校、中学 1 校 参加生徒数 65 人	○乳幼児ふれあい体験 全高校で実施	○高等学校 4 校 (飯田風越、飯田 OIDE 長姫、下伊那農業、飯田女子) で乳幼児ふれあい体験を 10 回実施した。参加生徒延べ数 116 人 ○中学校 (1 校) において、いのちを大切にする授業と乳幼児ふれあい体験を行った。	—	○
	自分の成長や家族・家庭、幼児の発達と生活について関心と理解を深め、家庭生活をよりよくしようとする態度や自分の役割を果たそうとする意欲を育みます。学童期から「家庭生活は夫婦が協力して行う」という自覚を育て、この地域で家庭を持つ希望を育みます。	○学校においては、キャリア教育や家庭科等の学習活動の中で取り組まれている。	○各校で実施		—	—

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 地域子育て支援拠点事業	落ち着けない子どもなどの生活習慣の確立や、人と交わることによる子どもの育ちを支援するための場も提供します。	基本項目1に記載			—	—
【次世代育成】 食育活動推進事業	地元食材の利用や郷土料理などを取り入れた親子料理教室の開催、学校や幼稚園・保育所等における食農体験や給食を通しての食育、幼児を対象として五感を働かせ体験しながら食の大切さを学ぶ活動を積極的に推進します。また、咀嚼機能の発達や味覚形成の重要な時期である乳児期における離乳食講座を充実します。	○学校給食の地元農産物利用率 52.2%(学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率 過去4年間の平均 56.6%(子育て支援課)	○保育所、小中学校における食農体験の推進(農業課) ○学校給食の地元農産物利用率 35%(学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率 60%(子育て支援課)	○学校給食の地元農産物利用率(主要野菜 10 品目)42.4% ○保育所における食農体験は、地元のかたとの畑、田んぼなどの活動や、保育園での野菜栽培を通して、食べるものへの興味や、身近な野菜の変化気づくことができ野菜への興味、関心、食べることへの喜び、楽しく味わうことができた。 公立保育園での地元農産物の利用率は 37.1%と目標値に達しなかった。地元の物は品質が悪いものもあり、下処理に困難を要する物もあった、にんじんにおいては地元農家と契約している業者があり、そこから購入するなどした。生産者、納入業者に働きかけ、旬の時期には 100%使用になるよう努める。	121% 学校 食農体験 100% 63% 保育園	—
【次世代育成】 地育力向上連携システム推進事業	【基本目標3に記載】				—	—
【次世代育成】 家庭教育支援事業及び家庭教育啓発推進事業	【基本目標5に記載】				—	—

☆基本目標3 子どもが健やかに成長するための環境整備 ～子どもの育ちを支える教育・健全育成のまちづくり～

①放課後子どもプラン推進事業の拡充

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 放課後子どもプラン推進事業 (放課後子ども教室設置運営事業)	また「地域で子どもが健やかに育つ」ことを願い、その実現のため、学校開放の取り組みや学校施設等の有効利用と合わせて、地域と行政が協働して「放課後子ども教室設置運営事業」を拡充します。放課後子ども教室の運営に関しては、地域の人たちがお互いに協力し合う中で、自分の持っている知識や技術を子どもたちに伝えることにより、地域で子どもたちを育む活動への参加を促進します。そのため、地域でのコーディネーターや支援者を養成します。	○丸山、竜丘、下久堅、追手町、座光寺の5か所で実施。	○6か所の開設	○丸山、竜丘、下久堅、追手町、座光寺の5か所で実施。(学校教育) ○放課後子ども教室の運営を通して、子どもに関わる地域の大人の子育て意識の醸成に努めた。(公民館) ○児童クラブ定員と登録児童数 定員 935 名、登録児童 904 名	83%	

②子どもたちの居場所づくりの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 子どもたちが 自らしようとする活動、居場所づくり事業	学習・体験・遊びの場など、子どもたちの地域の居場所について意見を聞き、子どもたちが自ら企画・運営できる活動や居場所づくりを実現できるよう応援します。	○モデル事業「冒険遊び場」の実施	○公民館など地域の拠点における子どもの居場所づくりの検討	○子どもや親子を対象とした長期休業期間中(夏休みや春休み)の自然体験学習や寺子屋など、地域における子どもの居場所づくりとなる取組を実施した。	—	○

【次世代育成】 乳幼児ふれあい体験事業	基本目標2に記載	基本目標2に掲載	—	—
------------------------	----------	----------	---	---

③地育力による子育ての応援の推進

【次世代育成】 地育力向上連携システム推進事業	『地育力』とは「飯田の資源を活かして、飯田の価値と独自性に自信と誇りを持つ人を育む力」のことです。地域の子どもたちを健やかに育むため、地域ぐるみで連携して子育てを支援していきます。 ① 体験活動 飯田の自然・歴史・文化などを活かし、感動をもたらすようなほんものの体験を通じて「生きる力」や「社会をつくり、運営し、より良く作り変えていく資質や能力」を高めます。 ② キャリア教育	○校長会での説明や直接学校への働きかけを実施。H26 三穂小で実施。 ○体験活動実施校 小学校 5 校 131 人 中学校 1 校 87 人 高等学校 1 校 40 人 募集型農業宿泊体験 9 人 ○指導計画策定済み キャリア教育実施校 小学校 11 校 中学校 9 校 (保育園・幼稚園での職場体験学習を含む)	○農業宿泊体験実施校 11 校 ○28 校で実施	○農業宿泊や通学合宿、自然体験学習、獅子舞や太鼓など伝統文化継承活動等各地区の資源を活かしたふるさと学習や多世代交流を通じて、子どものふるさと意識を育むとともに、地域全体の子育て意識の醸成に努めた。 ○体験活動実施校、小学校 7 校 184 人、中学校 1 校 77 人、募集型農業宿泊体験 10 人 ○飯田 OIDE 長姫高校商業科との連携により、3 年生 80 人が 7 地区で地域の課題解決に向けた取組を実施。述べ参加人数 2,640 人。 ○飯田下伊那の高校生を対象とした高校生講座「カンボジア・スタディツアー」を実施し、15 人の高校生が事前の地域学習と現地学習、振り返り学習を通じて、自身の生き方と地域の将来について考える機会を提供した。述べ参加人数 120 人。	73%	×
					100%	○

☆基本目標4 仕事と家庭生活の両立の推進 ～子育てと仕事の両立を支えるまちづくり～

①親の働きやすい環境づくりの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	30 年度	31 年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 病児・病後児保育事業	近隣に親族がいない家庭が増加しており、保護者が急にまたは何日も休暇を取得できないとき、病気の子どもを個別に保育するため、医療機関と連携して病児・病後児保育を実施します。	717 人年	量的指標	724 人	546 人	○社会医療法人健和会へ委託し、月曜から金曜までの平日の午前8時から午後6時まで受け入れを行った。年間 240 日開所し、延べ 826 人(うち下伊那町村 102 人)の受け入れを行った。 ○平成 22 年度の開所以来、地域に浸透されてきたことから、年間 700～800 人の利用受け入れを想定。	100%	○
【子ども・子育て】 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。	89 人年	量的指標	128 人	126 人	○市内の乳児院、児童養護施設の3カ所において継続実施 ○養育をすることが困難になり、一時的に保護を必要とする 18 歳未満の児童に対し実施。保護者の疲労等によりきょうだいでお預かりするケース、緊急のため当日お預かりするケースがあり施設側の職員体制の苦慮も見られた。 延べ日数 281 日 (2歳児未満 80 日、2歳児以上 201 日) 利用者数 128 名 (2歳児未満 46 名、2歳児以上 82 名)	—	○
【子ども・子育て】 時間外保育事業	通常保育の保育時間は午前 8 時から午後 4 時です。一般的な長時間保育実施園では午前 7 時 30 分から午後 7 時まで実施しており、時間を延長した保育も実施しています。今後も保護者の勤務の都合などによるニーズに応じていきます。	553 人年	量的指標	1,757 人	673 人	○公立保育園 10 園、私立保育園 17 園、認定こども園6園、事業所内保育所1園で延長保育を実施。園により延長時間の違いはあるが、標準時間(11 時間保育)、短時間(8時間保育)ともに朝・夕長保を実施。 ○延長保育の希望園数により実績数値が左右されるが、希望者の保育ニーズには対応できている。	100%	○
【子ども・子育て】 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	仕事等の理由により、夜間に保護者がいない場合、児童養護施設等で児童の養育・保護を行います。	0 人	量的指標	0 人	1 人	○市内の乳児院、児童養護施設において継続実施。 ○利用者なし。夜間だけでなくショートステイに移行される方もいた。	—	○

【子ども・子育て】教育・保育事業	基本目標1に記載			基本目標1に記載		
【子ども・子育て】家庭的保育等事業(地域型保育事業)	基本目標1に記載			基本目標1に記載		
【子ども・子育て】放課後子どもプラン推進事業(児童クラブ設置運営事業)	基本目標3に記載			基本目標3に記載		
【子ども・子育て】【次世代育成】ファミリーサポートセンター事業	基本目標1に記載			基本目標1に記載		
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】通常保育と保育所・認定子ども園の施設整備事業	老朽化及び耐震改修等が必要な施設の改修を行います。	○施設改修・改築施設 6 か所	○継続実施	○各保育園・認定こども園の施設改修の要望を確認し、それぞれの園の状況を確認したうえで年間整備計画を検討し、引き続き、改修および修繕への支援を行った。 ○依然施設の老朽化、改修要望があるため優先順位を検討し、施設の整備を計画的に進めていく。	—	○
【次世代育成】休日保育事業	現在実施している休日保育の利用児童は、概ね年間 20 人程度であることから、現在の事業を維持しつつ、休日保育事業を広く周知する広報活動を積極的に進めます。	○実利用者数 22 人(延べ利用者数 93 人)	○実施園1か所	○休日保育を実施している飯田中央保育園の平成 30 年度の実績は、実利用者数 14 人、延べ利用者数 255 人。 1か所 ○引き続き事業の継続を維持しつつ、休日保育事業の周知に努めた。	100%	○
【次世代育成】ひとり親自立支援事業	ひとり親家庭は増加傾向にあり、子育ての面でも困難が伴うため、就業支援や手当の支給により自立に向けた支援を実施していきます。 ①児童扶養手当の支給	○H26.3 末現在の受給者数 母子家庭 800 世帯、父子家庭 71 世帯、その他2世帯	○登録者 1,000 人	○平成 31 年 3 月末現在の受給者数 母子家庭 763 世帯、父子家庭 70 世帯、その他0世帯 ○支給申請には全件対応している。	—	—
	②母子家庭自立支援給付金事業	○なし	○継続実施	○継続実施 ○支給件数 0件 ○申請に対しては全件対応している。	—	○
	③高等技能訓練促進事業	○支給人数3人	○継続実施	○継続実施 ○支給件数 1件(継続0件、新規1件) ○申請に対しては全件対応している。	—	○
	④母子寡婦福祉資金の貸付	○8件 1,388,000 円	○継続実施	○継続実施 ○貸付件数 10 件 11,768,186 円 ○申請に対しては全件対応している。	—	○

②仕事と家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」事業の推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】「ワーク・ライフ・バランス」推進事業	子育て世代の生活を見直し、仕事と家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を普及するため、事業所や労働者への啓発活動に努めます。また、従業員が 100 人に満たない事業所にも特定事業主行動計画の策定を促進し、事業所が育児支援に取り組めるよう、事業所への支援活動に取り組みます。	○ワーク・ライフ・バランスの重要性は、事業者側としても認識。一般事業主行動計画は100人以下の事業所は任意提出のため提出のない事業所が多い。 ○「市民つどい」を開催、実践モデル事業所取組報告を実施。「市民つどい」参加者 450 名 ○南信労政事務所と連携して企業訪問4社 市単独訪問7社実施 ○広報、ホームページ、オフトーク、いいだエフエム等の媒体を利用し啓発実施	○ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業者向けに、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の広報啓発を進める。 ○経営者・人事担当者などを対象としたセミナー等を開催する ○地域の中で、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業者を1社でも多く表彰するように、取組を進める。 ○毎年1事業所以上を表彰	○「市民のつどい」では表彰受賞者の取組報告を実施。一般参加者 634 名 ○ワーク・ライフ・バランスを推進するため広報いいだ、ホームページ、いいだエフエム、地域の新聞・情報誌等の媒体を利用し啓発実施。 ○経営者・総務担当者及び一般市民を対象としてワーク・ライフ・バランスセミナーを2回開催 ○両セミナーとも広告業経営者を講師に招き「自身の強みを明確にし、社員一人ひとりが自分なりの経営意識を持って、それぞれの自己実現を目指していくこと」を学んだ。グループワークでは自社・自身の強みを発見し、ブランディングの大切さを認識した。参加者延べ人数 86 名 第1回 経営者、総務担当者向け「人が集まり、成長し、業績アップする会社の作り方」 第2回 一般向け「プライベートも仕事も やりがいを持って より幸せな人生を」	—	○

		○男女共同参画推進事業者等表彰制度は、ワーク・ライフ・バランスの取組に限らず、広く職域拡大や労働環境の整備について取組を進めている事業所を表彰。		○市内でワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所を1者、女性の起業支援をしている団体を1者表彰。	100%	○
		○101人以上の事業所: 34事業所、100人以下の事業所: 24事業所	○計画策定についての周知・啓発の実施	○企業訪問の際、特定事業主行動計画策定を呼び掛けた。	—	○
		○従業員が仕事と子育ての両立ができるような「働きやすい職場環境づくり」に取り組む事業所: 県が登録を推進する「社員の子育て応援宣言」登録企業9社 ○実践モデル事業所1社を依頼し、講師を派遣。事業所内で実践活動を行い、市民のつどいのなかで、取り組んでいる中間発表を実施し、市民周知を実施	○「社員の子育て応援宣言」についての周知・啓発の実施	○事業所としての飯田市役所が市民に信頼され、期待に応えられる市政の実現を目指し、自らも仕事と生活を両立する「イクボス・温かいボス宣言」(平成30年6月4日)をし、職場のワーク・ライフ・バランスや多様な働き方の推進に取り組むため周知・啓発を実施した。 ○市民のつどいのなかで、取り組んでいる2事業所の状況を紹介し、市民周知を実施した。	—	○
		○教育委員会と協働し、お父さん応援講座を開催	○労働者を対象としたワークライフバランス推進講座を開催	○ワーク・ライフ・バランスセミナーにおいて生活の充実を目指した仕事の充実についてテーマを設定し開催した。保育園等も通じて周知を行った。(3課合同)	—	○

☆基本目標5 地域みんなで支え合う子育て・子育ての推進 ～子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり～

①地域みんなで支え合う子育て・子育ての推進

事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 親・市民・地域・事業者等が自ら子育てを応援しようとする(むとす)事業	地域ぐるみで親・市民・事業者等が、自ら子育てを応援しようとする(むとす)活動を支援します。そのひとつとして、地域の様々な主体による、子どもの居場所づくりなどを応援します。	○市民公募により構成する「みんなで子育て応援サポーター」により、地域子育て応援情報冊子「みんなで子育てナビ」を編集・発行	○「みんなで子育てナビ」発行継続 ○モデル事業の実施	○各地区の自主的な子育てサークル代表者による学習会の実施や子育て情報誌の編集作成を通じて、子育て関係者のネットワークを広げるとともに、子育てに関わるリーダーの育成に努めた。 ○みんなで子育て応援サポーター会議により子育て応援情報誌「みんなで子育てナビ」「いっだバパナビ」を継続発行し、母子健康手帳交付時に配布することができた。	—	○
		○不登校支援について「NPO法人フリーウィング」による事業を継続実施。	○不登校支援について「NPO法人フリーウィング」による事業を継続実施。	○教育支援相談員を配置、関係機関と連携し不登校対策を実施。 ○NPO法人フリーウィングを常時開設。不登校児童に対し居場所と相談事業、学習支援等を実施した。	—	○
【次世代育成】 家庭教育支援事業及び家庭教育啓発推進事業	学校・PTA・育成会等の関係機関と連携し、子どもの教育の課題を地域ぐるみで解決するため、家庭教育に関する学級・講座・講演会等を実施します。また、子どもの養育環境の向上のため、親の意識啓発を促し、子どもの生活習慣の定着を図るキャンペーン活動「わが家の結いタイム」を、学校・家庭・地域をあげて行います。	○家庭教育関連講座への延参加者数 5,946人 ○基本的生活習慣が習得できている小学生の割合 57.5%	○家庭教育関連講座への延参加者数 6,000人 ○基本的生活習慣が習得できている小学生の割合 70%	○子育てに関する講演会(PTA・学校含む)や親子生活体験教室などの家庭教育関連講座への参加者数 5,609人	—	○
		○わが家の結いタイムポスターコンクール実施 応募数 81点 三行詩コンクール実施 応募数 2,468点 PTA 結いタイム担当者研修会開催 2回 ○みんなで子育てパワーアップ講座実施 全6回参加者数 310人	○継続実施	○家族が一緒に過ごし、心を通わせるひと時として「わが家の結いタイム」を継続実施した。7・11・2月を推進月間、毎月第3日曜日は「結の日」として意識啓発を実施した。 ポスターコンクール実施 応募数 193点 三行詩コンクール実施 応募数 2,330点	—	○

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 地域の子育て 応援情報発信 事業	地域の事業者や子育て 中の親などと協働し、子 育て応援情報を収集し、 ホームページや地域情 報誌などを使って情報 発信します。	○「南信州みんなで子育 てマップ」システム維持継 続 ○専門サイト「子育てネッ ト」による情報発信 62 回	○「南信州みんなで子育 てマップ」システム維持継 続 ○専門サイト「子育てネッ ト」等による情報発信の継 続	○継続実施。ホームページ運営者のシステム 変更により不都合が生じているため維持継続 について検討が必要 ○子育てネットがスマートフォンで閲覧できるよ う改良を行った。子育て応援サポーターや子 育て世帯のアンケート結果を基に検討を重ね、 わかりやすい情報発信を心掛け継続実施し た。	—	○
【次世代育成】 ながの子育て 家庭優待パス ポート事業	県全体で取り組む「なが の子育て家庭優待パス ポート事業」に参加し、 子育て家庭の生活を地 域全体で支える機運を 高めます。	○協賛事業者:198 店 ○カード交付枚数:19,688 枚	○協賛店舗数 200 店以上	○協賛店舗 233 店(30 年度末 時点) ○親子で丘の上を散歩をしながら一部のパス ポート協賛店を訪問するスタンプラリー事業を 実施。親子の触れ合いや新たな発見など店舗 との交流が図られた。参加店舗 65 店舗、参 加人数約 10,000 人	117%	○
【次世代育成】 地域振興住宅 整備事業	民間借家が少ない地域 へ住宅を供給し、地域と の協働で子育て世代等 に入居してもらい、地域 の維持、活性化を図る。	○中山間地域への住宅 供給	○新築住宅 総計 55 棟	○中山間地域へ2棟の地域振興住宅を新築し た。(年度計画3棟) 平成 30 年度末44棟	80%	○
【次世代育成】 やさしいまち づくり事業	子ども連れの親子の外 出を支援するため、ベビ ーベッド付きの多目的ト イレやベビーカーでの 利用がしやすいよう歩道 の整備・施設の段差のス ロープ化などの整備	○H25 中央公園(吾妻) 園路整備 L≒60m ○中心市街地の歩道整 備(段差解消等) L≒520m	○継続実施	中心市街地の歩道整備工事(市道水の手 線)を L≒112m実施。	-	○

②地域の連携による子育て応援の推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 地育力向上連 携システム推 進事業		基本目標3に記載		基本目標3に記載	—	—
【子ども・子育 て】【次世代育 成】放課後子 どもプラン推 進事業		基本目標3に記載		基本目標3に記載	—	—

③安心安全のまちづくりの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育 成】 青少年育成 センター運 営事業	地育力による人づくり、 青少年の健全育成、青 少年保護活動等を行う ため青少年育成センタ ーを運営します。また飯 田市の青少年健全育成 基本方針に基づき、青 少年の健全育成に関す る活動を担うため、セン ターに青少年育成推進 委員を置きます。青少年 育成推進委員はセンタ ー事務局と共に、地域 団体、関係機関等との 連携による啓発・巡視な どの青少年健全育成活 動を行い、青少年が健 全に育つ環境整備に努 めます。	○各地区、団体等との巡 回巡視活動回数 3回 ○情報共有のための全体 会開催回数2回 ○有害な地域環境実態調 査箇所 55 箇所 ○各地区、団体等との情 報交換会実施回数2回 ○推進委員のための研修 会実施回数 2 回 ○青少年健全育成月間 (わが家の結いタイム推 進月間)情報発信1回	○継続実施	○各地区、団体等との巡回巡視活動回数2回 ○情報共有のための全体会開催回数2回 ○有害な地域環境実態調査箇所 60 箇所 ○各地区、団体等の情報交換会実施回数4回 ○推進委員のための研修会実施回数3回 ○青少年健全育成月間(わが家の結いタイム 推進月間)情報発信3回	— — — — — 100%	○ ○ ○ ○ ○ ○

【次世代育成】 おめでとう赤ちゃん訪問活動事業	生まれてきた子どもを地域で尊び、地域で子育てを応援していくため、生後4ヶ月ころに訪問します。必要に応じて、育児に不安のある家庭の発見と支援も行います。	○更生保護女性会・市社会福祉協議会の用意したプレゼント等を持参して、民生児童委員さんが訪問	○継続実施	○継続実施 ○民生児童委員・主任児童委員により、4カ月児のいる家庭に対し家庭訪問を希望する家庭に対して家庭訪問を実施。 家庭訪問数 768 件	—	○
【次世代育成】 地域での子どもの見守り活動推進事業	地域では、まちづくり委員会生活安全委員会、飯田地区防犯協会連合会などが中心となって、犯罪や事故のない安全・安心なまちづくりを目標に、市、警察、福祉・教育関係機関やPTA、安心子どもの家、子ども見守り隊などの各種防犯ボランティアが連携し、防犯活動に取り組んでいます。今後、さらに、子どもたちが安心して地域で過ごせる環境づくりに向けて、子どもたちの見守りボランティア活動を地域へ拡大していくための普及啓発について、関係機関が協働して取り組んでいきます。そして、警察・学校等の安心メールなどの活用により、地域での不審者情報等を共有し、犯罪等が起きないよう、地域全体で見守り活動を行っています。	○飯田警察署生活安全課と連絡調整を取りながら青パト講習を実施している。 ○ホワイトエンジェルスは現在 33 名で活動(見守りパトロール)実施している。 ○飯田市安全大会開催 1 回	○声掛け事案の発生や他県では授業時のみならず学校のイベント時へ不審者の侵入事案が後を絶たないため、継続実施する	○各まちづくり委員会等が、登下校の見守りや青パトによる警戒活動を実施。夕方から夜間にかけて、青パトによる警戒・広報活動を推進。 ○学校・地域・飯田警察署・飯田地区防犯協会と協力し、市内の小・中学校の児童や職員に向け不審者対応訓練・講習を実施。 ○情報発信ツールとして、安全・安心メールや長野県警のライボ君メールの登録促進啓発を実施。 ○人身に危害が及ぶような不審者情報を認知した場合、警察と協力し付近を警戒するなど被害防止に努めた。 ○飯田警察署等との連携強化により危険が危惧される事案の情報共有をした。 ○(1)青少年の健全育成について考える機会を市民に提供し青少年の健全育成を推進(2)市民生活の安全を脅かす犯罪・暴力団排除・交通安全等について考える機会を市民に提供し犯罪や交通事故の抑止と暴力団排除に向けた運動を展開(3)地震や風水害等の災害に強いまちづくりについて考える機会を市民に提供し災害に強いまちづくりを推進するため第 12 回飯田市安全大会を実施(約 400 名の参加)	100%	○
		○小中学校の安心メール登録 10,449 世帯	○継続実施	○小中学校の安心メール登録者数 11,985 名	—	○
		○保育所・幼稚園の安心メール登録 2,606 世帯(H26.3.31 現在)	○継続実施	市内の全公立保育園及び希望している私立保育園・認定こども園、計 30 園で利用。平成 31 年3月末 3,191 世帯が登録。	—	○

4 長寿支援課

4－1 要介護（要支援）認定者数

(月末集計)

	30年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	31年1月	2月	3月
要支援1 第1号被保険者	645	645	639	640	632	634	643	645	642	635	637	634
要支援1 第2号被保険者	10	11	11	10	11	11	11	11	11	9	6	7
要支援1 計	655	656	650	650	643	645	654	656	653	644	643	641
要支援2 第1号被保険者	774	775	770	771	794	789	788	781	789	780	768	758
要支援2 第2号被保険者	12	11	11	13	13	13	13	12	12	14	16	16
要支援2 計	786	786	781	784	807	802	801	793	801	794	784	774
要介護1 第1号被保険者	1,370	1,384	1,378	1,370	1,364	1,370	1,358	1,359	1,338	1,340	1,320	1,351
要介護1 第2号被保険者	24	25	25	22	21	21	21	21	22	22	25	26
要介護1 計	1,394	1,409	1,403	1,392	1,385	1,391	1,379	1,380	1,360	1,362	1,345	1,377
要介護2 第1号被保険者	1,079	1,063	1,062	1,076	1,070	1,084	1,080	1,081	1,090	1,084	1,075	1,078
要介護2 第2号被保険者	14	13	12	12	13	15	15	15	16	15	16	15
要介護2 計	1,093	1,076	1,074	1,088	1,083	1,099	1,095	1,096	1,106	1,099	1,091	1,093
要介護3 第1号被保険者	791	790	807	803	802	802	812	799	807	797	821	822
要介護3 第2号被保険者	9	9	8	7	8	8	7	7	7	7	7	8
要介護3 計	800	799	815	810	810	810	819	806	814	804	828	830
要介護4 第1号被保険者	879	876	881	884	883	880	891	892	898	891	895	893
要介護4 第2号被保険者	8	6	6	6	7	8	9	10	10	7	6	5
要介護4 計	887	882	887	890	890	888	900	902	908	898	901	898
要介護5 第1号被保険者	744	755	762	758	753	731	724	711	704	688	690	686
要介護5 第2号被保険者	23	23	23	24	24	24	23	26	25	24	21	21
要介護5 計	767	778	785	782	777	755	747	737	729	712	711	707
合計 第1号被保険者(A)	6,282	6,288	6,299	6,302	6,298	6,290	6,296	6,268	6,268	6,215	6,206	6,222
合計 第2号被保険者	100	98	96	94	97	100	99	102	103	98	97	98
合計 計	6,382	6,386	6,395	6,396	6,395	6,390	6,395	6,370	6,371	6,313	6,303	6,320
第1号被保険者数(B)	32,232	32,251	32,259	32,263	32,277	32,289	32,281	32,264	32,277	32,278	32,315	32,352
認定者割合(A)／(B)	19.49%	19.50%	19.53%	19.53%	19.51%	19.48%	19.50%	19.43%	19.42%	19.25%	19.20%	19.23%

4－2 介護保険料

(1) 65歳以上の方の保険料の額

介護保険料は、3年間(平成30～令和2年度)の介護保険計画に基づき事業開始年度に見直しをします。これにより平成30年度から下記の表のとおり介護保険料を改定しています。ただし所得段階が第1～3段階の年額保険料については、令和元年10月からの消費税率引き上げによる保険料の軽減強化に伴い、変更となっています。

なお、当市では低所得者対策として、保険料の所得段階に12段階制を導入しています。これにより保険料基準額に比べて第1段階の軽減率が標準の0.375から0.325まで引き下げられ、低所得者の負担軽減が図られています。

所得段階	対 象 と な る 方	算定方法	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額×0. 325	23, 736円
	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0. 55	40, 176円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0. 725	52, 956円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0. 90	65, 748円
第5段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	基準額	73, 056円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1. 20	87, 660円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1. 40	102, 276円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1. 60	116, 880円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1. 85	135, 144円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1. 95	142, 452円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2. 05	149, 760円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上の方	基準額×2. 20	160, 716円

(2) 平成30年度介護保険料の収納状況

現年度賦課延べ人数と調定額

所得段階	特徴者数	普徴者数	併徴者数※1	調定額
第1段階	2,847	396	302	85,748,376
第2段階	2,475	62	152	114,508,460
第3段階	2,383	56	132	137,865,804
第4段階	3,568	294	279	258,597,842
第5段階	6,611	83	135	491,118,960
第6段階	5,012	295	380	480,690,915
第7段階	3,524	276	281	398,561,049
第8段階	1,646	163	139	215,127,380
第9段階	717	76	59	110,863,128
第10段階	466	53	36	74,775,429
第11段階	106	12	9	18,457,920
第12段階	347	72	40	69,911,460

※1 特徴者、普徴者に含まず

※2 滞納繰越分(過年度賦課分)を含まない

徴収方法別調定額と収納率

区 分	調定額	収入額	収納率
特別徴収	2,302,690,825	2,302,690,825	100.00%
普通徴収	159,111,819	155,153,635	97.51%
滞納繰越分	6,935,887	4,299,132	61.98%
合計	2,468,738,531	2,462,143,592	99.73%

4－3 介護保険給付決定状況

(1) 介護給付費・予防給付費								(平成30年度分)
サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額								
訪問サービス	5,292,758	13,216,580	177,066,713	195,840,112	183,788,621	228,049,742	303,095,186	1,106,349,712
通所サービス	11,971,100	50,001,890	475,936,027	482,559,572	360,397,442	262,995,909	194,058,260	1,837,920,200
短期入所サービス	532,170	3,788,160	57,666,002	125,932,936	174,726,871	176,112,880	121,563,810	660,321,829
福祉用具・住宅改修サービス	19,352,345	40,180,409	72,101,294	107,845,950	84,305,218	85,079,128	80,730,670	489,595,014
特定施設入居者生活介護	1,631,700	1,294,520	27,505,056	29,597,616	43,658,824	73,276,230	48,164,834	225,128,780
介護予防支援・居宅介護支援	12,552,370	24,342,300	169,263,837	129,259,247	95,604,831	68,010,768	52,038,168	551,071,521
地域密着型(介護予防)サービス	3,248,470	3,767,480	333,914,900	452,007,010	396,982,726	373,774,060	207,755,320	1,771,449,966
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	203,321,650	193,928,050	104,742,906	51,552,340	31,269,600	584,814,546
認知症対応型通所介護	365,190	-	22,068,710	42,547,240	63,060,930	53,714,200	31,948,150	213,704,420
小規模多機能型居宅介護	2,883,280	3,767,480	37,760,310	46,354,950	64,892,340	61,706,560	53,090,280	270,445,200
認知症対応型共同生活介護	-	-	65,652,370	150,399,740	113,951,190	110,845,660	37,036,020	477,884,980
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	2,222,660	11,396,990	3,569,570	16,282,090	16,713,230	50,184,540
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	2,899,200	7,380,040	46,765,790	79,673,210	37,698,040	174,416,280
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	195,014,930	350,158,596	734,047,113	1,564,501,603	1,668,246,554	4,511,968,796
介護老人福祉施設	-	-	23,293,960	78,569,686	400,326,204	917,531,524	1,025,196,618	2,444,917,992
介護老人保健施設	-	-	165,590,160	263,780,490	316,118,789	519,918,430	263,580,916	1,528,988,785
介護療養型医療施設	-	-	6,130,810	7,808,420	17,602,120	127,051,649	379,469,020	538,062,019
介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	54,580,913	136,591,339	1,508,468,759	1,873,201,039	2,073,510,646	2,831,800,320	2,675,652,802	11,153,805,818
支給額								
訪問サービス	4,692,566	11,727,768	157,041,580	174,549,575	163,609,689	202,784,666	269,833,893	984,239,737
通所サービス	10,581,885	44,592,309	424,032,062	430,466,099	320,989,894	234,504,466	172,507,938	1,637,674,653
短期入所サービス	478,953	3,389,332	51,285,728	112,540,078	155,056,444	156,833,498	108,011,029	587,595,062
福祉用具・住宅改修サービス	17,236,217	35,789,803	64,392,640	95,800,449	75,037,838	75,867,556	71,822,255	435,946,758
特定施設入居者生活介護	1,425,260	1,165,068	24,785,616	26,618,384	38,919,990	65,945,895	43,025,248	201,885,461
介護予防支援・居宅介護支援	12,552,370	24,342,300	169,263,837	129,259,247	95,604,831	68,010,768	52,038,168	551,071,521
地域密着型(介護予防)サービス	2,821,103	3,390,732	298,018,732	403,545,172	354,254,127	334,210,845	184,464,028	1,580,704,739
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	181,604,192	173,377,567	93,803,447	46,228,366	28,142,640	523,156,212
認知症対応型通所介護	328,671	-	19,689,937	37,254,280	56,152,139	48,173,796	28,628,944	190,227,767
小規模多機能型居宅介護	2,492,432	3,390,732	33,701,609	41,265,069	57,333,149	55,276,681	46,346,988	239,806,660
認知症対応型共同生活介護	-	-	58,764,847	135,032,283	101,873,000	99,169,510	33,332,418	428,172,058
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	1,648,867	9,973,937	3,165,237	14,552,412	14,988,876	44,329,329
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	2,609,280	6,642,036	41,927,155	70,810,080	33,024,162	155,012,713
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	174,700,746	313,331,481	653,733,346	1,395,874,527	1,491,008,794	4,028,648,894
介護老人福祉施設	-	-	20,940,425	70,105,790	356,210,865	819,212,767	917,361,504	2,183,831,351
介護老人保健施設	-	-	148,242,592	236,198,113	281,926,088	462,608,152	234,151,264	1,363,126,209
介護療養型医療施設	-	-	5,517,729	7,027,578	15,596,393	114,053,608	339,496,026	481,691,334
介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	49,788,354	124,397,312	1,363,520,941	1,686,110,485	1,857,206,159	2,534,032,221	2,392,711,353	10,007,766,825

※サービスの内訳
 訪問サービス：訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
 通所サービス：通所介護・通所リハビリテーション
 福祉用具・住宅改修サービス：福祉用具貸与・福祉用具購入費・住宅改修費

(2)-1 高額介護サービス等費		区 分	件 数	給付額(円)	利用料の基準金額
①生活保護の被保護者及び市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	世帯合算有	-	-	-	世帯で 15,000
	世帯合算無	283	3,350,465		
②市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	世帯合算有	350	3,292,678		世帯で 24,600
	世帯合算無	9,384	116,955,128		
③市民税非課税世帯で①か②に該当しない方	世帯合算有	561	5,946,970		世帯で 44,400
	世帯合算無	4,914	27,060,895		
④市民税課税世帯	世帯合算有	1,206	10,680,877		世帯で 44,400
	世帯合算無	1,397	27,956,070		
合 計			18,095	195,243,083	

(2)-1 高額介護サービス等費(年間上限)		区 分	件 数	給付額(円)
世帯合算有			57	1,503,359
世帯合算無			13	617,352
合 計			70	2,120,711

(3) 高額合算医療・介護サービス等費		区 分	件 数	給付額(円)
高額合算医療・介護サービス等費			192	6,111,551
高額合算医療・介護予防サービス等費			1	211
合 計			193	6,111,762

(4) 特定入所者介護サービス等費		区分	件 数	給付額(円)
食費			9,628	202,766,026
居住費			7,954	132,289,190
合計			17,582	335,055,216

(5) 審査支払手数料		件数	単価(円)	手数料(円)
		171,028	58	9,919,624

4-4 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

1 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 指定事業者によるサービス (平成 30 年度)

サービスの種類	件数	支給額(円)
訪問型サービス (従前相当)	2,698	52,711,596
訪問型サービス A (緩和した基準による)	422	2,869,872
通所型サービス (従前相当)	6,609	139,579,870
通所型サービス A (緩和した基準による)	4,963	29,921,915
介護予防ケアマネジメント	10,099	28,767,300

(2) 委託事業者による通所型サービス (平成 30 年度)

	会場数	内 容
通所型サービス B	14	集会施設等を利用した住民主体の介護予防教室
認知機能向上通所型サービス	4	音楽療法士による認知機能向上プログラム
運動器機能向上通所型サービス	2	生活機能訓練と全員参加型の食事づくり等

(3) 高額介護予防サービス費相当事業費

件数	支給額(円)
254	525,294

(4) 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費

件数	支給額(円)
6	74,345

2 一般介護予防事業 (平成 30 年度)

	回数	参加数	内 容
はつらつ運動塾 (65 歳以上対象)	3 教室 各 12 回	実人数 63 人	筋力向上やバランスを中心とした運動教室
はつらつ塾料理編 (65 歳以上の男性対象)	1 教室 6 回	実人員 21 人	基本的な料理ができるための教室
初心者マレットゴルフ教室 (65 歳以上対象)	2 教室 2 回	実人員 38 人	マレットゴルフを通しての健康づくり教室

4-5 介護サービス利用料の軽減制度

介護サービスを利用する場合、費用の10%、20%又は30%が利用料として本人負担となります。その支払いが困難な方のために次の減額制度があります。

制度の種類	対象となる方	減額の内容																
社会福祉法人等による利用負担軽減制度 社会福祉法人などが提供するサービスに対して、その利用料の一部を減額	市民税世帯非課税者であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。 ○ 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。 ○ 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。 ○ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ○ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ○ 介護保険料を滞納していないこと。																	
<対象となる社会福祉法人等が提供する主なサービス及び事業所> ●訪問介護、総合事業訪問型サービス（ホームヘルプ） 市社協、ホームヘルプかみさと、ぽけっと、ジェイエー長野会、一陽会、萱垣会、ゆいの里 ●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での全てのショートステイ ●通所介護、総合事業通所型サービス（認知症対応型、地域密着型を含む） <table><tr><td>いいだデイサービスセンター</td><td>デイサービスセンターおよりて</td></tr><tr><td>上郷デイサービスセンター</td><td>北方デイサービスセンター</td></tr><tr><td>北部デイサービスセンター</td><td>千代デイサービスセンター</td></tr><tr><td>かなえデイサービスセンター</td><td>南信濃デイサービスセンター</td></tr><tr><td>かわじデイサービスセンター</td><td>デイサービスセンターあぐりかなえ</td></tr><tr><td>竜東デイサービスセンター</td><td>デイサービスセンターあぐり山本</td></tr><tr><td>西部デイサービスセンター</td><td>デイサービスセンター杜のおんがっかい</td></tr><tr><td>中部デイサービスセンター</td><td>デーサービスセンター四季</td></tr></table> ●小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ことぶき庵 北方の空 小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のすべて		いいだデイサービスセンター	デイサービスセンターおよりて	上郷デイサービスセンター	北方デイサービスセンター	北部デイサービスセンター	千代デイサービスセンター	かなえデイサービスセンター	南信濃デイサービスセンター	かわじデイサービスセンター	デイサービスセンターあぐりかなえ	竜東デイサービスセンター	デイサービスセンターあぐり山本	西部デイサービスセンター	デイサービスセンター杜のおんがっかい	中部デイサービスセンター	デーサービスセンター四季	サービスの利用料の 25%・食費及び居住費（滞在費）について 25%を減額（注 1）
いいだデイサービスセンター	デイサービスセンターおよりて																	
上郷デイサービスセンター	北方デイサービスセンター																	
北部デイサービスセンター	千代デイサービスセンター																	
かなえデイサービスセンター	南信濃デイサービスセンター																	
かわじデイサービスセンター	デイサービスセンターあぐりかなえ																	
竜東デイサービスセンター	デイサービスセンターあぐり山本																	
西部デイサービスセンター	デイサービスセンター杜のおんがっかい																	
中部デイサービスセンター	デーサービスセンター四季																	

（注1） 老齢福祉年金受給者は50%を減額。生活保護受給者は、特養（入所・短期入所）の個室の居住費のみ100%を減額。

制度の種類	対象となる方			減額等の内容
介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業 通所系サービス利用の際の食事代負担軽減	○世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ○世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方			通所系サービス利用の際の食事提供を受けた日 1 回につき 100 円を支給
<対象となる通所系サービス> ●通所介護・介護予防通所介護 ●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ●認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護				
高額介護（介護予防）サービス費支給制度、 高額介護予防サービス費相当事業費支給制度 介護保険サービスの利用者の定率の負担額が、世帯合計で 1 ヶ月の基準額を超えた金額を申請により支給します。総合事業の利用者負担はサービスの種類により原則 1 割負担又は定額料金となっていますが、同一世帯で 1 ヶ月の利用者負担額が基準額を超えた場合に申請により支給します。	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	基準額	15,000 円	1 か月の利用料が基準額を超えた部分を支給 (注 1)
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	基準額	15,000 円	
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	基準額	24,600 円	
	・一般（上記及び下記以外） （平成 29 年 8 月から 3 年間の緩和措置につき、年間上限額 446,400 円を設定）	基準額	37,200 円（～H29.7） 44,400 円（H29.8～）	
	・現役並み所得者（同一世帯内に課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の方がいる場合）	基準額	44,400 円	
高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給制度、 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給制度 介護保険及び総合事業の利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となったとき申請により支給します。	○70 歳未満の方がいる世帯			1 年間の介護保険、総合事業、医療保険の負担額を合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分を支給 (注 1)
	国民健康保険被保険者（基礎控除後の総所得金額）	被用者保険被保険者（月の標準報酬月額等）	限度額	
	901 万円超	83 万円以上	212 万円	
	600 万円超 901 万円以下	53 万円～79 万円	141 万円	
	210 万円超 600 万円以下	28 万円～50 万円	67 万円	
	210 万円以下	26 万円以下	60 万円	
	市民税非課税世帯	市民税非課税者等	34 万円	
	○70 歳～74 歳の方 ○後期高齢者医療被保険者			
	所得区分	平成 30 年 7 月までの限度額	平成 30 年 8 月からの限度額	
	課税所得 690 万円以上	67 万円	212 万円	
	課税所得 380 万円以上	67 万円	141 万円	
	課税所得 145 万円以上	67 万円	67 万円	
	一般	56 万円	56 万円	
	低所得者Ⅱ	31 万円	31 万円	
	低所得者Ⅰ	19 万円	19 万円	

(注 1) 介護保険サービスでは介護給付費、総合事業では従前相当サービス及び A 型サービスのみが対象になります。

制度の種類	対象となる方				減額の内容
介護保険負担限度額認定制度 介護保険施設入所（入所及び短期入所）者の食費、居住費の軽減	以下の①～③すべてに該当する方 ① 世帯全体の方が市民税非課税 ② 配偶者と世帯を別にする場合は、配偶者が市民税非課税 ③ 被保険者および配偶者の預貯金等の合計が 2,000 万円以下。配偶者がいない場合は 1,000 万円以下。				限度額を超えた部分を給付
	要件	部屋の種類	居住費限度額 (注 1)	食費限度額 (注 1)	
	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	多床室（相部屋）	0 円	300 円	
		従来型個室(特養等) (注 2)	320 円		
		従来型個室(老健、療養等) (注 3)	490 円		
		ユニット型準個室	490 円		
		ユニット型個室	820 円		
	・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円以下	多床室（相部屋）	370 円	390 円	
		従来型個室（特養等）	420 円		
		従来型個室（老健、療養等）	490 円		
		ユニット型準個室	490 円		
		ユニット型個室	820 円		
	・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円超	多床室（相部屋）	370 円	650 円	
		従来型個室（特養等）	820 円		
		従来型個室（老健、療養等）	1,310 円		
		ユニット型準個室	1,310 円		
		ユニット型個室	1,310 円		

（注 1）限度額は 1 日あたりの金額。 （注 2）「特養等」とは、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護。

（注 3）「老健、療養等」とは、老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護。

4-6 高齢者等の在宅福祉サービス

平成31年4月現在

1 介護者疲労回復事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障害者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	介護者がはり・灸・マッサージの施療を受ける場合に助成券を支給します。 1回につき1,500円分、年2回まで利用できます。 （免許を有する飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。） または、飯田市内の入浴施設を利用する場合に助成券を支給します。 1回につき500円分、年5回まで利用できます。 但し、はり・灸・マッサージか、入浴か、どちらかを選んでいただきます。
利用者負担	治療1回につき1,500円を超えた分、または入浴1回につき500円を超えた分
30年度実績	マッサージ利用者数：32人 利用回数：61回 入浴利用者数：202人 利用回数：931回

2 寝具洗濯乾燥事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障害者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	寝たきりの状態の重度要介護者等の寝具（敷布団）を洗濯し乾燥消毒します。 年2枚まで利用できます。
利用者負担	なし
30年度実績	利用実人数：136人 利用回数：228回

3 訪問理美容サービス事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障害者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等が自宅で理美容サービスを受けたとき、業者の出張訪問にかかる費用を助成します。1回につき1,000円、年6回まで利用できます。 長野県知事が出張業務の承認をした飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。
利用者負担	理美容代実費
30年度実績	利用実人数：61人 利用回数：185回

4 介護者慰労短期入所事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）の介護者
内 容	在宅で重度要介護者等を介護している介護者の心身の疲れを癒し、元気回復を図る機会を確保するため、重度要介護者が施設等に短期入所した場合、介護者に助成金を交付します。 （該当施設等：介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、療養型医療施設） 利用 1 回につき 3,000 円の助成。 但し、施設への送迎方法がタクシー及び有償運送の場合は 5,000 円の助成。 1 人当たり、1 回につき 7 日以内の利用日数とし、年 6 回まで利用できます。 本事業利用後、利用施設の入所証明を受けて請求します。
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様（食事、実費等含む）
30 年度実績	利用者数：242 人 利用回数：944 回

5 緊急宿泊支援事業

対 象 者	要支援・要介護認定者、障害者の介護者で緊急事由等により、介護が一時的に困難となる世帯
内 容	要支援・要介護認定者、障害者が、日々利用している宅老所等に介護者の緊急事由等により宿泊した場合の宿泊 1 泊（1 回分）の費用（5,000 円以上）の一部を助成します。 但し、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。（上限額 4,000 円） 1 人当たり年 4 泊（4 回分）まで利用できます。 対象者は助成を受ける前に本事業の利用登録をし、利用後、利用施設の領収書の写しを添えて請求します。
利用者負担	実費：1 泊（1 回分）の費用
30 年度実績	利用実人数：7 人 利用回数：10 回

6 在宅介護支援金支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分 4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	6 か月以上、市内に住所を有し、基準日前 1 年間に 180 日以上、在宅で介護した場合に、9 万円を支給します。（基準日 9 月 1 日）
30 年度実績	受給者数：（高齢者）153 人、（重度心身障がい児者）20 人

7 介護用品購入券支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す要介護 4・5 の在宅高齢者で、生活保護受給あるいは介護保険利用料の社会福祉法人利用者負担減免基準に該当する方及び、中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方の介護者
内 容	介護者の経済負担軽減、在宅生活の継続、向上のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）が購入できる購入券を支給します。 年に 3 回、5,000 円の購入券を 4 枚ずつ支給します。
利用者負担	なし
30 年度実績	対象者数：27 人

8 高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業

対 象 者	住宅改修をしなければ在宅生活の継続が困難と認められる方で、65 歳以上の要支援・要介護認定者、身障 1～3 級の方、65 歳未満の身障 1～6 級の方（4～6 級の者は独居等）、その他支援が必要な方のいる世帯で所得税合計が 8 万円以下の、経済状況等の条件が認められた世帯
内 容	63 万円を上限に補助します。
利用者負担	自己負担 1 割（7 万円を上限とする）
30 年度実績	該当件数：1 件

9 高年齢者等住宅リフォーム補助事業

対 象 者	飯田市内に 1 年以上居住している、介護保険の認定を受けていない 50 歳以上の高年齢者等
内 容	自宅のバリアフリー化、転倒事故防止、介護予防につながる工事を対象とし、改修費用の 30%で、10 万円を上限に経費を補助します。 1 戸の住宅で補助は 1 回のみとします。 施工業者は飯田市内に本社のある法人又は個人とします。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
30 年度実績	助成件数：118 件

10 介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業

対 象 者	市民税非課税世帯で、前年の公的年金等の収入金額及び所得額の合計額が 80 万円以下の要支援・要介護認定者で介護保険の通所介護、通所リハビリテーションを利用する方（生活保護受給者を除く）
内 容	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円の扶助
利用者負担	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円を超えた分
30 年度実績	利用数：37,059 回

11 自立支援短期入所事業

対 象 者	事業対象者等。一時的に入所養護が必要な方
内 容	家族等の事情により一時的に独居となり養護が必要な場合に、養護老人ホームハートヒル川路に短期間宿泊できます。原則年 7 日以内。
利用者負担	利用 1 日につき 1,730 円（3 食分の食費等を含む）
30 年度実績	延利用者数：0 人 利用日数：0 日

12 成年後見制度等利用支援事業

対 象 者	判断能力・意思能力の低下した高齢者等
内 容	判断能力等の低下により財産管理・契約行為に支障をきたす高齢者等、成年後見制度の利用が必要な方に申し立ての支援をします。
利用者負担	申し立てに必要な実費
30 年度実績	相談件数：11 件 申立件数：2 件

13 介護通訳派遣事業

対 象 者	中国帰国者または外国人で、居宅介護が必要な高齢者又は障害者で、居宅介護サービス・支援費サービス等を利用する方のうち、通訳の必要な方又はその方を担当する居宅介護サービス・支援費サービス等を行う事業者
内 容	通訳の派遣が必要な対象者に介護通訳を派遣します。
利用者負担	なし
30 年度実績	派遣時間：25 時間

14 緊急通報システム運営事業

対 象 者	独居高齢者、身障 1・2 級の独居、要支援・要介護者のいる高齢者世帯（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の急病や災害等の緊急時にボタンを押すと、いったん専門の受信センターで受信して、あらかじめ指定した協力員等に通報し、対応を依頼します。 救急車等が必要と判断したときは、消防署に出動を要請します。
利用者負担	市民税課税世帯：月 500 円 市民税非課税世帯：300 円 生保世帯：0 円
30 年度実績	新規設置：21 台 廃止：37 台 30 年度 3 月末設置数：225 台

15 火災警報器設置事業

対 象 者	市民税非課税の高齢者世帯で、独居又は要支援・要介護者のいる世帯等（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の防火面での安全対策として、住宅用防災警報器等を取付けます。 ※警報器（煙感知式）を家屋内に、警報ブザーを外に設置します。
利用者負担	なし
30 年度実績	新設：5 台 累計（平成元年から）：666 台

16 介護保険外特別ホームヘルプ

対 象 者	要介護・要支援高齢者で介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できない方
内 容	介護保険該当者で、介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できない方にヘルパーを派遣します。1 日 1 回以内。 内容：①生活必需品の買い物 ②炊事、調理 ③住居等の掃除・整理整頓 ④衣類の洗濯・補修 ⑤関係機関等との連絡 ⑥生活全般に関する相談・助言 ⑦排泄介助
利用者負担	利用 1 回当たり 身体介護 30 分未満 生活介護 45 分未満 生活保護世帯、市単独の減免規定に該当の方： 0 円 0 円 社会福祉法人等の減免の要件に該当する方 120 円 90 円 所得税課税世帯： 480 円 360 円 上記以外の世帯： 250 円 190 円
30 年度実績	利用実人数：0 人 利用回数：家事援助 0 回、身体介護 0 回

17 介護保険外短期入所特別拡大事業

対 象 者	要介護高齢者で認知症があり、独居又は高齢者世帯の方
内 容	暖房等が利用できずに凍死する恐れがある、あるいは認知症のため失火の危険がある等、冬季間在宅生活が困難な方に、特養へ介護保険の利用枠を超えて連続して 100 日間の短期入所を認めています。（12 月～3 月の間に限定）
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様
30 年度実績	利用者数：2 人 利用日数：6 日

18 認知症高齢者見守り事業

対 象 者	要支援・要介護の認定を受けた認知症高齢者及び認知症高齢者と同居している家族
内 容	介護保険の訪問介護では対応できない、家族不在時の認知症高齢者や独居の認知症高齢者の見守りをする有償ヘルパーの利用料を一部補助します。 (家族不在時の見守り 1時間につき 1,000 円、独居の見守り 45 分未満 1,710 円)
利用者負担	家族不在時 交通費を含む必要経費から補助金を除いた額 独居 介護保険同様の 1,900 円の 1 割
30 年度実績	利用者数：1 人 利用時間：28 時間

19 徘徊高齢者家族支援サービス事業

対 象 者	徘徊のある認知症高齢者の介護者
内 容	認知症高齢者が徘徊したときに、位置情報を提供するサービス。 情報提供は専門業者に委託。 初期費用分 7,000 円と、交換用バッテリー代 2,100 円を支援します。
利用者負担	機器の利用料として月 540 円 徘徊があったときに情報取得料等がかかります。
30 年度実績	利用者数：6 人

20 独居高齢者世帯配食サービス事業

対 象 者	事業対象者等で炊事に困難を感じている方
内 容	栄養改善の必要がある事業対象者等で炊事に困難を感じている方に食事を届け、配食時に利用者の安否確認を行います。
利用者負担	食費実費 (500 円～680 円)
30 年度実績	利用者数：5 人 配食数：944 食 認定利用者数：65 人 配食数：11,891 食

21 生きがいデイサービス事業

対 象 者	概ね 65 歳以上の独居・日中独居の高齢者又は高齢者世帯 介護保険非該当者で、放置すれば要介護状態となる恐れのある方
内 容	デイサービスセンター 健康チェック、日常動作訓練、レクリエーション、入浴など、介護保険のデイサービスとほぼ同様のサービスを行います。 デイサービスセンター以外 健康チェックや日常動作訓練を日課の中に組み込みながら、無理のない日課の中で利用者のペースで1日を過ごします。 いずれも必要な方は送迎します。
実施施設	デイサービス：南信濃 宅老所：ひだまり 老人福祉センター：山本、南信濃 ふれあいセンター：上村
利用者負担	利用1回につき 生きがいデイ利用分 400 円 生活保護世帯 0 円 昼食等：実費 (全員)
30 年度実績	利用者数：31 人 利用回数：719 回

22 介護者リフレッシュ事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、 重度心身障害児者（身体1・2級、及び療育A・精神1級）の介護者、認知症高齢者の 介護者
内 容	地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養し てもらうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 又、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。地区ごとに、高齢者等 を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養してもらうとともに、介 護についての様々な相談を受けます。 又、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。
利用者負担	なし
30年度実績	参加人数：日帰りふれあい相談事業 435人

23 敬老祝賀事業

対 象 者	長年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者に対し、その長寿をお祝いして、敬 老祝金品を贈呈します。		
内 容	88歳 100歳 最高齢者（3名）	(市)あいさつ状、5千円 (市)あいさつ状、1万円、市長訪問 (県)祝状、紙筒 (市)あいさつ状、5千円	(社協)祝品、敬老新聞 (社協)祝品、敬老新聞 (国)祝状、銀杯、紙筒 (社協)祝品、敬老新聞
30年度実績	訪問者数：852人		

4-7 地域包括支援センター

1 地域包括支援センターの業務内容

飯田市には、地域に5カ所の地域包括支援センターが設置されています。それぞれ地域を分担して、保健師、介護支援専門員及び社会福祉士が高齢者に関する介護予防計画の作成や保健福祉サービスの利用についての相談にお応えしています。

＜市の委託事業＞

- (1) 介護に関する相談や、健康や福祉、医療に関すること、生活に関すること等、高齢者の様々な相談に応じています。相談は無料です。
- (2) 要支援の方や、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の方のための、介護予防サービスを利用するために必要な計画づくりをします。
- (3) 要介護、要支援になるおそれのある方の相談に応じ、介護予防サービスを受けるための調整を行います。
- (4) 高齢者への虐待の早期発見や把握に努め、関係機関との連絡、調整を行います。
- (5) 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業への手続きの支援を行います。
- (6) 地域のケアマネジャーが、円滑に業務を行えるように支援、指導を行います。また、高齢者が安心して暮らせるために様々な関係機関とのネットワークづくりを行います。

2 地域包括支援センターと担当地区

飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座 3-7 堀端ビル 2 階	Tel 0265-56-1595
担当地区：橋北・橋南・羽場・丸山・東野・座光寺・上郷		Fax 0265-56-5505
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場 406-31	Tel 0265-28-2361
担当地区：山本・伊賀良		Fax 0265-28-2362
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路 3467-2	Tel 0265-27-6052
担当地区：松尾・下久堅・上久堅・千代・龍江・竜丘・川路・三穂		Fax 0265-27-5023
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550	Tel 0260-34-1066
担当地区：上村・南信濃		Fax 0260-34-2102
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎一色 551	Tel 0265-53-9411
担当地区：鼎		Fax 0265-49-0850

4-8 いいだシニアクラブと生きがい対策

1 いいだシニアクラブ連絡会の現況(平成31年4月1日現在)

地区名	会員数別高齢者クラブ数										会員数
	30人未満	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	合計	
丸山	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	56
座光寺	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	32
松尾	—	—	—	—	2	—	—	—	1	3	326
下久堅	—	—	—	—	—	1	1	2	—	4	347
千代	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	56
竜丘	—	—	—	2	2	1	—	—	—	5	312
鼎	—	—	—	1	1	1	1	1	—	5	370
上郷	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	109
上村	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	108
南信濃	2	—	2	3	—	—	—	—	—	7	267
計	2	1	2	12	5	3	2	3	1	31	1,983

2 いいだシニアクラブ連絡会の主な事業(平成31年度計画)

事業	内容	
県老人クラブ連合会 南信ブロック研修会	6月6日	たつのパークホテルにて 9名参加 活動事例発表 健康づくり指導講習「いきいきタオル体操」
グラウンドゴルフ実技講習会	6月26日	飯田市総合運動場にて 25名参加 グラウンドゴルフ実技講習会
県老人クラブ連合会 女性指導者研修会	7月3日	飯田合同庁舎にて 女性会員 50名参加 講演「ボールを使った簡単な体操」 いいだシニアクラブ連絡会についての活動事例発表 実技講習「紙ひもとペットボトルキャップで作る麦わら帽子」
県老人クラブ連合会 大会及び視察研修	10月31日～ 11月1日	長野市ホクト文化ホールにて 各種表彰、主張発表 講演「私の歩んだ、ドン・キホーテのような旅」 台風19号被害により中止となった。
いきいき活動研修会	11月27日	鼎公民館にて 各クラブ役員等参加予定 70人程度 講演「100歳まで元気で長生きする方法」 囲碁ボール実技講習
高齢者クラブが行う スポーツ・健康づくり事業	通年	グラウンドゴルフ、マレットゴルフなど各地区の会場で各種スポーツ大会、ニュースポーツ講習、健康ウォーキングの推進、健康教室等を開催
在宅福祉を支える友愛活動	通年	敬老祝賀の時期に伴い、高齢者クラブが中心となり、独居や高齢者世帯などを訪問。
その他	組織強化・活性化の取り組み 認知症など健康に関する理解を深める取り組み 特殊詐欺等被害防止のための取り組み 地域の奉仕活動や子ども登下校時の安全見守り 地域での交通安全や火災予防に関する取り組み 地域での福祉施設等の訪問	

3 生きがい対策

○ 生きがい教室の開催

高齢者に様々な学習や健康づくり、仲間づくりのきっかけの場「生きがい教室」を提供している。
シルバーコーラス、エンジョイビデオクラブ、書道教室、かるた会、シルバーパソコン教室を開催している。

4-9 統計資料

	地 区	総人口	市 内 高 齢 者 人 口				H31.4.1現在		
			60歳以上	総人口比	65歳以上	総人口比	75歳以上	総人口比	高齢化順位
1	橋 北	2,979	1,396	46.9%	1,212	40.7%	753	25.3%	5
2	橋 南	2,678	1,213	45.3%	1,031	38.5%	613	22.9%	7
3	羽 場	4,756	1,802	37.9%	1,523	32.0%	813	17.1%	15
4	丸 山	3,443	1,349	39.2%	1,120	32.5%	638	18.5%	13
5	東 野	2,888	1,204	41.7%	1,006	34.8%	599	20.7%	11
6	座 光 寺	4,434	1,745	39.4%	1,433	32.3%	749	16.9%	14
7	松 尾	12,977	4,111	31.7%	3,331	25.7%	1,825	14.1%	20
8	下 久 堅	2,865	1,263	44.1%	1,045	36.5%	588	20.5%	10
9	上 久 堅	1,279	681	53.2%	587	45.9%	340	26.6%	3
10	千 代	1,665	831	49.9%	695	41.7%	434	26.1%	4
11	龍 江	2,795	1,326	47.4%	1,109	39.7%	672	24.0%	6
12	竜 丘	6,806	2,411	35.4%	1,943	28.5%	1,047	15.4%	18
13	川 路	1,993	910	45.7%	757	38.0%	468	23.5%	8
14	三 穂	1,422	647	45.5%	535	37.6%	302	21.2%	9
15	山 本	4,819	1,946	40.4%	1,652	34.3%	822	17.1%	12
16	伊 賀 良	14,580	4,880	33.5%	4,049	27.8%	2,095	14.4%	19
17	鼎	13,180	4,805	36.5%	4,000	30.3%	2,270	17.2%	17
18	上 郷	13,794	5,064	36.7%	4,199	30.4%	2,369	17.2%	16
19	上 村	404	246	60.9%	216	53.5%	151	37.4%	2
20	南 信 濃	1,354	888	65.6%	804	59.4%	525	38.8%	1
	全 市	101,111	38,718	38.3%	32,247	31.9%	18,073	17.9%	
	飯田市	102,012	38,824	38.1%	32,152	31.5%	17,903	17.5%	H30.4.1
	飯田市	101,819	38,775	38.1%	32,193	31.6%	17,955	17.6%	H30.10.1
	長野県	2,063,865	774,456	37.5%	645,297	31.3%	346,077	16.8%	H30.10.1
	全 国	126,443,000	43,169,000	34.1%	35,578,000	28.1%	17,975,000	14.2%	H30.10.1

介護保険要支援・要介護認定者				H31.3.31現在				単位:人		独居高齢者・高齢者世帯数H31.4.1	
地区等	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計		独居高齢者	高齢者世帯
橋北	34	38	40	46	29	31	27	245		180	220
飯田荘・第二	0	0	0	0	11	27	29	67			
橋南	34	26	49	53	18	24	16	220		142	212
羽場	38	36	65	49	36	20	37	281		206	237
丸山	27	33	43	35	19	22	12	191		182	218
東野	26	26	70	42	16	25	13	218		96	157
座光寺	27	26	43	47	30	31	14	218		183	167
松尾	51	74	128	113	81	67	47	561		408	384
きりしま邸苑				1	10	16	19	46			
ゆめの郷			5	2	8	16	22	53			
下久堅	10	31	62	34	20	29	16	202		120	78
上久堅	11	12	27	17	19	12	17	115		83	68
千代	27	18	40	34	18	4	10	151		104	81
龍江	17	28	49	44	18	21	14	191		101	114
ゆいの里				1	6	12	23	42			
竜丘	30	44	78	62	37	37	27	315		240	215
川路	16	18	28	18	9	9	13	111		104	68
ハートヒル川路	1	2	6	3	10	4	5	31			
三穂	7	15	24	15	18	11	9	99		55	38
山本	23	44	56	55	43	36	12	269		171	160
ヴィラ緑風苑	2	2	10	2	1			17			
伊賀良	54	81	135	117	71	55	44	557		492	403
かざこしの里				8	18	36	20	82			
陽だまりの丘				1	5	10	8	24			
たまゆら			1	1	5	13	8	28			
鼎	78	90	174	113	99	68	59	681		514	519
信濃寮			1	3	4	9	2	19			
やまりきの郷			1	1	6	11	5	24			
上郷	79	88	169	122	85	70	45	658		598	555
ケアハウス上郷		7	6	1		2	1	17			
笑みの里					11	31	19	61			
上村	11	5	13	6	2	6	7	50		36	56
南信濃	34	26	35	35	22	20	9	181		153	154
遠山荘					6	20	12	38			
住所地特例者	2	2	14	11	41	93	88	251			
計	639	772	1,372	1,092	832	898	709	6,314		4,168	4,104

※この数値は市保有データから作成したものであり、あくまで参考値です。確定した数値については欄外の国保連データを参照ください。

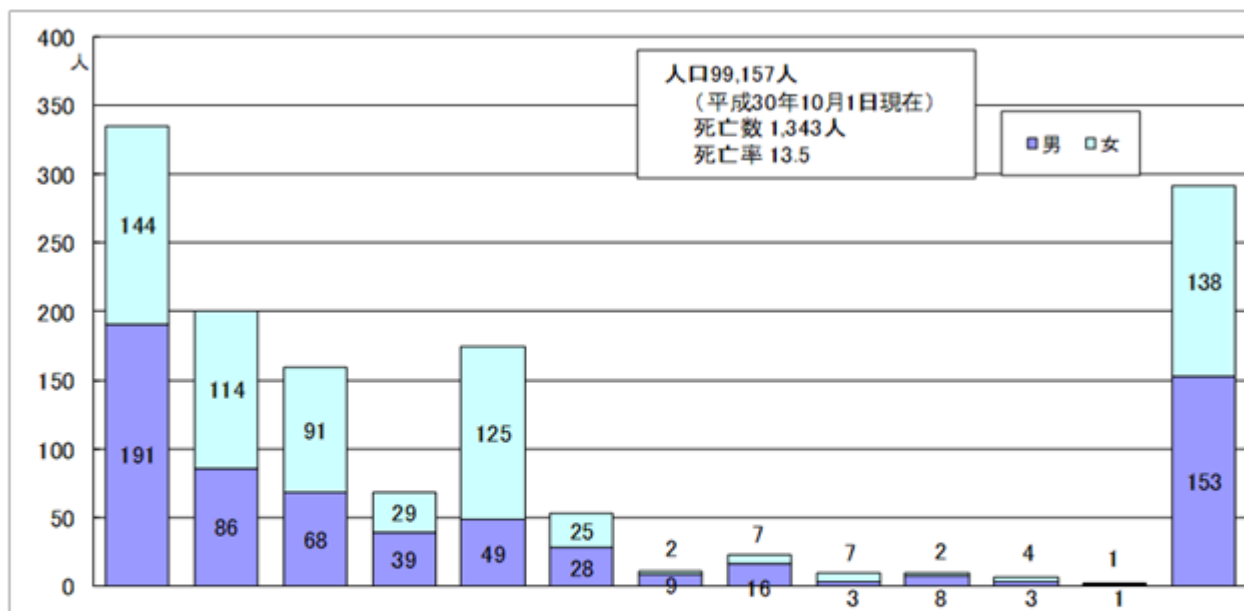
				単位:人				H30.4.1			
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計		4,068	4,156
(参考: H30.9.30現在)	644	801	1,389	1,098	810	888	755	6,385			
(参考: 国保連データ)	641	774	1,377	1,093	830	898	707	6,320			

5 保健課

5-1 人口動態

年	人 口	出 生				合計特殊 出生率	死 亡				自然 増加	備 考
		男	女	計	率		男	女	計	率		
15	107,107	553	500	1,053	9.8	1.66	530	496	1,026	9.6	27	人口 10.1 現在
16	106,835	537	476	1,013	9.5	1.62	559	462	1,021	9.6	△ 8	〃
17	108,624	506	449	955	8.8	1.52	579	539	1,118	10.3	△163	〃
18	107,845	500	480	980	9.1	1.63	565	516	1,081	10.0	△101	〃
19	107,259	479	519	998	9.3	1.70	617	508	1,125	10.5	△127	〃
20	106,630	513	452	965	9.0	1.70	615	577	1,192	11.2	△227	〃
21	105,691	451	468	919	8.7	1.69	625	576	1,201	11.4	△282	〃
22	105,335	443	455	898	8.5	1.70	630	615	1,245	11.8	△347	〃
23	104,728	461	417	878	8.4	1.63	669	613	1,282	12.2	△404	〃
24	103,947	445	425	870	8.4	1.68	640	608	1,248	12.0	△378	〃
25	103,105	450	408	858	8.3	1.73	619	630	1,249	12.1	△391	〃
26	102,446	439	407	846	8.3	1.76	600	643	1,243	12.1	△397	〃
27	101,743	422	406	828	8.1	1.77	639	637	1,276	12.5	△448	〃
28	100,957	422	388	805	8.0	1.75	633	629	1,262	12.5	△457	〃
29	100,077	421	366	787	7.9	1.76	686	641	1,327	13.3	△540	〃
30	99,157	408	331	739	7.5	1.72	654	689	1,343	13.5	△604	〃

◎死因別死亡統計(平成30年)



	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	老衰	不慮の 事故	自 殺	腎不全	糖尿病	肝疾患	高血圧 性疾患	結核	その他
死 亡 数	335	200	159	68	174	53	11	23	10	10	7	2	291
死因別死亡率 (人口10万対)	337.8	201.7	160.4	68.6	175.5	53.5	11.1	23.2	10.1	10.1	7.1	2.0	293.5
死 亡 割 合(%)	24.9%	14.9%	11.8%	5.1%	13.0%	3.9%	0.8%	1.7%	0.7%	0.7%	0.5%	0.1%	21.7%

引用: 長野県「毎月人口異動調査」
厚生労働省「人口動態調査」

5-2 母子保健

1 平成 30 年度 妊娠届出数の年齢別内訳

	届出総数	20 歳未満	20 歳以上 25 歳未満	25 歳以上 30 歳未満	30 歳以上 35 歳未満	35 歳以上 40 歳未満	40 歳以上
初妊婦数	361	11	68	127	103	43	9
経産婦数	453	1	38	118	172	93	31
総届出数	814	12	106	245	275	136	40

2 パパママ教室の受講状況

年度	実施回数	妊婦の受講		夫の受講		妊婦内訳（再掲）	
		実人員	延人員	実人員	延人員	第 1 子	第 2 子以上
H26	20	76	164	60	60	62	14
H27	20	83	198	67	76	74	9
H28	18	67	136	62	70	61	6
H29	12	115	178	105	159	114	1
H30	12	118	191	110	173	114	4

3 平成 30 年度 授乳・育児相談助成事業

	産婦内訳		何回目		時期（産後）			内容（複数実施あり）		
実施数 延 546 (407)	初産婦	経産婦	1 回 目	2 回 目	1 か 月未 満	1 か 月～ 6 か 月未 満	6 か 月～ 12 か 月未 満	乳房 ケア	授乳 相談、 育児 相談	産後 の 健康 相談
	288	258	366	180	362	110	74	518	492	313

4 平成 30 年度 乳幼児訪問

	①未熟児		②新生児 (①を除く)		③乳児 (①②を除く)		幼児		母子相談 電話・面接
実施数	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
	18	24	6	6	736	771	43	65	1460

5 先天性股関節脱臼検診状況

年 度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
受診数（人）		男 403 女 417	男 428 女 384	男 404 女 376	男 420 女 325
受診率（%）		98.1	99.3	97.5	97.3
要治療者	男（人）	1	－	－	－
	女（人）	1	－	2	2

6 平成 30 年度 乳幼児健診

	回数	該当児数	受診児数	受診率	他機関紹介数 (率)	フォロー児数 (率)
4 か月児健診	48	764	743	97.3	1 (0.1)	33 (4.4)
7 か月児相談	48	781	756	96.8	13 (1.7)	72 (9.5)
12 か月児相談	48	808	778	96.3	11 (1.4)	42 (5.4)
1 才 6 か月児健診	41	828	797	96.3	18 (2.3)	89 (11.2)
2 才児相談	42	816	779	95.5	35 (4.5)	170 (21.8)
3 才児健診	40	856	823	96.1	21 (2.6)	18 (2.2)

7 遊びの広場

年度	参加人数	延人数	30 年度参加者の主訴
H26	45 (継続 11、新規 34)	145	発達の遅れ 30 母乳相談・離乳食・体重増加 1
H27	48 (継続 11、新規 37)	129	
H28	38 (継続 15、新規 23)	100	
H29	32 (継続 6、新規 26)	86	
H30	31 (継続 12、新規 19)	117	

8 平成 30 年度 高校生乳児ふれあい体験学習

	内 容	スタッフ
事前学習	乳幼児健診についてや、乳幼児の発育・発達についての学習。体験学習の際の注意点について。赤ちゃん人形を使用した、抱っこと着替えの体験。妊婦ジャケットを使用した、妊婦体験。実施校 22 校 (下農、OIDE 長姫) 34 名	学校教諭 保健師
体験学習	7 か月児相談・12 か月児相談に参加し、お母さんからお話を聞き、抱っこや着替え、離乳食の試食などを体験する。 実施期間：30 年 5 月から 31 年 3 月 実施会場：飯田市保健センター・松尾公民館・伊賀良公民館・鼎保健センター 実施校 5 校 (下農、OIDE 長姫、風越、飯田女子) 10 回 116 名	保健師 栄養士 学校教諭
まとめの学習	体験学習をもとに感想文をまとめる	学校教諭

9 乳幼児学級 (平成 30 年度)

地区	学級名	対象年齢	実施回数	参加実組数	参加述べ組数
橋北 橋南 東野 (3 館合同)	0 歳児学級	0 歳	8	7	44
	1 歳児学級	1 歳	18	29	290
	2 歳児学級	2 歳	17	24	236
	3 歳児学級	3 歳	17	12	117
羽場	0・1 歳児学級	0～1 歳	20	30	199
	2・3 歳児学級	2～3 歳	19	17	114
丸山	すくすく学級	0～1 歳	19	22	169

丸山	2・3歳児学級	2～3歳	20	15	125
伊賀良	0歳児学級	0歳	17	62	265
	1歳児学級	1歳	19	34	150
	2歳児学級	2歳	19	26	263
	3歳児学級	3歳	21	17	210
山本	なかよし広場	0～1歳	20	20	140
	ちびっ子広場	2～3歳	11	14	89
三穂	みほなかよし学級	0～3歳	11	12	106
鼎	0歳児学級	0歳	6	23	90
	1歳児学級（りんご学級）	1歳	12	35	190
	1歳児学級（いちご学級）	1歳	12	30	162
	2歳児学級（たんぼぼ学級）	2歳	16	41	318
	つくし学級	3歳	21	23	251
竜丘	0歳児学級	0歳	6	23	66
	1歳児学級	1歳	11	29	155
	2・3歳児学級	2～3歳	11	21	84
川路	すくすく学級	0～3歳	12	28	183
松尾	0歳児学級	0歳（4～9月生）	5	34	93
	1歳児学級Aチーム	1歳（4～9月生）	9	27	103
	1歳児学級Bチーム	1歳（10～3月生）	9	35	181
	いちごクラブ	2歳	9	28	103
	いちごクラブ	2歳	9	22	88
	どんぐりクラブ	3歳	9	19	65
上久堅	わくわくキッズ	0～3歳	23	10	104
下久堅	ぽっかぽかいちご	0～1歳	11	14	60
	ぽっかぽかあひる	2～3歳	11	11	53
千代	ちよっ子クラブ	0～3歳	19	18	144
龍江	0・1歳児学級（りす）	0～1歳	11	13	47
	2・3歳児学級（ぞう）	2～3歳	12	12	82
座光寺	ぴよぴよ教室	0～1歳	15	37	267
	2・3歳児学級	2～3歳	11	11	71
上郷	0歳児学級	0歳	5	20	66
	1歳児学級	1歳	10	46	235
	2歳児学級	2歳	10	21	105
	3歳児学級	3歳	10	16	84
上村	ひよこちゃんの日	0～3歳	11	4	19
南信濃	すこやか学級	0～3歳	10	4	24
合計	30年度		582	996	6,010
	29年度		577	1,071	6,394
	28年度		653	1,144	7,322
	27年度		693	1,198	8,048
	26年度		708	1,267	8,773

*スタッフ・講師：保育士・保健師・公民館 栄養士・歯科衛生士・医師・助産師・図書館司書・ボランティア等

5-3 成人保健

1 健康診査

各種がん検診等受診者数の推移

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
胃検診	4,008	4,007	4,038	3,681	3,616
子宮頸がん検診	2,141	1,636	1,670	1,945	2,048
乳房検診	4,582	4,450	4,879	4,940	4,934
肺がん検診	7,794	7,920	8,217	7,945	7,919
大腸がん検診	8,923	9,196	9,031	8,614	8,472

*子宮頸がん検診、乳房検診、大腸がん検診（26年～27年度まで）は、がん検診推進事業を含む。

（1）子宮がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 要精検率 (%)	精 密 検 査 結 果				未受診
			がん	異形成	その他	異常なし	
H26	2,141	55(2.6)	4	11	26	6	8
H27	1,636	22(1.3)	2	11	5	1	3
H28	1,670	34(2.0)	1	9	12	8	2
H29	1,945	29(1.5)	2	8	10	7	2
H30	2,048	31(1.5)	3	15	5	5	3

*がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

（2）乳房検診

ア 乳房検診(エコー検診)

年度	受診者数 (人)	要検者数 要精検率 (%)	精 密 検 査 結 果							未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	診断未確定	
H26	1,736	47(2.7)	1	11	-	17	11	3	4	-
H27	1,873	56(3.0)	1	10	-	10	20	3	4	8
H28	2,192	58(2.6)	3	15	7	14	9	6	2	2
H29	2,202	45(2.0)	0	22	4	15	7	4	0	1
H30	2,292	48(2.1)	2	8	3	18	7	9	0	1

イ マンモグラフィ検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 要精検率 (%)	精 密 検 査 結 果						未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	
H26	2,846	99(3.5)	5	16	20	6	16	31	5
H27	2,577	115(4.5)	6	25	20	9	21	25	9
H28	2,687	91(3.4)	10	11	7	5	11	45	4
H29	2,738	57(2.1)	4	18	15	5	5	10	1
H30	2,642	90(3.4)	7	17	18	4	13	30	1

*がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(3) 肺がん検診

ア ヘリカルCT検査

年度	受診者数 (人)	要精検数 (要精検率%)	精 密 検 査 結 果				未受診
			がん	がんの疑い	その他の疾患	異常なし	
H26	2,514	159(6.3)	5	1	104	16	33
H27	2,578	177(6.9)	2	－	125	24	26
H28	2,742	123(4.5)	2	0	81	12	27
H29	2,734	182(6.7)	5	1	132	33	11
H30	2,917	139(4.8)	5	2	108	16	8

イ レントゲン間接撮影による肺がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検数 (要精検率 %)	精 密 検 査 結 果					未受診
			がん	その他	異常なし	未確定	未把握	
H26	5,280	135(2.6)	7	58	46	－	－	24
H27	5,342	111(2.1)	6	58	33	－	－	14
H28	5,475	160(2.9)	4	73	57	－	15	11
H29	5,211	105(2.0)	1	51	39	6	1	7
H30	5,002	121(2.4)	3	55	47	5	－	11

(4) 大腸がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検数 (要精検率 %)	精 密 検 査 結 果					未受診
			がん	ポリープ	その他	未把握	異常なし	
H26	8,923	748(8.4)	20	241	89	－	211	187
H27	9,196	645(7.0)	13	230	93	－	142	167
H28	9,031	794(8.8)	19	284	121	36	147	187
H29	8,614	823(9.6)	20	323	114	46	191	129
H30	8,472	702(8.3)	16	257	105	9	153	162

(5) 胃検診

年度	受診者 (人)	要精検数 (要精検率 %)	精 密 検 査 結 果				未受診
			がん	その他の疾患	異常なし	未把握	
H26	4,008	434(10.8)	1	327	29	－	77
H27	4,007	484(12.0)	3	383	33	－	65
H28	4,038	480(11.9)	5	423	56	9	67
H29	3,681	469(12.7)	9	356	52	18	34
H30	3,616	381(10.4)	7	294	47	11	22

(6) 平成30年度がん検診推進事業

ア 子宮頸がん検診(20歳)

年齢	対象者数	受診数	受診率
平成9年4月2日～平成10年4月1日生	487	44	9.0%

イ 乳がん検診（マンモグラフィ検診）（40 歳）

年齢	対象者数	受診数	受診率
昭和 52 年 4 月 2 日～昭和 53 年 4 月 1 日生	570	197	34.6%

（7）胃がんリスク検査

年度	対象者数		受診数計	検診方法	受診数	内訳（B+C 精密検査）		
H28	40 歳	1,357	419	集団検診	294	A 232 人	B+C 62 人	(21.1%)
	45 歳	1,303		個別検診	125	A 104 人	B+C 21 人	(16.8%)
H29	40 歳	1,232	393	集団検診	287	A 212 人	B+C 75 人	(26.1%)
	45 歳	1,427		個別検診	106	A 80 人	B+C 26 人	(24.5%)
H30	40 歳	1,205	261	集団検診	194	A 153 人	B+C 41 人	(21.1%)
	45 歳	1,159		個別検診	67	A 50 人	B+C 17 人	(25.4%)

（8）飯田市国民健康保険特定健康診査

ア 受診状況 平成 29 年度

	男性	女性	計
対象者数	7,413	8,132	15,545
受診者数	2,550	3,468	6,018
受診率	34.4	42.6	38.7

イ 特定保健指導実施状況

特定保健指導は、特定健康診査の結果によりメタボリックシンドローム該当者および予備群に対し規定された内容および方法により継続支援を 3 か月以上実施し、評価を行う。

	平成 29 年度
対象者数	557
終了者数	428
終了率	76.8%

終了者：特定保健指導実施方法に規定された内容および方法により 6 か月後の実績評価まで完了した者

（9）生活保護受給者、被支援者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による支援給付）に対する健康診査

生活保護受給者に対する健康診査については、健康増進法の厚生労働省令で定める健康増進事業として市町村が実施することになっている。福祉課に対象者の抽出を依頼し、特定健診（集団）に合わせて実施している。

平成 30 年度受診者数：2 人

（10）後期高齢者健康診査

平成 20 年 4 月から長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、後期高齢者医療保険の加入者を対象として健康診査を実施している。

平成 30 年度受診者数：218 人

2 健康教育

(1) 実施回数と参加人数（平成 30 年度）

	集 団 健 康 教 育						計
	一 般	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	薬	
開催回数	170	15	58	0	68	0	311
参加延人員	2,885	243	1,031	0	1,530	0	5,689

個別健康教育の実施状況（平成 30 年度）

	特定健康診査等要指導者				受診勧奨であつて医師が必要と認めた者			
	指導を開始した者		指導を終了した者		指導を開始した者		指導を終了した者	
	市 町 村 実施	医 療 機 関委託	市 町 村 実施	医 療 機 関委託	市 町 村 実施	医 療 機 関委託	市 町 村 実施	医 療 機 関委託
高 血 圧	223	0	222	0	148	0	148	0
脂質異常症	366	0	366	0	262	0	262	0
糖 尿 病	304	0	305	0	200	0	200	0
喫 煙	2	0	2	0	0	0	0	0
計	895	0	895	0	610	0	610	0

(2) ウェルビクスフォロー教室

ア 実施地区：丸山 竜丘（H15 年開始）、龍江 山本 東野 鼎（H16 年開始）

座光寺 羽場 上久堅 千代（H17 年開始）、松尾 下久堅 上郷 橋南（H18 年開始）

橋北 三穂 川路 伊賀良（H19 年開始）

イ 対象者：65 歳以上の一般市民

ウ 内容：ずくバンドを利用した筋力づくりを中心に、介護予防のための運動を定期的を実施。

現在は、自主活動グループで活動している

エ 参加状況（平成 30 年度）

地区	実施回数	実人員	男性	女性	参加延べ 人数
橋北	42	11	0	11	366
橋南	52	10	0	10	122
羽場	44	22	0	22	668
丸山	96	25	3	22	950
東野 1	21	10	0	10	114
東野 2	19	12	0	12	147
伊賀良	20	21	0	21	202
山本	52	12	0	12	419
鼎	42	29	0	29	910

竜丘	47	20	0	20	674
川路	22	9	0	9	77
松尾	36	13	2	11	314
下久堅	47	15	2	13	291
上久堅	23	10	0	10	205
千代	39	9	0	9	192
龍江	51	19	2	17	627
上郷	35	23	0	23	525
座光寺	32	9	0	9	118
計	720	279	9	270	6,921

(3) 消防団健康教室（平成 30 年度）

ア 対象

- 第 7 分団（竜丘地区消防団）
- 第 12 分団（龍江地区消防団）
- 第 18 分団（南信濃地区消防団）

イ 会場・内容

毎回、血圧の測定を行う。（初回は体組成・腹囲測定も実施）

地 区	竜丘	龍江	南信濃
会 場	竜丘公民館	龍江公民館	南信濃公民館
第 1 回目	咬合力測定・歯周病の話 生活習慣病について 朝食・栄養について たばこについて	咬合力測定・歯周病の話 生活習慣病について 朝食・栄養について たばこについて	咬合力測定・歯周病の話 生活習慣病について 朝食・栄養について たばこについて *
第 2 回目	姿勢計測 プラステンについて 運動（腰痛予防・姿勢）	姿勢計測 プラステンについて 運動（基礎代謝アップ・ 姿勢）	*（1 回目に姿勢計測、 運動（ストレッチ・姿勢） も実施

ウ 参加状況

	竜丘	龍江	南信濃
実 人 員	18	27	8
延べ人数	32	43	8
1 回平均人数	16	21.5	8（1 回実施）

エ スタッフ：保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士

(4) 広報活動

ア いいだ FM「かざこし歳時記 健康いいだ」月 1 回

市の保健事業の紹介や健康づくりに取り組んでいる市民の声の紹介。

放送日： 毎月第 4 木曜日

イ 南信州新聞「生涯現役をめざして できることからはじめました」年 12 回

健康づくりに取り組む市民の紹介。

ウ 健康いいだ 21 ホームページ

市の保健事業の紹介、各地区での教室・イベントの PR、健康情報のお知らせ。

(5) 「健康いいだ 21 フェスティバル 2018」

ア 開催月日： 平成 30 年 10 月 20 日（土）

イ 場 所： 県公民館、県文化センター

ウ 参加延べ人数： 約 900 人

3 健康相談事業

(1) 健康増進（健康相談） 平成 30 年度

		開催回数	被指導延人員
重点健康相談	高 血 圧	184	2,155
	脂 質 異 常 症	0	0
	糖 尿 病	4	53
	歯 周 疾 患	11	125
	骨 粗 鬆 症	1	25
	女 性 の 健 康	3	29
	病 態 別 (肥満、心臓病等)	6	77
総 合 健 康 相 談		64	847
計		273	3,311

(2) 健康増進施設「ほっ湯アップル」における健康相談事業

開催回数 221 日

相談延人員 14,233 人

4 訪問指導事業

訪問指導実施状況（母子保健を除く）平成 30 年度

	年齢区分	保健師訪問指導人員	
		被訪問指導人員	被訪問指導延人員
要指導者等	39 歳以下	4	5
	40～64 歳	383	492
	65 歳以上	247	304
	計	634	801
個別健康教育対象者	39 歳以下	0	0
	40～64 歳	7	8
	65 歳以上	43	53
	計	50	61
閉じこもり予防	39 歳以下	1	1
	40～64 歳	5	26
	65 歳以上	12	15
	計	18	42
介護家族	39 歳以下	0	0
	40～64 歳	2	3
	65 歳以上	8	24
	計	10	27
寝たきり者	39 歳以下	0	0
	40～64 歳	0	0
	65 歳以上	2	7
	計	2	7
認知症の者	64 歳以下	0	0
	65 歳以上	14	45
	計	14	45
その他	39 歳以下	2	5
	40～64 歳	31	47
	65 歳以上	29	46
	計	62	98
合 計		790	1,081

5-4 介護予防事業

1 いきいき教室

【事業経過】

平成6年12月	脳刺激訓練教室としてCブロックで開始
平成8年4月	脳刺激訓練教室としてBブロックで開始 *浜松医療センターの高槻絹子先生の指導により、浜松方式（二段階方式）による早期発見と回復法を取り入れた。
平成9年4月	老人保健法B型リハビリ事業として全市33会場で開始
平成12年4月	介護保険制度開始
平成13年4月	B型リハビリから「いきいきリハビリ」と名称変更し92会場で開始
平成16～17年	保健指導係に介護予防担当保健師の設置 *介護保険認定者の増加率が高いことから、筋骨格器系の介護予防に重点をおき、お達者度測定および運動指導を強化した。 *平成16年から名古屋市立大学竹島研究室の指導によりずくバンド運動を取り入れた。
平成18年	介護保険改正 介護予防事業 地域支援事業 1次予防事業
平成28年4月	介護保険 介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業

【目的】

老化等による心身機能の低下を防ぎ日常生活の自立を支え、閉じこもりの状態を防ぎ、寝たきり・認知症などの要介護状態を予防し、健康の保持増進を図る。

- *高齢者の自立（自立生活の助長及び要介護状態になることの予防）
- *高齢者の活躍の場（豊かな経験と知識・技能を活かす場・高齢者の生き甲斐と社会参加の促進）
- *支え合う地域づくり（社会的孤立感の解消・地域の各団体の参加と協力）

【対象】

65歳以上の一般市民

【内容】

健康チェック、健康相談

健康についての学習（転倒予防、閉じこもり予防、低栄養予防、口腔ケア）

体操、ゲーム・レクリエーション、歌唱、手芸工作、調理実習、季節の行事、

保育園児等との世代間交流

（1）平成30年度実施状況

地区	会場名	年間回数	参加者実人員							実人員の年齢構成						
			計	男性	女性	新規参加	参加延べ数	参加1回平均	介護保険認定者（再掲）	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
1	橋北公民館	12	14	-	14	1	124	10.3	-	-	-	6	2	4	2	-
2	小伝馬町1自治会館	12	8	-	8	-	95	7.9	-	2	-	1	1	4	-	-
3	東中央通公民館	12	16	2	14	5	148	12.3	2	2	3	2	1	5	2	1

	地区	会 場 名	年間回数	参加者実人員				参加延べ数	参加数 1回平均	介護保険認定者(再掲)	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
				計	男性	女性	新規参加										
4	橋北	浜井町自治会館	12	8	4	4	4	95	7.9	2	-	-	1	1	2	3	1
5		大王路自治会館	10	7	1	6	1	69	6.9	1	1	2	-	-	-	3	1
6		江戸浜町公民館	12	15	-	15	-	111	9.3	3	3	-	2	4	3	3	-
7	橋南	保健センター	17	15	-	15	5	160	9.4	2	-	1	-	7	3	4	-
8		りんご庁舎	16	11	-	11	2	119	7.4	3	-	-	-	3	4	4	-
9	羽場	正永町2丁目集会所	9	8	-	8	-	69	7.7	2	-	1	1	2	2	2	-
10		第一公会堂	12	14	-	14	4	115	8.2	3	-	-	1	6	4	3	-
11		羽場公民館	12	10	-	10	1	92	9.2	4	-	-	-	2	5	1	2
12	丸山	今宮2丁目集会場	8	14	-	14	-	77	8.6	-	-	-	3	3	3	2	3
13		丸山2丁目集会場	11	17	2	15	-	97	8.8	-	-	3	2	3	5	3	1
14		丸山4丁目集会場	12	11	-	11	-	111	9.3	-	-	-	1	4	4	1	1
15	東野	東野自治会館	20	10	-	10	3	125	6.3	2	1	1	-	1	4	3	-
16		東野公民館	18	15	-	15	2	196	10.8	7	-	-	1	2	5	6	1
17	鼎	一色公民館	12	18	-	18	1	178	14.8	1	-	-	3	5	5	4	1
18		切石会館	18	16	-	16	5	167	12.8	2	-	-	3	4	3	6	-
19		上茶屋公民館	15	8	-	8	1	84	6.0	2	-	-	-	-	3	3	2
20		中平公民館	18	15	-	15	3	175	9.7	4	-	-	2	1	5	3	4
21		下山福祉センター	17	19	-	19	3	273	16.1	2	-	2	2	4	5	4	2
22		西鼎公民館	11	8	-	8	-	86	7.8	2	-	1	1	-	1	4	1
23		東鼎公民館	20	12	1	11	-	143	7.5	2	-	1	-	-	2	8	1
24		名古熊公民館	10	12	-	12	-	104	10.4	2	-	-	1	-	4	4	3
25	伊賀良	大瀬木コミュニティセンター	14	17	-	17	3	167	11.9	3	-	-	-	5	3	7	2
26		中村会館	21	16	-	16	-	224	10.7	3	-	-	1	3	6	6	-
27		北方会館	8	12	-	12	-	90	11.3	1	-	-	-	-	6	4	2
28		育良町記念会館	9	12	-	12	-	80	8.9	1	-	-	2	1	4	5	-
29		下殿岡公会堂	18	15	-	15	-	191	10.6	-	-	-	-	2	12	1	-
30		上殿岡集会所	18	14	-	14	-	200	11.1	2	-	1	1	4	3	4	1
31		西の原集会所	15	9	-	9	-	94	6.3	1	-	1	-	5	2	-	1
32	山本	久米会館	21	13	-	13	4	175	8.3	1	-	-	1	5	2	3	2
33		箱川郷づくり研修センター	17	13	-	13	1	166	9.8	3	-	-	-	3	4	5	1
34	松尾	常盤台集会所	18	37	4	33	3	592	32.8	3	-	1	10	12	7	5	2
35		毛賀公民館	16	27	5	22	4	252	15.7	2	-	-	2	3	11	8	3
36		松尾公民館	20	16	-	16	1	212	10.6	2	-	-	2	7	6	1	-
37		代田公民館	14	20	4	16	1	309	22.1	-	-	-	3	4	8	2	3
38		久井集会場	18	14	1	13	-	191	10.6	2	-	-	-	-	10	4	-
39		上溝集会所	20	12	-	12	-	166	8.3	2	-	-	1	2	3	5	1
40		清水コミュニティ消防センター	9	23	-	23	2	173	19.2	2	-	-	2	6	10	5	-
41		新井コミュニティ消防センター	17	27	6	21	1	349	20.5	2	-	-	6	8	10	3	-

	地区	会 場 名	年間回数	参加者実人員				参加延べ数	参加数 1回平均	介護保険認定者(再掲)	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
				計	男性	女性	新規参加										
42	下久堅	下久堅公民館	19	13	-	13	3	170	8.9	2	-	1	2	2	4	3	1
43		虎岩交流センター	17	8	-	8	-	85	5.0	1	-	-	-	7	1	-	-
44		下虎岩公民館	18	12	-	12	1	181	10.1	-	-	-	-	3	7	2	-
45		柿野沢区民センター	18	9	-	9	-	135	7.5	1	-	-	-	2	4	3	-
46		南原区民センター	19	9	-	9	-	148	7.8	-	-	-	-	2	4	2	1
47	上久堅	越久保センター	19	15	7	8	-	221	11.6	1	-	1	-	2	5	6	1
48		小野子下集会所	7	12	1	11	4	65	9.3	2	-	1	1	6	4	-	-
49		原平集落センター	19	10	-	10	1	141	7.4	1	-	-	1	2	5	2	-
50		大鹿区民センター	10	5	-	5	-	44	4.4	3	-	-	-	-	2	1	2
51	千代	野池公民館	17	15	-	15	1	209	12.3	-	-	1	1	-	6	6	1
52		下村公会堂	10	6	-	6	-	59	5.9	1	-	1	-	4	1	-	-
53		米川公会堂	18	13	-	13	-	212	11.8	-	-	-	2	9	2	-	-
54		大郡農事集会所	10	15	1	14	1	121	12.1	-	-	3	2	5	2	2	1
55		米峰・毛呂窪ふれあいセンター	8	12	-	12	-	58	7.3	2	-	1	-	7	0	4	-
56		芋平公民館	9	7	-	7	2	50	5.6	-	-	-	-	3	2	1	1
57		法山振興センター	12	16	6	10	-	106	8.3	-	-	1	4	4	5	2	-
58	龍江	1区公民館	20	21	-	21	2	299	14.9	2	-	-	-	1	12	4	4
59		龍江公民館	16	17	-	17	5	174	10.9	2	-	-	-	5	5	6	1
60		3区公民館	10	10	-	10	-	75	7.5	1	-	-	-	-	3	7	-
61		尾科公民館	9	9	-	9	-	69	7.7	-	-	-	-	3	3	3	-
62	竜丘	時又ふれあいセンター	13	14	-	14	-	134	10.3	4	-	-	1	1	8	2	2
63		上川路公民館	13	10	-	10	2	82	6.3	1	-	-	2	1	4	2	1
64		駄科区民センター	13	20	-	20	-	172	13.2	-	-	2	1	5	9	2	1
65		駄科集落センター	13	14	-	14	4	148	11.3	-	-	-	-	1	8	1	4
66		長野原区民センター	13	23	1	22	2	175	13.4	-	-	-	5	4	7	6	1
67		竜丘公民館	13	28	2	26	2	196	15.1	-	-	1	2	7	10	7	1
68	川路	2・3区公民館	11	14	-	14	-	176	16.0	-	-	-	1	4	7	2	-
69		5区公民館	6	16	6	10	2	90	15.0	-	-	1	6	6	3	-	-
70		6区コミュニティセンター	12	16	1	15	-	172	14.3	-	-	-	2	8	4	2	-
71		竜峡会館	12	7	-	7	-	85	7.1	-	-	-	1	3	1	-	2
72		8区公民館	11	11	1	10	-	103	9.4	1	-	-	-	2	1	8	-
73	三穂	北伊豆木(第2集会所)	11	11	-	11	-	92	8.4	1	-	-	-	2	4	4	1
74		第5集会所	11	11	-	11	1	102	9.3	2	-	-	-	1	2	6	2
75		立石第11集会所	10	11	-	11	3	85	8.5	-	-	-	-	-	6	4	1
76		悠愛館(下瀬)	9	9	-	9	-	75	8.3	2	-	-	3	3	1	1	1
77	上郷	黒田研修センター	12	13	2	11	4	124	10.3	1	-	1	1	1	6	4	-
78		下東消防コミュニティセンター	11	13	-	13	3	109	9.9	3	-	-	1	6	3	2	1
79		御殿山コミュニティセンター	11	15	-	15	-	116	10.5	1	-	-	-	2	6	6	1
80		多世代交流プラザ	10	16	-	16	7	95	9.5	1	-	-	-	3	6	5	2

	地区	会 場 名	年間回数	参加者実人員				参加延べ数	参加数 1回平均	介護保険認定者 (再掲)	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
				計	男性	女性	新規参加										
81	上 郷	上黒田集落センター	16	14	-	14	-	151	9.4	3	-	-	1	4	3	5	1
82		南条集落センター	12	10	-	10	-	96	8.0	1	-	-	-	3	5	2	-
83		楽寿会	11	22	10	12	2	170	15.5	3	-	-	-	9	5	5	3
84		城東3号公園	10	10	-	10	4	72	7.2	-	-	-	-	3	5	2	-
85		別府上コミュニティセンター	19	13	5	8	2	191	10.1	1	-	-	3	6	2	2	-
86		別府児童館	12	12	-	12	1	91	7.6	1	-	-	4	5	2	1	-
87		丹保研修センター	12	19	-	19	3	181	15.1	1	-	-	-	5	10	4	-
88		北条振興センター	19	12	-	12	3	173	9.1	1	-	-	-	3	6	2	1
89		飯沼南自治会館	19	9	-	9	-	123	6.5	3	-	-	-	1	4	2	2
90		2区会所	12	10	-	10	-	89	7.4	-	-	-	1	5	1	3	-
91	座 光 寺	恒川・清水会所	12	7	-	7	-	60	5.0	-	-	-	1	2	2	1	1
92		北市場会所	12	5	-	5	-	31	2.6	-	-	-	-	1	2	-	2
93		原・宮崎会所	16	14	-	14	-	92	5.8	-	-	-	-	3	5	6	-
94		宮の前会所	15	13	-	13	1	131	8.7	-	-	-	-	6	3	4	-
95		大堤会所	12	10	-	10	-	102	8.5	-	-	-	-	2	4	3	1

(2) 参加状況の推移

年 度	会場数	実施回数	参加者実数	延べ人数	平均参加数	介護保険認定者数 (再掲)	実数の年齢構成						
							64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
H26	100	1,526	1,499	15,768	10.3	118	14	52	229	359	485	283	77
H27	97	1,458	1,440	15,551	10.7	101	10	47	196	345	466	281	95
H28	96	1,417	1,423	14,633	11.0	93	4	51	165	355	466	302	80
H29	95	1,399	1,397	14,052	10.0	119	11	41	144	361	438	311	91
H30	95	1,308	1,284	13,350	10.0	128	9	33	113	311	424	306	88

2 健脚大学フォロー教室

平成16年より名古屋市立大学竹島研究室の指導により、後期高齢者を対象にずくバンドによる筋力アップ・バランス運動等を集中的に実施。現在は、運動指導員が指導している。

【目的】 体力維持・転倒予防のための筋力及びバランス運動を実践し、転倒の不安の軽減を図る

【対象】 概ね75歳以上の一般市民 特に転倒に不安のある人

【内容】 セラバンド等を利用した筋力づくり運動、バランス運動

【実施会場】 橋北・伊賀良・鼎・松尾・上郷、H29年から上村が追加

(1) 実施状況

年度	会場数	実施回数	参加者実数	参加延べ人数	平均参加人数
H26	5	108	147	1,846	17.1
H27	5	109	135	1,805	16.6
H28	5	107	120	1,878	17.6
H29	6	116	140	1,657	14.3
H30	6	113	124	1,524	13.5

(2) 参加者アンケート結果 回答数：81人

健脚大学に参加して、何らかの効果があったと答えた方は、91.4%であり運動の効果を感じている方が多い。

教室参加により効果を感じているもの（複数回答）

項目	人数
筋力が維持・向上した	53
体力がついた	41
関節の痛みが減った	23
その他	16

5-5 精神保健

1 精神訪問指導

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
精 神 保 健	150	90	87	62	121

2 こころの相談窓口

＊ 実施日 毎月第2月曜日 午後1時30分～午後4時30分（予約制）

＊ 会 場 飯田市保健センター

＊ 相談員 飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる 精神保健福祉士

＊ 実施状況（平成30年度）

① 実施回数 5回

② 相談実人数 9人

③ 相談延べ人数 9人

④ 相談者の年齢内訳

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代	計
相談者	0	1	2	1	3	1	1	9
対象者	0	2	2	1	2	1	1	9

⑤ 本人からの相談 7人、家族からの相談 2人

3 こころの健康づくり

（1）広報・啓発活動

① ホームページの作成

② 自殺予防週間（9月）

啓発（ウェットティッシュを市役所等の窓口に設置）

飯田中央図書館での関係書籍の展示

街頭一斉啓発（飯田保健所と合同）

いいだFM

③ 自殺対策強化月間（3月）

チラシ「支えて守ろうこころといのち」の各戸配布

のぼり旗・ポスターの掲示

飯田中央図書館での関係書籍の展示

街頭一斉啓発（飯田保健所と合同）

いいだFM

④こころの健康講座 啓発パネル・パンフレットを利用して、健康教室やいきいき教室等で実施

（2）研修会・講演会の開催

① 民生児童委員会における研修（1会場）

② こころの健康講座（ゲートキーパー講座）

5-6 栄養指導

1 母子保健（平成 30 年度）

対 象 者		集団指導		個別指導		内 容
		回数	延人数	回数	延人数	
乳 児	4 か月児	48	743	48	320	離乳食の開始と進め方
	7 か月児	48	756	48	406	離乳食中期の正しい在り方・1 日に食べたい量と発達段階にあわせた固さ 3 回食にむけて、離乳食試食
	12 か月児	48	778	48	378	1 日の目安量・実物展示
幼 児	1 歳 6 か月児	41	797	41	399	幼児食について おやつとの与え方・噛むことの大切さ
	2 歳児			42	779	個別相談、むし歯予防とあごの発達をふまえたおやつ工夫
	3 歳児	40	823	40	391	食育への意識づけ
離乳食 講座	初期	12	150	—	—	乳児の発達にあわせた離乳食の形態、作り方、与え方の実習と具体的な離乳食指導
	後期	10	121	—	—	
乳 幼 児		32	387	3	12	乳幼児学級 食事とおやつの指導
学童・生徒 小学生、中学生 高校生		3	95			食事づくり体験を通し食への関心を高める正しい食習慣を実践できるようにふれあい体験学習
そ の 他		9	190	6	6	その他、乳幼児食指導・乳幼児訪問 ぱくぱくキッチン
合 計		291	4,840	276	2,691	

2 生活習慣病予防及び健康増進（平成 30 年度）

対 象 者		集団指導		個別指導		内 容
		回数	延人数	回数	延人数	
健 康 教 室（継続）		6	61			栄養・運動・休養の学習
消防団健康教室（分団・方面隊）		9	236			消防団員への生活習慣病予防のための食事を中心とした学習
特 定 保 健 指 導		—	—	347	347	特定健診時に食事調査を行い結果報告
健 康 増 進 教 室 （講座・単発の事業）		46	911			栄養・運動・休養 食生活全般 高齢者・男性他
まちづくり委員会 健康福祉委員会等		3	80			生活習慣病の食事、学習と実習
食生活改善推進員		404	14,257			伝達講習会、文化祭
そ の 他				3	3	訪問指導、健康相談
合 計		468	15,545	350	350	

5-7 歯科保健

1 母子歯科保健（平成 30 年度）

対 象 者	回数	延人数	内 容
妊 婦	6	164	妊娠中の歯科保健、歯科検診のすすめ
1 歳 児	48	778	萌出歯牙の確認、仕上げ磨きの実習、上顎前歯唇面のむし歯予防
1 歳 6 か月児	41	797	カリオスタット検査とその説明、卒乳の確認、甘味制限と仕上げ磨きの工夫
2 歳 児	42	779	萌出歯牙のチェックとブラッシング指導、むし歯の治療の説明、C o 歯牙への注意、ぶくぶくうがいのすすめ
3 歳 児	40	823	むし歯の早期治療及び予防処置のすすめ、6 歳臼歯の重要性とむし歯予防、乳臼歯隣接面のむし歯予防、不良習癖への注意
小 学 校 歯科保健指導	12	1,610	むし歯、歯周病予防のための歯の健康講話、ブラッシング指導
そ の 他	15	123	乳幼児学級・療養センター等でのブラッシング指導、乳幼児訪問指導・保育園での歯科保健指導
合 計	204	5,074	

歯科検診結果

	該当児 数 (人)	受診児 数 (人)	受診率 (%)	むし歯 保有児 (人)	むし歯 保有率 (%)	むし歯 総本数 (本)	むし歯保有児 1 人当たり むし歯本数 (本)	受診児 1 人当たり むし歯本数 (本)
1 歳 6 か月児	828	797	96.3	10	1.3	28	2.8	0.04
3 歳児	856	823	96.1	92	11.2	297	3.2	0.4

2 成人歯科保健（平成 30 年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
歯の健康講座	14	131	地区公民館主催の乳幼児学級に参加している母親を対象にペリオスクリーン検査、歯科相談、ブラッシング指導
各種健康教室等	20	394	歯のはたらき、現在歯の確認、歯の喪失による障害とその原因、歯周疾患の原因と対策、効果的なブラッシング実習、定期歯科検診の重要性
合 計	34	525	

3 高齢者歯科保健（平成 30 年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
いきいき教室	47	464	介護予防のための口腔ケア・口腔機能向上の講話 健口体操の紹介
各種健康教室等	3	45	歯のはたらき、現在歯の確認、歯の喪失による障害とその原因、口腔機能向上の必要性・歯周病予防
合 計	50	509	

5－8 献血

1 飯田市献血実績

(単位：人)

年 度	年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
飯伊献血実績	飯伊献血実績	2,720	2,477	2,401	2,316

飯田市実績	2,124	2,076	1,816	1,834	1,689
200ml 献血者 (構成比)	307 14.5%	236 11.4%	75 4.1%	2 0.1%	3 0.2%
400ml 献血者 (構成比)	1,817 85.5%	1,840 88.6%	1,741 95.9%	1,832 99.9%	1,686 99.8%

※ 現在、成分献血は移動献血車では実施せず、県内では長野献血ルーム（T O i G o）・松本献血ルーム（サントビューネ）・長野県赤十字血液センター諏訪出張所の3箇所のみで実施している。

5－9 健康福祉委員等活動

1 組織の概要

平成 19 年 3 月までは、飯田市保健推進員設置規則に基づき、地区ごとに 50 世帯～100 世帯に一人の割合で自治会長等地域代表者に推薦された保健推進員が、市長の委嘱を受け二年任期で活動していた。

平成 19 年 4 月からは地域自治組織導入に伴い、各地区の状況に合わせた組織編成となり名称もそれぞれの地域で異なるが、全市で 614 人が活動している。

＜各地区健康福祉委員等人数＞（平成 30 年度）

(単位：人)

ブロック	A		B		C		D		E	
地 区	橋 北	12	三 穂	20	竜 丘	9	松 尾	36	座光寺	40
	橋 南	40	山 本	21	川 路	19	下久堅	18	上 郷	93
	羽 場	16	伊賀良	89	鼎	81	上久堅	4	上 村	8
	丸 山	14					千 代	32	南信濃	10
	東 野	31					龍 江	21		

2 健康福祉委員等研修会

全市の研修会および各地区の代表者連絡会を開催し、研修の内容を各地区に伝達している。

日時	内容	参加者数
平成 30 年 7 月 5 日	飯田市健康福祉委員等研修会 演題 生活習慣病予防のための健康情報検証 講師 食生活ジャーナリスト 佐藤 達夫 氏	参加者 健康福祉 委員等 215 名
平成 30 年 5 月 22 日	飯田市健康福祉委員等代表者会 地域健康ケア計画 2018 について がん検診について 歩こう動こうプラステン (+10 分)	20 名

5-10 食生活改善推進活動

1 食生活改善推進員の概要

市の開催する健康教室を修了した者のうち、希望者が食生活改善推進員になる。自らよい健康生活の実践者となり、「食のボランティア」として家族や地域のために、食生活改善を中心とした健康づくりの輪を広める活動を行う。

2 飯田市食生活改善推進協議会

13支部から2名の役員を選任して、『飯田市食生活改善推進協議会』を運営し、全市の伝達講習会、食育や健康いいた21の推進等の活動を行い、各地区の活動状況の情報交換を行っている。

合同研修会	平成30年4月13日	講演「南信州の年中行事と食文化―正月行事を中心に―」 講師 飯田市美術館 櫻井 弘人 先生	参加者 61名
飯田市伝達講習会①	平成30年6月14日	・「減塩しよう・調理実習の基本」 ・旬の地元食材を使った郷土料理・中華風料理を作ろう	24名
飯田市伝達講習会②	平成30年7月18日	・「こうや豆腐と健康」 ・こうや豆腐を使ったレシピ	23名
飯田市伝達講習会③	平成30年10月12日	・「生涯骨太クッキングに向けて・手洗いを見直そう」 ・生活習慣病とロコモ予防～乳製品を使った料理～	22名
飯田市伝達講習会④	平成31年1月17日	・「適正体重を維持しよう・H29国民健康栄養調査の結果から」 ・働き世代のための生活習慣病予防	25名
県推進大会 (長野市ホクト文化ホール)	平成30年11月1日	・第50回長野県食生活改善推進大会	17名

3 活動内容

活動内容	回数	普及対象者数(人)	参加会員延数(人)
伝達講習会	52	728	637
地区活動	41	631	343
7か月相談試食補助	48	756	48
子どもの食生活に関する活動	85	1,843	319
若者・働き世代の食生活に関する活動	77	1,160	316
高齢者の食生活に関する活動	35	701	82
地区イベントへの参加	47	7,949	280
その他(飯伊・県事業への参加等)	19	489	382
合 計	404	14,257	2,407

5-11 救急医療対策事業

1 医療機関における救急・急患体制

事業別	実施体制
在宅当番医制事業 (第1次救急医療体制)	〔在宅〕 診療科目 内科・小児科・外科・産婦人科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 午前9時～午後6時（産婦人科は午前9時～正午）
	〔口腔衛生センター〕 診療科目 歯科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 〔口腔衛生センター〕 午前9時～正午 〔当番医の診療所〕 午後1時～午後3時
	〔薬剤師会調剤薬局〕 受付時間 休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日） 午前9時～午後6時 夜間（年間） 午後7時～午後10時30分
	〔眼科当番〕
休日夜間急患診療所運営事業 (第1次救急医療体制)	診療科目 内科・小児科 診療日 休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日） および 午前9時～午後0時30分 診療時間 夜間（年間） 午後7時～午後10時
病院群輪番制病院運営事業 (第2次救急医療体制)	診療科目 内科・外科
	病院群輪番制協定病院名
	飯田市立病院 輝山会記念病院 飯田病院 慶友整形外科病院 健和会病院 市瀬整形外科
	郡 下伊那赤十字病院 下伊那厚生病院
休日夜間テレホンセンター	紹介時間 24時間体制 (午後10時から翌朝8時30分までは、音声案内)

2 休日夜間急患診療所利用状況

開設（休日診療所）昭和 46 年 6 月
（夜間診療所）昭和 52 年 4 月

年度 区分		26	27	28	29	30
休 日	診療日数	74	73	73	74	75
	利用者数	1,816	1,597	1,564	1,651	1,201
	1 日平均	24.5	21.9	21.4	22.3	16.0
夜 間	診療日数	365	365	366	365	365
	利用者数	4,360	4,372	4,725	4,465	4,295
	1 日平均	11.9	11.9	12.9	12.2	11.7

5-12 保健センターの概要

	飯田市保健センター	鼎保健センター	上郷保健センター
所在地	飯田市大久保町 2534	飯田市鼎上山 1890-1	飯田市上郷飯沼 3145-1
規模	鉄骨造 3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建	飯田市上郷公民館内
敷地面積	17,689.99	2,399.34	3,062.56
床面積 1 階	218.35	433.32	1,178.70 (内保健センター 37.58)
2 階	219.11	(庁舎と併設)	991.98
3 階	219.11		
延床面積	656.57	433.32	2,217.82 (内保健センター 237.58)
開館	平成 28 年 11 月 7 日	昭和 58 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
建設費	177,714 千円	436,410 千円	951,719 千円 (上郷公民館全体建設費)
財源内訳			
国庫補助金	—	18,390 千円	
県費補助金	—	8,000 千円	
起債	168,600 千円	192,400 千円	
一般財源	9,114 千円	217,620 千円	
合計	177,714 千円	436,410 千円	951,719 千円

5-13 予防接種

平成 30 年度 実施状況 ※ 1										接種済率 ※ 3	
		対象疾病 (ワクチン種類)		予診票 発送数	そのうち の接種数	接種率 (%)	前年度以前 の予診票で の接種	接種総数 (飯田市実施 分)※ 2	接種済率 (%)	基準 日年齢	
個別 接種	乳 幼 児	B型肝炎	1 回目	741	708	95.5	27	735	97.9	1 歳	
			2 回目	741	659	88.9	100	759			
			3 回目	741	324	43.7	447	771			
		H i b 感染症	初回	2,223	1,982	89.2	293	2,275	98.6	5 歳	
			追加	793	715	90.2	81	796			
		小児の肺炎 球菌感染症	初回	2,223	1,981	89.1	293	2,274	98.4	5 歳	
			追加	793	715	90.2	80	795			
		ジフテリア 百日せき 破 傷 風 急性灰白髄炎 (三種及び四種混合)	1 期	初回	2,223	1,799	80.9	476	2,275	97.6 (三種及び 四種混合)	8 歳
				追加	801	598	74.7	204	802		
		急性灰白髄炎	1 期	初回	0	—	—	2	2	97.2	8 歳
				追加	0	—	—	10	10		
		結核 (B C G)			741	520	70.2	225	745	98.1	1 歳
		麻しん 風しん (MR)	1 期	793	715	90.2	89	804	98.9	2 歳	
			2 期	868	846	97.5	0	846	97.0	6 歳	
		水痘	1 回目	793	715	90.2	94	809	94.6	3 歳	
			2 回目	801	577	72.0	209	786			
		日本脳炎	1 期	初回	1,650	1,425	86.4	343	1,768	89.8	8 歳
				追加	835	658	78.8	271	929		
			2 期	3,735	1,910	51.1	646	2,556	59.6	18 歳	
	児 童	ジフテリア 破 傷 風 (二種混合)	2 期	947	771	81.4	12	783	96.3	13 歳	
		ヒトパピローマウイルス 感染症			0	—	—	6	6	0.1	16 歳
	高 齢 者	高齢者のインフルエンザ			32,619	21,333	65.4		21,333		
		高齢者の肺炎球菌感染症			1,448	896	61.9	1,954	2,850		

※ 1 平成 20 年度実施分より接種率の算出方法を、平成 26 年度実施分より表示方法を一部変更。
平成 30 年度よりジフテリア・破傷風 (二種混合) を個別接種へ移行した。

※ 2 地域保健・健康増進事業報告より (高齢者肺炎球菌は、飯田市独自の対象者も含めて計上。)

※ 3 県による接種済率調査より、罹患者を含めて計上。(平成 30 年 3 月 31 日を基準日として、基準日に基準日年齢の居住者が予防接種を何%済ませているかを表す。)平成 29 年度より追加。

5-14 不妊及び不育症治療費助成事業

1 制度の概要

少子化対策の一環として、子どもが欲しいと望んでも恵まれず不妊治療を受けようとする夫婦及び妊娠はするけれど流産、死産などを繰り返し不育症治療を受けようとする夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とした、飯田市独自の事業。（長野県の同制度と併せた活用も可能）

助成の対象

《不妊治療費》

次のいずれにも該当する方

- (1) 夫婦の双方又は一方が、助成金の交付申請をした日含む前1年以上飯田市に住んでいること。
- (2) 法律上の夫婦であること。
- (3) 体外受精及び顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがなく、又は、極めて少ないと医師に診断されていること。
- (4) 夫及び妻の前年の所得（1月から5月の申請については前々年所得）の合計が730万円未満であること。
- (5) 長野県が指定する指定医療機関において、不妊治療を受けていること。
- (6) 夫婦に市民税等の滞納がないこと。

《不育症治療費》

上記(1)、(2)、(4)、(6)のいずれにも該当する、不育症の治療を受けた夫婦で、治療によって出産の見込みがあると医師に診断された方。

不育症治療費助成の対象となる費用

- (1) 国内の医療機関において実施（医師の判断に基づき、やむを得ず中止した場合を含む。）された次のものとする。
 - ア 不育症の診断に係る検査
 - イ 不育症と診断された者が妊娠した際に行われたヘパリン療法、アスピリン療法及びステロイド療法
 - ウ その他市長が特に必要と認めたもの
- (2) 次の費用は助成の対象としない。
 - ア 食事代、文書料等直接治療に関係ない費用
 - イ 出産（流産・死産等も含む）に係る費用

助成金の額

特定不妊治療1回につき（1回の妊娠に係る不育症検査及び治療につき）、その医療費（自己負担額）の半額。ただし、これにより算出された助成金の額は10万円（不育症は5万円）を上限とする。なお、他団体（長野県等）から助成金等を受けているとき、市からの助成金は医療費（自己負担額）を上回らないよう減額調整される。

助成の回数

夫婦一組につき、1年度当たりの助成回数は、2回を限度とする。（年数の制限はなし）

2 申請実績

《不妊治療費》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
H18	31	31	2,866,114
H19	32	43	3,191,619
H20	45	66	5,699,590
H21	40	60	5,072,655
H22	50	71	5,683,588
H23	47	73	6,062,858
H24	58	89	8,168,885
H25	62	98	8,817,357

H26	61	93	8,312,079
H27	70	117	10,270,756
H28	57	84	6,981,337
H29	60	92	7,874,309
H30	75	113	9,832,592

《不育症治療費》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
H29	2	2	88,938
H30	0	0	0

3 平成 30 年度不妊・不育相談

＊ 実施日（予約制）

13 時～17 時：4/4、5/2、6/13、7/4、9/5、10/3、12/5、1/9、2/6、3/13

17 時～19 時：5/16、6/20、8/22、9/19、10/17、11/14、12/19、1/23、2/20、3/20

＊ 会 場 市保健センター 2 階相談室

＊ 相談員 体外受精コーディネーター

＊ 実施状況

① 実施回数 20 回

② 相談数 33 組（夫婦 6 組・妻のみ 27 組・夫のみ 0 組）

＊ 相談者

① 妻の年齢内訳

	～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45 歳～	計
人数	0	6	8	13	6	0	33

② 妊娠の経験 あり 19 組 なし 14 組

③ 治療の経験 あり 16 組 なし 17 組

＊ 相談内容（複数実施あり）

（13 件）妊娠しやすいからだ作り、夫婦生活について

（10 件）病院へ行くタイミングについて

（15 件）検査について（女性の検査・男性の検査）

（22 件）治療について（タイミング療法・薬・人工授精・体外受精）

（18 件）医療機関について（対応できる治療、診療時間等）

（4 件）治療と仕事との両立について

（22 件）不妊治療費、助成制度について

（6 件）流産・不育症について

（5 件）年齢と妊娠率について

（6 件）気持ちの整理がしたい

（9 件）その他

・養子縁組について

・体外受精の実施状況について など

5-15 後期高齢者医療制度

1 制度の概要

この制度は、75 歳以上の方及び 65 歳以上 75 歳未満で一定程度の障害があり認定を受けた方を被保険者とする、独立した医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は各都道府県単位で行い、長野県では、県内すべての市町村が加入する長野県後期高齢者医療広域連合が行っています。

後期高齢者医療のポイント

医療機関での窓口負担は、一般の方は 1 割、現役並み所得の方は 3 割です。

すべての被保険者の方に、保険料を負担していただきます。

保険料の額は、前年の被保険者の所得に応じて決定されます。

保険料の納付は、年金天引きによる特別徴収と、口座振替又は現金納付による普通徴収のいずれかで行います。

資格の管理や財政運営などは、長野県後期高齢者医療広域連合が行います。

窓口業務、保険料の収納業務等は飯田市が行います。

保険料のしくみ

保険料率は、制度を運営する長野県後期高齢者医療広域連合で 2 年ごとに設定されます。

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

平成 30 年度の保険料額

均等割額 40,907 円	+	<table border="1"><tr><td colspan="2">所得割額</td></tr><tr><td>前年中の総所得金額等－ 基礎控除額（33 万円）</td><td>×</td><td>所得割率 8.30%</td></tr></table>	所得割額		前年中の総所得金額等－ 基礎控除額（33 万円）	×	所得割率 8.30%	=	1 人当たりの 保険料 (限度額 62 万円)
所得割額									
前年中の総所得金額等－ 基礎控除額（33 万円）	×	所得割率 8.30%							

所得の低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の被保険者及び世帯主の所得の合計額によって、次のように軽減されます。

8.5 割軽減 → 33 万円を超えない世帯（世帯内の被保険者が年金収入のみで、それぞれが 80 万円以下の場合は 9 割軽減）

5 割軽減 → 33 万円＋27.5 万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）を超えない世帯

2 割軽減 → 33 万円＋50 万円×世帯の被保険者数を超えない世帯

制度加入直前まで被用者保険（社会保険など）の被扶養者であった方は、「均等割額」が 5 割軽減され、所得割額負担はありません。

2 高齢者医療受給対象者の推移

年度	飯 田 市					長 野 県		
	受給者数計			75 歳 以上	65 歳以上 75 歳 未満国民年金 法施行令別表 該当	受給者数	伸率	対人 口比
	人	伸率 %	対人 口比 %					
23 年度	17,148	0.7	16.0	16,727	421	316,130	1.4	14.8
24 年度	17,241	0.5	16.2	16,851	390	320,453	1.4	15.0
25 年度	17,349	0.6	16.8	16,983	366	323,876	1.0	15.4
26 年度	17,429	0.4	16.7	17,084	345	325,789	0.6	15.5
27 年度	17,556	0.7	16.9	17,247	309	330,213	1.4	15.8
28 年度	17,756	1.1	17.2	17,470	286	336,102	1.8	16.1
29 年度	17,954	1.1	17.6	17,689	265	342,120	1.8	16.6
30 年度	18,087	0.7	17.9	17,838	249	347,792	1.7	16.9

3 後期高齢者医療の状況（平成 30 年度）

（1）医療費

	総医療費	医療給付費		再掲(千円)				
	(千円)	(千円)	うち 7 割分	うち 9 割分	療養給付費	訪問 看護費	療養費	高額 療養費
飯田市	15,185,132	13,916,748	642,497	13,274,251	13,593,735	46,207	150,836	124,108
長野県	289,080,333	264,695,535	11,416,585	253,278,951	258,621,658	1,095,740	2,427,302	2,506,400

	葬祭費(千円)		対象人員 (人)	1 人当り 医療費 (円)
	件数(件)	金額		
飯田市	1,112	55,600	18,087	839,561
長野県	20,357	1,017,850	347,792	831,187

（2）飯田市の保険料収納状況

① 現年度分

特別徴収（年金天引き）				普通徴収（口座振替・現金納付）			
調定額	収入額	未納額	収納率	調定額	収入額	未納額	収納率
671,549	671,549	－	100.00	412,867	411,054	1,813	99.56

単位：千円、%

合 計			
調定額	収入額	未納額	収納率
1,084,416	1,082,603	1,813	99.83

② 過年度分

単位：千円、%

普通徴収（現金納付）				
調定額	収入額	不納欠損額	未納額	収納率
1,268	980	0	288	77.29

5-16 医療給付事業

1 福祉医療費給付事業の内容

受給者が負担した、医療費の自己負担分の一部を助成する事業

- (1) 長野県統一の自動給付方式、満 18 歳年度末までは現物給付方式(受給者証の提示による申請)
- (2) 受給者及び扶養義務者に所得制限あり(子ども(0～満 18 歳年度末)と、障がい者のうち 0～満 18 歳年度末までは所得制限なし)
- (3) 一診療報酬明細書(レセプト)ごとに 500 円の受給者負担あり
- (4) 給付の対象は保険診療のみ(入院時食事代は対象外)
- (5) 貸付制度(原則として住民税非課税世帯が対象)

区 分	受給者証の 申請と交付	所 得 制 限		負担 区分	一部 負担	
		本 人	配偶者・ 扶養義務者等			
子ども						
入院 0 歳～中学校卒業年度末 外来 0 歳～小学校就学前	保健課 医療給付係	なし	なし	県 1/2 市 1/2	あり	
入院 中学校卒業後～満 18 歳年度末 外来 小学校 1 年～満 18 歳年度末		なし	なし	市 100		
障がい者						
身障手帳 1・2 級	福祉課 障害福祉係	特別障がい 者手当準拠	特別障がい 者手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり	
身障手帳 3 級		所得税 非課税者		市 100		
		特別障がい 者手当準拠 (所得税非課 税者除く)				
療育手帳 A 1・A 2・B 1	保健課 医療給付係	特別障がい 者手当準拠		特別障がい 者手当準拠		県 1/2 市 1/2
65 歳以上国民年金法 施行令別表該当						
精神保健福祉手帳 1 級 (通院のみ)	福祉課 障害福祉係	所得税 非課税者		市 100		
精神保健福祉手帳 2 級 (精神通院のみ)		特別障がい 者手当準拠 (所得税非課 税者除く)				
精神通院 (精神保健福祉手帳 1、2 級を除く)		特別障がい 者手当準拠				
母子家庭等						
母子家庭の母、父子家庭の父	子育て支援課 家庭係	児童扶養 手当準拠 (一部支給)	児童扶養 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり	
母子・父子家庭の子		児童扶養 手当準拠				
父母のない子		児童扶養 手当準拠				

* 一部負担「あり」の負担額は、1 レセプトあたり 500 円

* 障がい者のうち、満 18 歳年度末までは所得制限なし。負担区分県 1/2、市 1/2

2 福祉医療制度に対する所得制限一覧（H30.4.1 現在）

（1）障がい者に対する所得制限

特別障がい者手当 (障がい者本人に支給)	扶養親族等数	本人	配偶者・扶養義務者等
		所得額	所得額
	0	3,604,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000

- * 所得額（本人）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得額（配偶者・扶養義務者等）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額＝扶養親族等1人につき38万円を加算するが、扶養親族等が老人扶養親族等である場合は老人扶養親族等1人につき48万円を加算し、扶養親族等が特定扶養親族であるときは、特定扶養親族1人につき63万円を加算する。

（2）母子家庭等・父子家庭に対する所得制限

児童扶養手当 (母子家庭の母等に 支給)	扶養親族等数	本人 (母又は養育者)	孤児等の養育者 母（養育者）の配偶者 ・扶養義務者
		一部支給	
		所得額	所得額
	0	1,920,000	2,360,000
	1	2,300,000	2,740,000
	2	2,680,000	3,120,000
	3	3,060,000	3,500,000
	4	3,440,000	3,880,000
	5	3,820,000	4,260,000

- * 所得額＝児童扶養手当法施行令第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額（本人）①老人扶養親族等がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき10万円を、特定扶養親族がある場合は上表の金額に特定扶養親族1人につき15万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。
- * 所得制限限度額（孤児等の養育者等）①扶養親族等の数が2人以上の世帯について、老人扶養親族がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。

3 子ども医療費給付金

(1) 給付実績 (決算ベース)

単位：給付額 円、対象者 人

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
給付額	172,594,725	172,197,222	213,108,548	207,705,632	229,140,770
県費	40,104,000	42,465,000	49,673,000	49,859,000	51,787,000
市費	132,490,725	129,732,222	163,435,548	157,846,632	177,353,770
対象者	13,892	13,662	16,041	15,890	16,086

(2) 子ども(乳幼児)福祉医療制度の沿革

- S48. 4. 1 2歳未満児(所得制限なし、1,000 円の一部負担金)
- S49. 4. 1 3歳未満児(所得制限なし、一部負担金を廃止)
- S58. 7. 1 児童手当法本則給付準用の所得制限導入(10 日以上入院については所得制限なし)
ただし、10 日未満の入院は市単で実施
- H6. 10. 1 入院時食事代を支給対象
- H8. 7. 1 所得制限を撤廃
- H9. 5. 1 申請手続簡素化開始
- H9. 9. 1 外来、調剤について支給対象
- H11. 4. 1 4歳未満児(所得制限なし) 3歳児は市単 予算額 2,300 万円
- H12. 4. 1 4歳児(所得制限あり) 4歳児は市単 予算額 450 万円
- H13. 4. 1 新たに5歳児・就学前児(所得制限あり) 市単 予算額 200 万円
ただし、3歳児所得制限なし 4歳児から就学前児 所得制限あり
(所得税非課税世帯)
- H14. 10. 1 3歳未満児 負担割合 2割に変更
- H15. 7. 1 長野県統一の自動給付方式を導入
入院時食事代不支給、300 円の受給者負担導入
小学校就学前児まで、児童手当法準拠の所得制限を導入
 - ・ 0歳～3歳児まで 入院・外来 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 入院 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 外来 児童手当＋所得税非課税(市単)
- H17. 8. 1 0歳～小学校就学前児 入院・外来 児童手当
4歳～小学校就学前児 外来 児童手当
- H18. 4. 1 0歳～小学校就学前児 所得制限廃止
- H20. 4. 1 0歳～小学校卒業年度末まで拡大
- H21. 10. 1 県制度変更 受給者負担金 300 円→500 円(飯田市は 300 円据置)
- H22. 4. 1 県制度変更 入院のみ小学校3年生まで拡大(外来は据置)
- H22. 4. 1 0歳～中学校卒業年度末まで拡大(平成 22 年 4 月診療分から適用)
- H22. 10. 1 受給者負担金 300 円→500 円(平成 22 年 10 月診療分から適用)
- H27. 4. 1 県制度変更 入院のみ中学校卒業年度末まで拡大(外来は据置)
- H28. 4. 1 0歳～満 18 歳の年度末まで拡大(平成 28 年 4 月診療分から適用)
- H30. 8. 1 長野県統一の現物給付方式を導入(平成 30 年 8 月診療分から適用)

4 平成 30 年度給付状況

(1) 重度心身障がい者

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
重 心 県 単	82,989,189	21,056	1,120	101.4	105.2
市 単	6,399,266	5,420	314	96.2	104.7
県 単 65 歳以上国民年金別表該当	162,874,413	61,173	2,344	106.7	98.3
合 計	252,262,868	87,649	3,778	104.6	100.7

(2) 子ども

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単 小学校就学前の入院・外来 小 1 ～ 中 3 の入院	94,580,772	63,092	15,545	111.0	98.5
市 単 小 1 ～ 満 18 歳年度末の外来 高 1 ～ 満 18 歳年度末の入院	134,559,998	89,902		109.9	
合 計	229,140,770	152,994	15,545	110.3	98.5

(3) 母子等

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	40,034,459	21,238	2,214	102.1	104.5

(4) 父子

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	2,713,863	1,220	164	117.0	91.1

(5) 総合計

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
総 合 計	524,151,960	263,101	21,701	107.2	99.1

5-17 国民健康保険

1 国民健康保険制度等の現状

わが国の医療保険制度は、本格的な少子高齢社会の到来と人口の減少や生活習慣病の増加に伴う医療費の増嵩等により、財政運営は一段と困難な状況に陥っている。

とりわけ国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度として、高齢者や保険税負担能力の比較的低い方が多いという構造的問題を抱えていることから、厳しい財政運営を強いられている。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な医療保険制度を目指すため、国保制度創設以来の大改革として、平成 30 年 4 月から都道府県も保険者となり責任を負う新制度が施行され、国・県の支出金が見直されると共に市町村間の共助が求められている。

飯田市国民健康保険でも新制度への対応を検討し、平成 30 年度の国民健康保険税(基礎課税分)の資産割を廃止し、令和元年度のあん分率は据置とした。今後も、更に国民健康保険制度も含め医療制度の改革が進んでいく。そのひとつとして、マイナンバーカードを保険証として令和 3 年 3 月から利用できるよう国は進めている。

2 保険給付等の状況

(1) 被保険者の一部負担金

① 自己負担割合(病院窓口等での負担割合)

70 歳以上 75 歳未満の ・現役並み所得者(116 頁参照)	3 割	自己負担割合を示す高齢受給者証を交付。医療機関等に受診する場合は、保険証と受給者証を提示する。受給者証の提示をしないと 1 割または 2 割負担の人でも一律 3 割負担。申請により認められると差額分を後で支給。個人単位で一医療機関の窓口払いは高額療養費の自己負担限度額までとなる。 改正 令和 2 年 8 月 1 日から被保険者証と高齢者受給者証が一体化される。被保険者証の有効期間も 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日の 1 年間と変更。
70 歳以上 75 歳未満の ・一般 (現役並み所得者・低所得者Ⅰ・ 低所得者Ⅱ以外の方) ・低所得者Ⅰ(116 頁参照) ・低所得者Ⅱ(116 頁参照)	2 割	
義務教育修学前(6 歳に達する日 以後の最初の 3 月 31 日以前)	2 割	
上記以外	3 割	

② 入院時の食事代の標準負担額(1 食の食事代にかかる費用のうち一定額を自己負担)

一 般 (下記以外)		1 食 460 円	住民税非課税世帯等の人には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要(申請により交付)。申請月の初日より認定証を発行。長期該当認定には申請が必要。
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90 日までの入院	1 食 210 円	
	過去 12 か月の入院日数が 90 日を超える入院	長期該当 1 食 160 円	
低所得者Ⅰ		1 食 100 円	

③ 入院時の食費・居住費の標準負担額（療養病床に入院したときに一定額を自己負担）

	食費（１食当たり）	居住費（１日当たり）	住民税非課税世帯等
一 般（下記以外）	460 円 （一部医療機関では 420 円）	370 円 （難病患者は 0 円）	の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要（申請により交付）。
住民税非課税世帯低所得者Ⅱ	210 円		申請月の初日より認定証を発行。
低所得者Ⅰ	130 円		

（２）療養費等の支給

① 療養費（申請による支給）

次のような場合は、いったん全額自己負担。その後申請し、審査で決定すればあとで保険者負担分（年齢等による負担割合）である 7 割から 9 割を支給。

- ・不慮の事故などで国保を扱っていない病院で治療を受けた。
 - ・旅先での事故や急病により保険証を持たずに診療を受けた。
 - ・骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けた。
 - ・海外渡航中に診療を受けたとき（治療目的で渡航した場合を除く）。
- （医師が認めた場合だけの適用）
- ・手術などで輸血に用いた生血代（親族から血液を提供された場合を除く）。
 - ・治療上必要なコルセットなどの補装具代。
 - ・はり、灸・マッサージなどの施術を受けたとき。

② 高額療養費

同じ月内の医療費の一部負担金が自己負担限度額を超える場合に、申請をして認められれば限度額を超えた分を支給する。入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは合算できない。

事前に申請をし、限度額適用（標準負担額減額）認定証が交付となれば、医療機関への一部負担金は認定証に明記される区分による限度額となり住民税非課税世帯であれば、併せて食事代・食費・居住費の減額の対象となる。

ア 70 歳未満の自己負担限度額（高額療養費算定基準額）

- ・ 2 つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算する。
- ・ 入院・外来の場合は別計算。また、同じ医療機関でも歯科は別計算。

○平成 27 年 1 月 1 日から

区分	所得要件	3 回目まで	4 回目以降	世帯合算
ア	国保税課税所得が 901 万円を超える	252,600 円 ＋（医療費－842,000 円）× 1 %	140,100 円	それぞれ 21,000 円 以上
イ	国保税課税所得が 600 万円を超え 901 万円以下	167,400 円 ＋（医療費－558,000 円）× 1 %	93,000 円	
ウ	国保税課税所得が 210 万円を超え 600 万円以下	80,100 円 ＋（医療費－267,000 円）× 1 %	44,400 円	
エ	国保税課税所得が 210 万円以下の 住民税課税世帯	57,600 円	44,400 円	
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円	

- 世帯合算：ひとつの世帯内で同じ月内に 21,000 円以上の自己負担額を 2 回以上支払った場合（個人ごと）、それらを合算して限度額を超えた分を支給する。
- 多数該当：過去 12 か月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が 4 回以上になれば、多数該当として、4 回目以降の限度額を適用する。

イ 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額（高額療養費算定基準額）

- ・外来は個人単位で計算し、入院を含む場合は世帯単位で計算する。
- ・病院、診療所、診療科の区別はなく、少額の自己負担、調剤薬局の自己負担も含めて合算する。
- ・入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは合算できない。

○平成 30 年 8 月 1 日から

70 歳以上 所得区分	外来＋入院（世帯単位）		
	外来（個人）		4 回目以降
現役並 み所得 者	Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	252,600 円＋（医療費－842,000 円）× 1 %	140,100 円
	Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	167,400 円＋（医療費－558,000 円）× 1 %	93,000 円
	Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	80,100 円＋（医療費－267,000 円）× 1 %	44,400 円
一 般	18,000 円（8 月～翌年 7 月の年間限度額は 144,000 円）	57,600 円	44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	

○現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者の収入合計が、2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満の場合は、申請すれば「一般」の区分となる。昭和 20 年 1 月 20 日以降生まれの 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる世帯のうち、基礎控除後の総所得金額等の合計が 210 万円以下の場合も「一般」の区分となる。

○低所得者Ⅱとは、その属する世帯の世帯主（擬制世帯主含む）および世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人に当たる。

○低所得者Ⅰとは、その属する世帯の世帯主（擬制世帯主含む）および世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人にあたる。

○外来のみの該当の場合は、多数該当の回数に含まない。

ウ 70 歳以上と 70 歳未満の合算

70 歳未満と以上に分け、70 歳以上の外来（個人単位）をまず計算する。その後、入院を含んだ場合は世帯単位の限度額で計算し、これに 70 歳未満の医療費（21,000 円以上の自己負担額）を合算して 70 歳未満の国保世帯全体の限度額にあてはめる。

エ 厚生労働省の指定する特定疾病

高額な治療を長期間継続して行う必要がある、先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を病院の窓口に提出すれば、毎月の自己負担限度額は 10,000 円（70 歳未満の慢性腎不全の方のうち上位所得者は 20,000 円）となる。

③ 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合は、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が合算できる。それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して、次の表の限度額（年額）に支給基準額（500 円）を加えた額を超えたときは、その超えた分が支給される。

○平成 30 年 8 月以降の自己負担限度額（年額：8 月～翌年 7 月）

70 歳未満		70 歳以上 75 歳未満	
ア	2,120,000 円	現役並み所得者Ⅲ	2,120,000 円
イ	1,410,000 円	現役並み所得者Ⅱ	1,410,000 円
ウ	670,000 円	現役並み所得者Ⅰ	670,000 円
エ	600,000 円	一般	560,000 円
オ	340,000 円	低所得者Ⅱ	310,000 円
		低所得者Ⅰ	190,000 円

○低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なる。

④ 移送費

重病人の入院や転院などで移送の費用がかかったときで、申請により、国保で移送が必要だったと認定したときに支給される。

⑤ 訪問看護療養費

医師が必要と認めた場合で、費用の一部を利用料として支払うだけで、訪問看護ステーションなどを利用できる。

(3) その他の給付

① 出産育児一時金 420,000 円

被保険者が出産したときに支給、妊娠 12 週（85 日）以降であれば死産・流産でも支給される。（社会保険等、他保からの支給がないことが条件）

② 葬祭費 50,000 円

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給される。

(4) 国保の給付が受けられない事例

① 病気とみなされないもの

健康診断・人間ドック・予防注射・正常な妊娠・歯列矯正・美容整形・軽度のわきがやしみ・経済上の理由による妊娠中絶。

② 業務上のケガや病気

雇用主が負担すべきものである（労災保険に加入していれば、その対象となる）。

③ 国保の給付が制限されるとき

故意の犯罪行為や故意の事故。

けんかや泥酔などによる傷病。

医師や保険者の指示に従わなかったとき。

3 国民健康保険税の状況

(1) 国民健康保険税の賦課方法

国民健康保険税は、基礎課税額(医療分)、後期高齢者支援金等課税額(支援金分)及び介護納付金課税額(介護分)の合算額で課税される。(介護納付金課税額については40歳から64歳までの方)

(2) 国民健康保険税の税率等(按分率)

国民健康保険税の税額は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算額。

基礎課税額(医療分)、後期高齢者支援金等課税額(支援金分)及び介護納付金課税額(介護分)の税率は異なる。

- ① 所得割額 前年の所得に基づいて算出する。
- ② 資産割額 固定資産税額を基に算出する(飯田市では平成29年度まで賦課)。
- ③ 均等割額 被保険者1人当たりにかかる税額。
- ④ 平等割額 被保険者の1世帯当たりにかかる税額。

区 分	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
所 得 割	6.60%	3.05%	2.70%
資 産 割	—	—	—
均 等 割	16,500 円	10,600 円	8,600 円
平 等 割	21,000 円	—	6,800 円

・賦課限度額は、医療分610,000円、支援金分190,000円、介護分160,000円。(令和元年度数値)

(3) 軽減措置

① 低所得世帯に対する応益割額の軽減(令和元年度現在)

世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者(国保から後期高齢者医療に移行し以後継続して同一世帯に属する者)の前年の総所得金額の合計が下欄に該当するときは、均等割と平等割が軽減される。(所得の申告がない場合は軽減の適用外)

総 所 得 金 額	軽減率
33万円以下のとき	7割
(28万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数) + 33万円以下のとき	5割
(51万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数) + 33万円以下のとき	2割

② 特定世帯・特定継続世帯に対する医療分平等割の軽減(令和元年度現在)

国保から後期高齢者医療に移行したことにより、世帯内に国保被保険者が1人残された状態を継続する世帯は申請により、5年経過する月までを特定世帯、以降8年経過する月までを特定継続世帯とし、医療分平等割が軽減される。(①と併用)

世 帯 区 分	軽減率
特定世帯	二分の一
特定継続世帯	四分の一

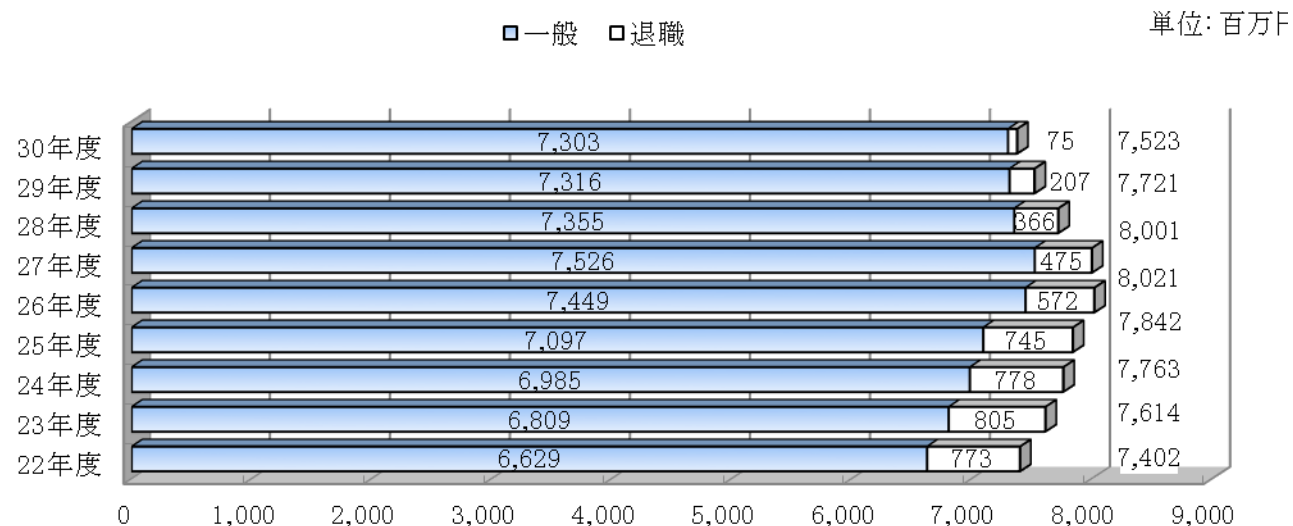
③ 非自発的失業者（65歳未満）に対する所得割の軽減

雇用保険受給者資格証の離職理由欄から非自発的な理由（倒産・解雇・雇い止めなど）で失業した事が確認できる場合には、申請により失業した被保険者の前年度の給与所得を30/100とみなして算定する。離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度までの間を軽減し、高額療養費などの所得区分は軽減後の所得で判定される。（①②と併用）

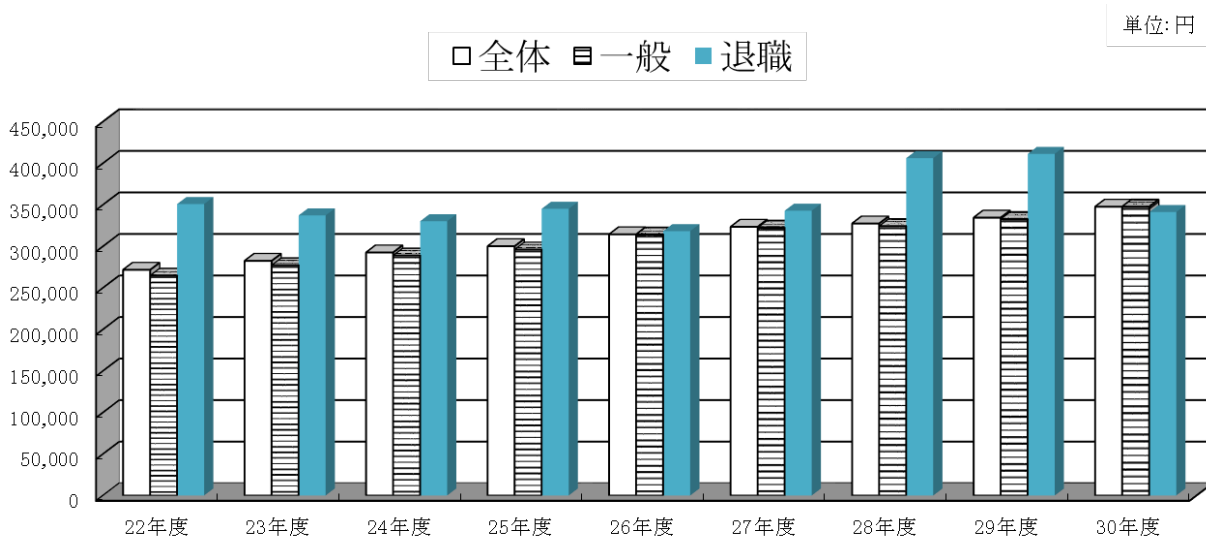
4 被保険者等の状況

年度	世帯数			（年度平均） 全市人口	（年度平均） 国保被保険者	加入率 %	老人（再掲）		退職被保険者等（再掲）		介護第2号被保険者（再掲）	
	（年度平均） 全市	（年度平均） 国保世帯	加入率 %				（年度平均） 被保険者	割合 %	（年度平均） 被保険者	割合 %	（年度平均） 被保険者	割合 %
20	37,797	15,830	41.9	106,480	27,831	26.1	—	—	2,479	8.9	10,003	35.9
21	37,819	15,307	40.5	105,782	27,711	26.2	—	—	2,069	7.5	9,934	35.8
22	37,931	15,023	39.6	105,255	27,246	25.9	—	—	2,204	8.1	9,862	36.2
23	38,097	15,126	39.7	104,738	26,956	25.7	—	—	2,387	8.9	9,893	36.7
24	38,902	15,016	38.6	105,802	26,536	25.1	—	—	2,357	8.9	9,606	36.2
25	39,173	14,916	38.1	105,586	26,132	24.7	—	—	2,160	8.3	9,154	35.0
26	39,344	14,700	37.4	104,835	25,511	24.3	—	—	1,798	7.0	8,688	34.1
27	39,591	14,420	36.4	104,195	24,734	23.7	—	—	1,386	5.6	8,252	33.4
28	39,770	13,985	35.2	103,561	23,581	22.8	—	—	901	3.8	7,632	32.4
29	39,844	13,587	34.1	102,707	22,494	21.9	—	—	503	2.2	7,126	31.7
30	39,914	13,209	33.1	101,111	21,468	21.2	—	—	214	1.0	6,785	31.6

5 総医療費の推移



6 一人当たりの医療費



7 一人当たりの医療費の伸び率

区分 年度	全体		一般		退職	
	単位(円)	対前年度 伸率(%)	単位(円)	対前年度 伸率(%)	単位(円)	対前年度 伸率(%)
22年度	271,680	4.4	264,710	3.4	350,877	11.6
23年度	282,460	4.0	277,145	4.7	337,172	△ 3.9
24年度	292,562	3.6	288,901	4.2	330,125	△ 2.1
25年度	300,107	2.6	296,053	2.5	345,097	4.5
26年度	314,419	4.8	314,132	6.1	318,194	△ 7.8
27年度	323,491	2.9	322,343	2.6	342,844	7.7
28年度	327,411	1.2	324,285	0.6	406,103	18.5
29年度	334,446	2.1	332,690	2.6	411,223	1.3
30年度	347,692	4.0	347,758	4.5	341,168	△ 1.7

8 保険給付の状況

(1) 療養の給付諸率

年 度	入 院			入 院 外			歯 科			計		
	受診率	1件当 たり日 数(日)	一人当 たり費用 額(円)	受診率	1件当 たり日 数(日)	一人当 たり費用額 (円)	受診率	1件当 たり日 数(日)	一人当 たり費用額 (円)	受診率	1件当 たり日 数(日)	一人当 たり費用額 (円)
22	18.3	15.2	94,072	730.7	1.6	100,326	135.0	2.4	18,723	884.0	2.0	213,121
23	18.6	15.1	96,199	768.5	1.6	105,298	142.1	2.4	18,744	929.2	2.0	220,241
24	18.9	14.9	101,969	767.6	1.6	108,030	142.1	2.3	19,199	928.9	2.0	229,198
25	19.2	14.7	102,433	781.3	1.6	110,994	148.3	2.3	19,633	948.8	1.9	233,060
26	19.9	15.1	110,374	791.7	1.5	112,485	157.2	2.2	20,791	968.8	1.9	243,649
27	19.7	14.8	109,765	797.9	1.5	113,160	162.1	2.2	21,205	979.7	1.9	244,130
28	20.2	14.5	113,078	819.2	1.5	115,275	162.5	2.1	21,790	1,001.9	1.9	250,144
29	21.2	14.6	118,021	819.4	1.5	117,284	168.3	2.1	21,768	1,008.9	1.9	257,073
30	22.7	15.0	125,911	830.7	1.5	121,988	175.3	1.9	22,510	1,028.7	1.8	270,409

(2) 保険者負担額

年 度	療養の給付費		療養費		高額療養費		後期高齢 者支援金 (千円)	前期高 齢者納 付金 (千円)	老人保健 医療費拠 出金 (千円)	介護 納付金 (千円)
	件 数 (件)	給付額 (千円)	件 数 (件)	給付額 (千円)	件 数 (件)	給付額 (千円)				
22	355,778	5,290,497	16,598	99,906	9,220	647,224	1,101,649	1,779	20,418	462,806
23	370,765	5,453,414	15,951	98,246	9,260	658,267	1,221,737	3,503	—	518,273
24	367,668	5,561,773	16,036	99,193	9,833	708,372	1,292,272	1,232	—	543,380
25	372,164	5,634,932	15,735	96,442	10,371	691,271	1,340,486	1,229	—	561,456
26	377,840	5,772,426	14,633	89,471	10,716	735,142	1,354,125	960	—	567,828
27	375,185	5,761,397	14,122	83,746	11,324	775,356	1,339,388	819	—	510,102
28	370,026	5,557,846	12,900	77,309	11,378	753,291	1,277,954	836	—	484,180
29	355,859	5,415,647	11,840	73,327	11,730	734,627	1,239,417	4,474	—	481,003
30	345,409	5,386,583	11,095	66,371	11,926	782,698	575,697	—	—	195,796

9 平成 30 年度保健事業

事業名	内 容
1 特定健康診査等事業	(1) 特定健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を令和 5 年度までに 25%減少することを目標として実施。 ① 40～74 歳の国保被保険者 16,890 人（H30.4.1 現在） そのうち対象者 14,932 人※ ② 助 成 額 ア 集団健診（主に 40～64 歳） 4,724 円（自己負担額 1,000 円） 40 歳時及び非課税世帯は自己負担額なし イ 個別健診（主に 65～74 歳） 7,542 円（自己負担額 1,000 円） 非課税世帯は自己負担額なし ③ 受診者数 5,976 人※ (2) 特定保健指導 特定健康診査受診者に対しリスクに基づく優先順位をつけ、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化し、自らの生活習慣の改善ができるよう保健指導を実施。 ① 情 報 提 供 受診者全員に生活習慣予防に関する情報提供を実施。 ② 動機付け支援 内臓脂肪症候群のリスクが出現し始めている者に、1 回以上の面接による支援と 3 か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 402 人※ ・評価終了者 334 人※ ④ 積 極 的 支 援 内臓脂肪症候群のリスクが重複している者に、初回面接による支援と、その後継続的な支援を行い、3 か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 168 人※ ・6 か月後評価終了者 115 人※ ※H30 法定報告数値

2 歯 科 健 診 事 業	(1) 歯科健診費用助成 ① 対 象 者 20 歳～64 歳の国保被保険者 ② 助 成 額 5,480 円 (自己負担額 1,000 円) ③ 受診者数 63 人
3 健 康 フ ェ ス テ ィ バ ル 等	1) 健康いいだ 21 フェスティバル 健康で明るいまちづくりを進める一環として、市民が直接見たり、体験したりすることを通じて、自らの健康に対する意識を高めることを目的に、健康いいだ 21 フェスティバルを「歯と口の健康を守る郡市民大会」にあわせて開催。 ① 期 日 10 月 20 日 (土) ② 会 場 県文化センター、県公民館 ③ 内 容 ア 各種展示 (国民健康保険制度、特定健診受診率、後期高齢者医療制度など) イ 体験コーナー (体組成チェック、姿勢計測) ウ 食育推進大会 (食育コーナー、展示)
4 医 療 費 適 正 化 事 業	レセプト点検や医療費分析による医療費の適正支出点検事業、医療費通知や保険証更新時の国保制度や医療制度等の周知による被保険者への啓発事業、重複・頻回受診者への保健師の訪問指導事業、その他医療費の適正化に資する事業を幅広く展開。 (1) レセプト点検 内容点検、縦覧点検、重複・多受診点検、給付発生原因点検 (2) 医療費通知 3 回 (1～4 月、5～7 月、8～10 月診療分) (3) 医療費分析 KDB、国保連リスト、健診結果を活用 (4) 医療費適正化に関する啓発活動 パンフレット・チラシの配布、広報いいだへの掲載、資格喪失届の勧奨通知、退職者医療制度被扶養者届の勧奨通知など
計	53,002 千円

6 飯田市社会福祉協議会

6-1 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

1 名称

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

設立 昭和 26 年 7 月

社会福祉法人認可 昭和 38 年 7 月 15 日

2 所在地

飯田市東栄町 3108 番地 1 飯田市福社会館（さんとびあ飯田）

3 運営

(1) 組織及び議決機関（平成 31 年 4 月 1 日現在）

ア 執行及び議決機関

会長	1 名	監事	2 名
副会長	2 名	理事(会長、副会長、常務理事を含む)	12 名
常務理事	1 名	評議員	17 名

イ 部会、委員会の設置

- ① 専門部会（企画運営、地域福祉・ボランティア、介護福祉の 3 部会）
社協の活動推進を図るため、専門的な調査、研究を行う。
- ② 生活福祉資金調査委員会
- ③ 善意銀行運営委員会
- ④ 結婚相談員会
- ⑤ ボランティアセンター運営委員会

ウ 職員体制 241 名（常勤職員のみ。他非常勤 227 名）

社協総括 常務理事		1 名
総務課	事務局	職員 7 名
地域福祉課	事務局	職員 14 名
	いいだ成年後見支援センター	職員 3 名
	飯田市生活就労支援センター	職員 4 名
地域包括支援課	いいだ地域包括支援センター	職員 14 名
	かわじ地域包括支援センター	職員 8 名
	いがら地域包括支援センター	職員 4 名
	南信濃地域包括支援センター	職員 2 名
介護福祉課	事務局	職員 4 名
	ヘルパーステーション	職員 21 名
	デイサービスセンター	
	上郷デイサービスセンター	職員 16 名
	竜東デイサービスセンター	職員 15 名
	北部デイサービスセンター	職員 11 名
	いいだデイサービスセンター	職員 8 名
	南信濃デイサービスセンター	職員 3 名
	訪問入浴サービス	職員 2 名
	介護相談センター	職員 11 名
特別養護老人ホーム飯田荘		職員 30 名
特別養護老人ホーム第二飯田荘		職員 35 名
特別養護老人ホーム遠山荘		職員 27 名
南信濃障がい者活動支援センター		職員 1 名

(2) 事業（平成 30 年度実績）

ア 地域福祉部門

事業区分		主な事業内容
地区への助成・当事者支援等に関する事業	①地域福祉活動推進事業	・地域福祉活動推進研修会の開催
	②地域福祉コーディネーター設置事業	・福祉関係事業を支援するコーディネーターを配置し地域に密着して、社会資源や課題の把握、地区が行う地域福祉を推進する
	③地域支え合い活動推進事業	・17 地区で支え合いマップの作成更新
	④家庭介護者交流事業	・家庭介護者リフレッシュ事業（1 泊 実施なし） ・家庭介護者ふれあい相談事業（日帰り 435 名参加）
	⑤福祉サービス利用援助事業	・判断能力が不十分な高齢者、障がい者等に対する金銭管理や福祉サービス利用援助を行う日常生活自立支援事業
	⑥配食サービス事業	・一人暮らし高齢者等の食事の確保と安否確認を目的としてボランティアが弁当を配達する事業 年間 8,173 食
	⑦有償移送サービス事業	・高齢者・障がい者等歩行困難な要援護者に対する移動を援助する事業 10 地区で実施 年間 4,292 回
	⑧小地域福祉活動事業	・住民の支え合い活動等の事業を支援（ふれあいサロン、世代間交流・福祉教育、合同研修会、有償サービス立上げ支援等）
	⑨ファミリーサポートセンター	・仕事と家庭の両立を目的に介護と子育て援助を受けたい者で行いたい者を会員とし、相互の援助活動を支援 会員数 999 名 延べ 3,277 回
	⑩母子・父子事業	・文集「ははこ草」発行支援 ・1 日バス旅行、いきいき講座支援
	⑪身体障がい者福祉推進事業	・障がい者関係団体活動助成 ・「福祉のつどい」「障がい者スポーツ大会」「身障協運動会」等支援
	⑫地域介護予防活動推進事業	・通所介護 B 事業の推進 10 地区で実施 ・おマメで健康教室（地域住民を対象とした介護予防研修会）年 11 回 延べ 154 名
相談・貸付事業	①特別心配ごと相談事業	・相談延べ件数 199 件 ・相談員 1 名（専任相談員）
	②法律相談事業	・相談延べ件数 113 件 ・相談員は、弁護士会の協力による
	③結婚相談事業	・相談延べ件数 113 件 ・相談員 20 名、結婚支援アドバイザー 1 名
	④貸付事業	・生活福祉資金 10 件 6,443,000 円 ・生活つなぎ資金 48 件 1,422,500 円 ・善意銀行預託 6,018,757 円
共同募金配分事業	①まちづくり委員会配分	・まちづくり委員会の各種地域福祉事業への配分 ・公園の遊具修繕配分
	②民間福祉施設配分	・私立保育園 7 園、障がい者施設 8 か所、児童福祉施設 1 園に配分
	③歳末激励配分	・特別支援学級設置学校、児童福祉施設に配分
	④地域福祉推進事業配分 市社会福祉協議会配分	・NPO 等ボランティア団体公募分 6 団体に配分 ・社協地域福祉関係一般事業へ配分（敬老の日事業、ボランティア推進事業、福祉教育推進事業他）
	⑤児童福祉配分	・市内小中学校図書整備助成 33 校に配分

イ ボランティア部門

福祉教育推進事業	①福祉活動体験事業	・中・高校生を対象として施設実習や高齢者体験等を実施 参加者延べ785名 ・高校生を対象として夏休みにボランティア活動を通じて地域福祉を学ぶ福祉教育事業 参加者8名
	②福祉活動実践校事業	・小学校5校、中学校1校、高校1校に助成
	③福祉講座講師派遣事業	・手話、点字、車イス、アイマスク（視覚障がい）、高齢者疑似体験、ボランティア講話に延べ82名の講師を派遣
ボランティア活動推進に関する事業	①ボランティアグループ活動支援	・44のボランティアグループ等の活動に対して助成
	②ボランティア養成事業	・点訳、朗読、要約筆記、手話奉仕員、傾聴ボランティア養成の各講座を実施 受講者48名
	③災害救援ボランティアコーディネーター養成事業	・被災時のボランティア需給調整役となる災害救援ボランティアコーディネーターの養成講座 22名 ・災害救援ボランティアコーディネーター修了者のフォローアップ講座 35名
	④声の広報・点字広報等提供事業	・「広報いいだ」等の情報を視覚障がい者向けに朗読（カセットテープ、CD収録）、点訳をし、提供する。
	⑤ボランティアセンター企画運営機器貸出事業等	・ボランティア相談のコーディネート 年間271件 ・備品、車両の貸出
	①障がい者支援事業	・障がい者料理教室 2教室 12名 ・障がい者趣味教室（アロマキャンドル・フラダンス・お菓子作り教室） 19名
	②介護予防サポーター養成事業	・介護予防教室を運営する地区のボランティア養成講座修了者18名 ・介護予防サポーターフォロー講座 64名

【 関係団体等の支援 】

区 分	主な支援内容
飯田市身体障がい者福祉協会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
飯田市手をつなぐ育成会	総務課内に事務局設置、活動に協力
飯田市更生保護女性会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
認知症の人と家族の会長野県支部飯田地区（わたの実会）	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力

【 赤い羽根共同募金実績（平成30年度の募金額） 】

募金種別	目標額（円）	実績額（円）	実績率（％）	備 考
戸別募金	10,050,000	10,243,594	101.93	目安額1戸650円
法人募金	2,900,000	2,885,000	99.48	市内約1,048社
街頭募金	750,000	766,804	102.24	赤十字奉仕団等の奉仕等で実施
学校・職域・その他の募金	250,000	250,645	100.26	市内小学校、中学校、高校、市役所、消防本部、その他の職場
歳末たすけあい募金	250,000	298,789	119.52	歳末たすけあい、各団体・個人等
合 計	14,200,000	14,444,832	101.72	

ウ 飯田市福祉会館（さんとぴあ飯田）管理運営

「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を実現するためには、高齢者や障がい者はもちろん、若者を含めたすべての市民が一体となって、活力ある福祉、健康都市づくりを進めることが重要です。

平成 8 年 12 月に開所した当会館には、飯田市社会福祉協議会事務局、（社福）長野県知的障がい者育成会Ｌサポート「あいあい」、ＮＰＯ法人飯伊圏域障がい者総合支援センター「ほっと すまいる」が入り、福祉関係団体等の各種会議等に広く利用され、飯田市の社会福祉事業推進の拠点となっています。

平成 30 年度飯田市福祉会館利用状況

開館日数	福 祉 会 館		ボランティアルーム	利用人員計
	利用団体数	利用人員数	利用人員数	
347 日	4,201	32,706	757	33,463
前年度比	93.3%	87.3%	90.9%	89.3%

7 保健・社会福祉施設等一覧

7-1 市内保健福祉施設

1 保健センター

(H30.4.1 現在)

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
飯 田 市 保 健 セ ン タ ー	大久保町 2534 番地	市		22-4511
鼎 保 健 セ ン タ ー	鼎上山 1890 番地 1	〃		22-7100
上 郷 保 健 セ ン タ ー	上郷飯沼 3145 番地 1 飯田市上郷公民館内	〃		24-7744

2 診療所（市立分のみ）

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
休日夜間急患診療所	東中央通 5 丁目 96 番地	市		23-3636
千代診療所	千代 932 番地 5	〃		59-2014
三穂診療所	伊豆木 4321 番地 1	〃		27-4139
上村診療所	上村 844 番地 2	〃		0260-36-2050
上村歯科診療所	上村 846 番地	〃		0260-36-2089

3 授産施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
今 宮 福 祉 企 業 セ ン タ ー	今宮町 4 丁目 5608 番地 9	市	30	22-3536
上 久 堅 福 祉 企 業 セ ン タ ー	上久堅 7513 番地 1	〃	20	29-7026
鼎 福 祉 企 業 セ ン タ ー	鼎中平 1961 番地	〃	30	22-2901
上 郷 福 祉 企 業 セ ン タ ー	上郷飯沼 1743 番地 1	〃	30	22-4039
上 村 福 祉 企 業 セ ン タ ー	上村 605 番地	〃	15	0260-36-2069
南 信 濃 福 祉 企 業 セ ン タ ー	南信濃和田 1541 番地	〃	30	0260-34-2246

4 老人福祉施設 ※特別養護老人ホーム、デイサービスセンターは、介護保険事業者一覧へ掲載

(1) 養護老人ホーム

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員		電話番号
			入所	ショート	
信濃寮	鼎一色 551 番地	(社福) 萱垣会	80		22-1338
ハートヒル川路	川路 3457 番地 1	(社福) ゆいの里	100	2	27-2208

(2) 軽費老人ホーム

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
ヴィラ 緑 風 苑	山本 6719 番地	(社福)綿半野原積善会	50	25-3960
ケアハウス かみさと	上郷飯沼 477 番地 1	(社福)八反田	30	53-7728

(3) 老人福祉センター

名 称	所 在 地	設 置 主 体	電 話 番 号
山本老人福祉センター	箱川 22 番地 1	市	25-2277
南信濃老人福祉センター	南信濃和田 2326 番地 2	〃	0260-34-2249

(4) 介護予防拠点施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体	電 話 番 号
おまめでサロン	東栄町 3137 番地 2	市	48-5206
ふれあいの郷松ぼっくり	松尾城 4014 番地	〃	22-0091 (松尾自治振興センター)
飯田市かさまつのさと	大瀬木 1106 番地 1	〃	25-4222
上村ふれあいセンター	上村 844 番地 2	〃	0260-36-2835

5 権利擁護、高齢者相談施設等

(1) 地域包括支援センター

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

名 称	所 在 地	担 当 地 区	電話番号
飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座3丁目7番地 堀端ビル2階	橋北、橋南、羽場、丸山、 東野、座光寺、上郷	0265-56-1595
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場406番地31	山本、伊賀良	0265-28-2361
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路3467番地2	松尾、下久堅、上久堅、千代、 龍江、竜丘、川路、三穂	0265-27-6052
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田1550番地	上村、南信濃	0260-34-1066
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎一色551番地	鼎	0265-53-9411

(2) いいだ成年後見支援センター

名 称	所 在 地	摘 要	電話番号
いいだ成年後見支援センター	銀座 3 丁目 7 番地 堀端ビル 2 階	成年後見制度の相談窓口	0265-53-3187

6. 児童福祉施設

(1) 保育所

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員	電話番号
丸 山 保 育 園	今宮町2丁目113番地2	市	50	22-2077
座 光 寺 保 育 園	座光寺1716番地	〃	150	22-1147
松 尾 東 保 育 園	松尾寺所5645番地1	〃	145	52-2289
下 久 堅 保 育 園	下久堅知久平940番地2	〃	115	29-8055
上 久 堅 保 育 園	上久堅7606番地	〃	20	29-7053
龍 江 保 育 園	龍江4680番地	〃	90	27-3681
竜 丘 保 育 園	桐林378番地	〃	75	26-8417
川 路 保 育 園	川路3467番地2	〃	45	27-3202
三 穂 保 育 園	伊豆木5451番地14	〃	45	27-3774
山 本 保 育 園	山本3340番地2	〃	90	25-2440
中 村 保 育 園	中村1840番地1	〃	90	25-7217
殿 岡 保 育 園	下殿岡1020番地	〃	95	25-3707
鼎 み つ ば 保 育 園	鼎名古熊2339番地	〃	150	53-3277
上 郷 西 保 育 園	上郷黒田1488番地	〃	120	22-2441
上 村 保 育 園	上村856番地18	〃	20	0260-36-2143
和 田 保 育 園	南信濃和田2596番地	〃	45	0260-34-2306
飯 田 仏 教 保 育 園	箕瀬町1丁目2453番地	(社福)たちばな会	230	24-0402
飯 田 中 央 保 育 園	中央通り2丁目9番地	(社福)白 鳥 会	150	22-4134
飯田子供の園保育園	馬場町3丁目501番地1	(社福)子 供 の 園	50	22-1389
時 又 保 育 園	時又329番地	(社福)松 美 会	120	26-9208
風 越 保 育 園	丸山町2丁目6728番地	(社福)和 順 福 祉 会	130	22-2389
伊 賀 良 保 育 園	大瀬木1103番地	(社福)笠 松 会	150	25-7123
育 良 保 育 園	北方130番地	(社福)白 鳥 会	140	23-5873
慈 光 保 育 園	宮の前4410番地1	(社福)慈 光 福 祉 会	50	23-1390
さ く ら 保 育 園	山本600番地1	(社福)洗 心 会	60	28-1050
さくら保育園久米分園	久米858番地10	〃	20	25-3801
羽 場 保 育 園	白山通り3丁目351番地2	(社福)和 順 福 祉 会	70	23-1388
明 星 保 育 園	鼎切石3928番地	(社福)明 星 会	120	24-8020
高 松 保 育 園	上郷黒田236番地	(社福)伊 那 福 祉 会	70	22-4095
あ す な ろ 保 育 園	育良町3丁目15番地2	(社福)あすなろ会	30	23-4656
千 代 保 育 園	千代932番地5	(社福)千代しゃくなげの会	45	59-2144
千代保育園千栄分園	千栄1526番地7	〃	15	59-2005
慈 光 松 尾 保 育 園	松尾城3796番地3	(社福)慈 光 福 祉 会	250	22-2244
上郷なかよし保育園	上郷飯沼2000番地1	(社福)たちばな会	170	22-2440
鼎 あ か り 保 育 園	鼎中平2010番地1	(社福)萱 垣 会	150	22-2341
〔保育園合計（公立16園、私立17園、私立分園2園）〕			3,365	

7. その他の子育て支援施設等

(1) 児童福祉センター・児童館・児童クラブ

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
丸山児童センター	今宮町2丁目113番地1	市	50	52-3463
座光寺児童センター	座光寺1726番地1	〃	50	53-2530
竜丘児童センター	桐林2451番地1	〃	50	26-8614
山本児童センター	山本竹佐693番地	〃	50	25-8835
鼎児童センター	鼎中平2451番地9	〃	50	52-0910
高松児童館	上郷黒田238番地1	〃	30	52-3485
別府児童館	上郷別府1195番地	〃	非登録制	24-9412
浜井場児童クラブ	小伝馬町1丁目3503番地	〃	25	22-8656
橋南児童クラブ	追手町1丁目25番地1	〃	25	52-6135
松尾第1第2児童クラブ	松尾城4014番地	〃	100	52-6050
松尾第3児童クラブ	松尾城3800番地1	〃	40	52-1151
下久堅児童クラブ	下久堅知久平118番地1	〃	30	29-7648
上久堅児童クラブ	上久堅7606番地	〃	10	29-7001
龍江児童クラブ	龍江3539番地	〃	25	27-4544
川路児童クラブ	川路3457番地1	〃	20	27-5160
三穂児童クラブ	伊豆木3778番地	〃	20	27-2166
伊賀良第1第2児童クラブ	大瀬木1106番地1	〃	100	25-4222
切石児童クラブ	鼎切石4635番地1	〃	30	53-3339
上郷児童クラブ	上郷飯沼3118番地	〃	40	52-5544
鼎児童クラブ	鼎中平1958番地3	〃	30	23-2162
アイキッズスクエア	北方130番地	(社福) 白鳥会	30	23-5873
千代学童クラブ	千代932番地5	(社福) 千代しゃくなげの会		59-2144
鼎あかり児童クラブ	鼎中平2010番地1	(社福) 萱垣会	40	23-2344

(2) つどいの広場

名 称	所 在 地	設 置 主 体	規模	電話番号
座光寺つどいの広場	座光寺 1008 番地	(NPO)おしゃべりサラダ	10	23-9666
子 育 て サ ロ ン おしゃべりサラダ	追手町 2 丁目 630 番地 8	(NPO)おしゃべりサラダ	10	49-5266
なかよし広場ぞうさん	時又 329 番地 時又保育園併設	(社福)松 美 会	10	26-9208
アイキッズスクエアいくら	北方 130 番地 育良保育園併設	(社福)白 鳥 会	10	23-5873
ひ だ ま り サ ロ ン	鼎名古熊 597 番地 1	(NPO)ひ だ ま り	10	52-2239
くまさんのおうち	千代 932 番地 5 千代公民館内	(社福)千代しゃくなげの会	10	59-2144
わ い わ い ひ ろ ば	松尾代田 610 番地 飯田女子短期大学	学校法人 高 松 学 園	10	22-0070 内線 193
おしゃべりポトフ	山本 3378 番地 山本公民館 大会議室	(NPO)おしゃべりサラダ	10	49-5266
親子であそぼ♪森っこ	丸山町 4 丁目 5501 番地 1 (めざこし子どもの森公園内)	環境文化教育機構株式会社	10	59-8080
ゆ る り 飯 沼	上郷飯沼 2241 番地 1 飯田市上郷地域休養施設	(公社)飯田広域 シルバー人材センター	10	22-8690
KanKan リトルジャイアント	伊豆木 5444 番地 1	感 環 自 然 村	10	49-8132
KanKan リトルスキッパー	龍江 7091 番地 14 太田下集会所	感 環 自 然 村	10	49-8132

*平成 19 年 6 月 12 日、アイキッズスクエアいくらを開設

*平成 20 年 4 月 1 日、カンガルークラブを開設

*平成 20 年 4 月 1 日、なかよし広場ぞうさんを開設

*平成 22 年 7 月 12 日、わいわいひろばを開設

*平成 23 年 5 月 13 日、おしゃべりポトフを開設

*平成 25 年 7 月 9 日、親子であそぼ♪森っこを開設

*平成 26 年 10 月 17 日、ゆるり飯沼を開設

*平成 26 年 11 月 6 日、KanKan リトルジャイアントを開設

*平成 28 年 6 月 1 日、KanKan リトルスキッパーを開設

7-2 介護保険事業者一覧

1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）

（H31.4.1 現在）

名 称	所 在 地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	21-2311
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	53-3010
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 2	22-7271
飯田市社協かわじヘルパーステーション	川路 3467 番地 2	27-5025
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	53-2035
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
飯田病院ヘルパーステーションすずらん	大通 1 丁目 30 番地 2	22-5260
介護支援センターいこいの里	羽場権現 1607 番地 1	22-3622
北方の虹	北方 2210 番地 1	48-0117
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24 番地 2	25-7738
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	56-8130
こころ訪問介護事業所	松尾上溝 6301 番地 1	23-1174
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-0047
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1535
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	56-0261
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	56-8510
ヘルパーステーションおひさま	川路 3457 番地 1	27-2208
ヘルパーステーションピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	49-0533
ヘルパーステーションみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
ヘルパーステーションりんご	仲ノ町 1 丁目 2 番地	52-1651
ヘルパーセンターしなの	鼎一色 551 番地	22-1338
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-3008
有限会社わくわく	松尾寺所 7041 番地	53-4335
ヘルパーステーションあぐり	高森町吉田 481 番地 1	34-3636
阿智村社協指定訪問介護事業所	阿智村春日 3291 番地 4	45-2113
訪問介護ステーションみらい	松川町上片桐 2621-6	37-1033

２．訪問入浴介護

名 称	所 在 地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	21-2311
飯田市社協訪問入浴サービスセンター	東栄町 3171 番地 1	53-7571
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1527

３．訪問看護ステーション

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市訪問看護ステーション	八幡町 438 番地（飯田市立病院）	21-1299
飯田病院訪問看護ステーションたんぽぽ	大通 1 丁目 15 番地（飯田病院）	22-8620
輝山会訪問看護ステーション	毛賀 1707 番地（輝山会記念病院）	26-6677
飯伊訪問看護ステーション	鼎切石 4358 番地 1	56-4311
ふたば訪問看護ステーション	座光寺 3595 番地	59-7627
訪問看護ステーション affection	鼎上山 3756 番地	48-8124
訪問看護ステーション健和会	鼎中平 1936 番地（健和会病院）	21-4525
訪問看護ステーションわか葉	松尾寺所 7043 番地 1	49-8918
訪問看護ステーションわか葉上村支所	上村 846 番地	0260-31-0130
あち訪問看護ステーション	阿智村駒場 447 番地 2	49-0211
訪問看護ステーションふれあい	高森町吉田 481 番地 13	35-1277
円会訪問看護ステーション	高森町牛牧 2468 番地 4	35-7550

４．訪問リハビリテーション

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市立病院	八幡町 438 番地	21-1255
飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	22-5150
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	26-8111
健和会病院	鼎中平 1936 番地	23-3115
瀬口脳神経外科病院	上郷黒田 218 番地 2	24-6655
下伊那厚生病院	高森町吉田 481 番地 13	35-7511

５．通所介護（デイサービス）

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	53-7571
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	53-4466
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	53-4811
飯田市西部デイサービスセンター	三日市場 2099 番地 2	28-2610
飯田市中部デイサービスセンター	駄科 904 番地 1	26-8820

飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	53-8155
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	29-8189
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
ツクイ飯田白山	白山町 3 丁目東 12 番地 9	59-8510
健和会デイサービスセンター	鼎西鼎 581 番地	56-4643
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1537
北方デイサービスセンター	北方 2209 番地 1	25-7953
デイサービスセンターたまゆら	北方 2688 番地 2	28-1331
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	48-0121
かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	27-5022
デイサービスセンター杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	27-5105
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	52-5511
万民デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
デイサービスぽけっと	喬木村 15816 番地 2	33-7077
阿智村社協デイサービスセンター第二幸寿苑	阿智村春日 3291 番地 4	45-2111
ケアコミュニティこころ	松川町上片桐 3373 番地 1	37-1172
デイサービスセンターさくら	松川町上片桐 3385 番地 1	37-1151

6. 通所リハビリテーション（デイケア）

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	53-6048
飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	22-5150
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	21-1165
介護保険施設万年青苑	毛賀 1707 番地	26-8111
健和会病院	鼎中平 1936 番地	23-3116
仲ノ町診療所 通所リハビリテーション 丘の上	仲ノ町 1 丁目 2 番地	49-3083
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	48-5588
かやの木診療所	中村 76 番地 1	25-8112
介護老人保健施設アルテンハイム会地の郷	阿智村駒場 124 番地 1	43-4848
介護老人保健施設はやしの杜	豊丘村神稲 4176 番地	35-1870
下伊那厚生病院	高森町吉田 481 番地 13	35-7511
円会センテナリアン	高森町牛牧 2468 番地 4	34-2525

7. 福祉用具貸与

名 称	所 在 地	電話番号
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	26-8661
介護のかふね	育良町 2 丁目 24 番地 2	25-7738
株式会社上條機器店飯田営業所えがお	三日市場 406 番地 1	28-2877
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	53-1488

株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	23-5722
福祉用具貸与事業所あぐり	鼎上山 2662 番地 1	56-8525
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	26-7558
おうえん福祉用具	高森町上市田 244 番地 12	35-1590
株式会社ライフケア	下伊那郡松川町元大島 3158 番地 3	49-8214

8. 特定福祉用具販売

名 称	所 在 地	電話番号
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	26-8661
介護のかふね	育良町 2 丁目 24 番 2	25-7738
株式会社上條機器店飯田営業所えがお	三日市場 406 番地 1	28-2877
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	53-1488
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	23-5722
福祉用具貸与事業所あぐり	鼎上山 2662 番地 1	56-8525
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	26-7558
おうえん福祉用具	高森町上市田 244 番地 12	35-1590
株式会社ライフケア	松川町元大島 3158 番地 3	49-8214

9. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

名 称	所 在 地	電話番号
飯田ケアハートガーデングループホーム北方の郷	北方 1558 番地	28-2551
グループホームあぐり山本	竹佐 653 番地 1	28-1173
グループホームあやめ	川路 2682 番地	48-6972
グループホームいこいの里	羽場権現 1611 番地 2	050-5561-1592
グループホームげんき	座光寺 3601 番地 12	49-5152
グループホームこかげ	下久堅知久平 1715 番地 1	28-8110
グループホームこころ	松尾上溝 6301 番地 1	23-1174
グループホーム大門	大門町 22 番地	48-0877
グループホームたまゆら	北方 2613 番地 13	25-0203
グループホームひだまり	駄科 846 番地 1	26-1047
グループホームみつばさ	龍江 4510 番地 1	48-5460
グループホームみつばさの丘	龍江 4140 番地	49-5515
グループホーム陽気	鼎下山 270 番地 1	23-4552
グループホームわたぼうし	羽場権現 1618 番地	24-2315
グループホームわだの家	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405

10. 特定施設入居者生活介護

名 称	所 在 地	電話番号
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	53-3010
特定施設入居者生活介護信濃寮	鼎一色 551 番地	22-1338

養護老人ホームハートヒル川路	川路 3457 番地 1	27-2208
介護付有料老人ホームコスモス松川	松川町元大島 3255 番地 5	48-6602
養護盲老人ホーム光の園	下條村睦沢 7103 番地	27-2246
養護老人ホーム天龍荘	天龍村平岡 299 番地	32-2075
介護付有料老人ホームたまゆら(地域密着型)	北方 2688 番地 2	28-1416
わくわくホーム(地域密着型)	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335

11. 短期入所生活介護（専用施設のみ掲載）

名 称	所 在 地	電話番号
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	53-3010
ショートステイ上デイ	上村 844 番地 1	0260-36-2835
ショートステイたまゆら	北方 2688 番地 2	28-2885
ショートステイ姫宮	上郷黒田 2895 番地 1	21-7735

12. 小規模多機能型居住介護

名 称	所 在 地	電話番号
ことぶき庵	上郷飯沼 479 番地 3	21-0530
北方の空	北方 2210 番地 1	48-0118
小規模多機能型居宅介護あんきの森	毛賀 1139 番地 28	53-3020
小規模多機能型居宅介護さくらまち	桜町 1 丁目 13 番地 1	53-4355
小規模多機能型居宅介護サテライト松島	桜町 1 丁目 21 番地	23-4006
小規模多機能型居宅介護サテライト三日市場	三日市場 1291 番地 31	25-0246
小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	24-0084

13. 認知対応型通所介護

名 称	所 在 地	電話番号
飯田ケアハートガーデン グループホーム 北方の郷(共用型)	北方 1558 番地	28-2551
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	53-4466
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	53-4811
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	29-8189
グループホームあぐり山本(共用型)	竹佐 653 番地 1	28-1173
グループホームわだの家(共用型)	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
宅老所 姫宮	上郷黒田 2895 番地 1 カルチャーセンター明美 1 階	21-7735
宅幼老所まつお	松尾久井 2542 番地 1	22-4758
デイサービスセンターあすか座光寺	座光寺 4021 番地 3	24-8001
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	52-2446

14. 地域密着型介護老人福祉施設

名 称	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	48-0806
地域密着型（ユニット型）特別養護老人ホーム たまゆら	北方 3354 番地 1	25-3590

15. 地域密着型通所介護

名 称	所 在 地	電話番号
あつとほむリハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	23-5014
飯田市千代デイサービスセンター	千栄 2678 番地 7	59-1150
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	53-4339
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	48-0223
共生ホームひなたぼっこ	鼎名古熊 1711 番地	48-6069
切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	52-5123
下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	22-3555
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-3069
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 1108 番地	25-0180
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
宅老所きらら	山本 592 番地 2	55-3169
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	26-8782
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	49-0787
デイサービスいちばん星竜丘	時又 1034 番地 1	26-7221
デイサービス大瀬木の杜	大瀬木 647 番地 1	48-5678
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	27-4600
デイサービスはなごろも	山本 6722 番地 151	55-1717
デイサービスピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	49-0533
デイサービスわくわく	桐林 206 番地	26-3410
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	52-5870
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
堀端デイサービスセンター	銀座 3 丁目 7 番地	22-8010
三穂宅老所さろんまめだに	伊豆木 3841 番地 1	48-6510
リハビリ専門デイサービス殿岡のりんご	下殿岡 1584 番地 1	48-6970
リハプライド飯田	松尾代田 1859 番地 12	48-8911
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	49-8237
わか葉	松尾寺所 7041 番地	53-4330

16. 居宅介護支援事業

名 称	所 在 地	電話番号
愛・居宅介護支援事業所 飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	48-5453

飯田市社協介護相談センター	東栄町 3171 番地 1	53-7581
飯田市社協南信濃介護相談センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1062
飯田市社協竜東介護相談センター	下久堅知久平 123 番地	29-8299
飯田市立病院在宅介護支援センター	八幡町 438 番地	21-1206
医療法人輝山会輝山会総合介護支援センター	毛賀 1707 番地	26-8111
医療法人龍川会居宅介護支援センターほんまち	本町 4 丁目 5 番地	24-3800
えがお居宅介護支援事業所	三日市場 406 番地 1	28-2757
おいなんよ	桜町 1 丁目 9 番地 1	23-1803
介護支援センターますと	羽場町 1 丁目 6 番地 11	56-2660
介護相談センターゆい	龍江 7159 番地 1	27-2929
介護のかふね居宅支援事業所	育良町 2 丁目 24 番地 2	48-0428
川路介護相談センターあやめ	川路 2380 番地 1	27-4102
居宅介護支援飯田サポート	高羽町 1 丁目 4 番地 12	24-8758
居宅介護支援飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	22-5150
居宅介護支援事業所あぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	56-8525
居宅介護支援センターわたはん	三日市場 2099 番地 2	25-0029
居宅介護支援花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	52-5870
居宅介護支援ひだまり	駄科 1046 番地 3	26-8641
居宅介護支援事業所ピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	49-0533
グループかけはし居宅介護支援事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
健和会特定在宅総合支援センター	鼎上山 552 番地 1	56-8113
下瀬しあわせ村居宅介護支援事業所	下瀬 242 番地 5	27-5105
菅沼病院	鼎中平 1970 番地	22-0532
共に歩む会介護相談所	羽場赤坂 2021 番地 50	52-2446
ニチケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1532
ニチケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 1 嶋屋ビル 2 階	56-0261
ニチケアセンター高松通り	大門町 93 番地	53-5851
はなごころも介護相談センター	山本 6722 番地 151	55-1717
飯伊居宅介護支援事業所	鼎切石 4358 番地 1	56-4311
ふれあい介護支援センター	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	48-5343
みつばさ居宅介護支援事業所	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335
ゆめの郷ケアプランセンター	松尾代田 910 番地 1	52-4653

17. 介護予防支援事業所

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座 3 丁目 7 番地 堀端ビル 2 階	0265-56-1595
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場 406 番地 31	0265-28-2361
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路 3467 番地 2	0265-27-6052

飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1066
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎一色 551	0265-53-9411

18. 介護老人福祉施設

名 称	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム飯田荘	東栄町 3137 番地 2	23-7888
特別養護老人ホーム笑みの里	上郷別府 2230 番地 8	48-6640
特別養護老人ホームかざこしの里	三日市場 2100 番地	28-2260
特別養護老人ホームきりしま邸苑	毛賀 1681 番地 10	26-8700
特別養護老人ホームシルバーハウスゆめの郷	松尾代田 910 番地 1	52-4657
特別養護老人ホーム第二飯田荘	東栄町 3171 番地 1	53-6677
特別養護老人ホーム遠山荘	南信濃和田 1550 番地	0260-34-5522
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	48-0806
特別養護老人ホームやまりきの郷	鼎下山 1206 番地	48-8300
特別養護老人ホームゆい	龍江 7159 番地 1	27-4600
特別養護老人ホームあさぎりの郷	高森町吉田 481 番地 1	34-3630
特別養護老人ホーム赤石寮	阿南町新野 28 番地 4	0260-24-2316
特別養護老人ホーム阿智荘	阿智村智里 491 番地 41	43-2891
特別養護老人ホーム阿南荘	阿南町北條 2411 番地	0260-22-2171
特別養護老人ホーム第二光の園	下條村睦沢 7098 番地 8	0260-27-2271
特別養護老人ホーム喬木荘	喬木村 3286 番地 1	33-4433
特別養護老人ホーム天龍荘	天龍村平岡 773 番地 1	0260-32-3356
特別養護老人ホーム松川荘	松川町元大島 2965 番地 1	36-5200
特別養護老人ホームやすおか荘	泰阜村 7565 番地 3	0260-25-2331

19. 介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	電話番号
医療法人龍川会西澤病院	本町 4 丁目 5 番地	24-3800
菅沼病院	鼎中平 1970 番地	22-0532
下伊那厚生病院	高森町吉田 481 番地 13	35-7511
下伊那赤十字病院	松川町元大島 3159 番地 1	36-2255
橋上医院	阿智村駒場 359 番地 1	43-2118

20. 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	53-6048
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	26-8111
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	48-5588
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	21-1165

介護老人保健施設アルテンハイム会地の郷	阿智村駒場 124 番地 1	43-4848
介護老人保健施設はやしの杜	豊丘村神稲 4176 番地	35-1870
長野県阿南介護老人保健施設	阿南町北條 2009 番地 1	0260-22-3800
円会センテナリアン	高森町牛牧 2468 番地 4	34-2525

21. 訪問型サービス従前相当（ホームヘルプサービス）（H31.4.1現在）

名 称	所 在 地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	21-2311
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	53-3010
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 2	22-7271
飯田市社協かわじヘルパーステーション	川路 3467 番地 2	27-5025
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	53-2035
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	34-2461
飯田病院ヘルパーステーションすずらん	大通 1 丁目 30 番地 2	22-5150
北方の虹	北方 2210 番地 1	48-0116
北方ヘルパーステーションかふね	大瀬木 647 番地 1	48-5678
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	56-8130
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212
ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1535
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2F	56-0261
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	53-5851
ヘルパーステーションりんご	仲ノ町 1 丁目 2 番地	52-1651
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	56-8525
ヘルパーステーションおひさま	川路 3457 番地 1	27-2208
ヘルパーステーションピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	49-0533
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-3008
有限会社わくわく	松尾寺所 7041 番地	53-4335

22. 訪問型サービス A（ホームヘルプサービス）（H30.4.1現在）

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	53-2035
飯田市社協かわじヘルパーステーション	川路 3467 番地 2	27-5025
飯田病院ヘルパーステーションすずらん	大通 1 丁目 15 番地	22-5260
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 2	22-7271
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-3008
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1535
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	56-0261
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	56-8130

ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	53-3010
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
北方の虹	北方 2210 番地 1	48-0117
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-3069
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
訪問介護ステーションみらい	松川町上片桐 2621 番地 6	37-1033
社会福祉法人 ぽけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212

23. 通所型サービス従前相当（デイサービス）

名 称	所 在 地	電話番号
あっとほーむリハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	070-3967-6299
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	0265-53-7571
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	53-4466
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	53-4811
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市西部デイサービスセンター	三日市場 2009 番地 2	28-2610
飯田市中部デイサービスセンター	駄科 904 番地 1	26-8820
飯田市千代デイサービスセンター	千栄 2678 番地 7	59-1150
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	53-8155
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	29-8189
オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	53-4335
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	48-0223
かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	27-5022
北方デイサービスセンター	北方 2209 番地 1	25-7953
共生ホームひなたぼっこ	鼎名古熊 1711 番地	48-6069
切石デイサービスやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	52-5123
健和会デイサービスセンター	鼎上山 1552 番地 1	56-4643
下山デイサービスゆったりホーム	鼎下山 685 番地	22-3555
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-3069
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
宅老所きらら	山本 592 番地 2	55-3169
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	26-8782
ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
ツクイ飯田白山	白山町三丁目東 12 番地 9	59-8510
デイサービス ピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	49-0533
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	49-0787
デイサービス大瀬木の杜	大瀬木 647 番地 1	48-5678
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	27-4600

デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	52-5511
デイサービスセンターたまゆら	北方 2688 番地 2	28-1331
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	48-0121
デイサービス杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	27-5105
デーサービスはなごろも	飯田市山本 6722 番地 151	55-1717
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	52-5870
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
ニチケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1535
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	52-2446
堀端デイサービスセンター	銀座 3 丁目 7 番地	22-8010
万民デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
三穂宅老所さろんまめに	伊豆木 3841 番地 1	48-6510
リハビリ専門デイサービス殿岡のりんご	下殿岡 1584 番地 1	48-6970
リハプライド飯田	八幡町 1859 番地 12	48-8911
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	49-8237
わか葉	松尾寺所 7041 番地	53-4330
リハビリデイサービスあすなろ	阿智村駒場 1075 番地 4	43-3327
デイサービスぽけっと	喬木村 15816 番地 1 の 2	33-7077
宅老所 きずな	豊丘村神稲 352	34-2555

24. 通所型サービス A（デイサービス）

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	53-7571
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	52-5870
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	53-8155
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	53-4811
下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	22-3555
関口接骨院	鼎下山 685 番地	22-9111
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	53-4466
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 1108 番地	25-0180
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	48-0121
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	29-8189
かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	27-5022
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	48-0223
デイサービスセンター杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	27-5105
あっとほーむリハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	23-5014
共生ホームひなたぼっこ	鼎切石 4731 番地 1	48-6069
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	52-5123

やわら接骨院	鼎切石 4357 番地 1	52-5399
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	26-8782
介護センターあぐり	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
堀端デイサービスセンター	銀座 3 丁目 7 番地	22-8010
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	52-5511
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	27-4600
万民デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
三穂宅老所さろんまめに	伊豆木 3841 番地 1	48-6510
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-3069
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	49-8237
デイサービスあんじやない	山本 3120 番地 1	49-0787
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	52-2446
通所事業者（かなえ〜る）	鼎西鼎 581 番地	48-5231
リハプライド飯田	松尾代田 1859 番地 12	48-8911
デイサービスぽけっと	喬木村 15816 番地 2	33-7077
ケアコミュニティこころ	松川町上片桐 3373 番地 1	37-1172

7-3 障がい福祉サービス事業者一覧

1 居宅介護

(R1.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	21-2311
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	21-4655
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2F	56-0261
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-7728
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212
社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2 丁目 221 番地 3	27-7622
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15 番地	22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24 番地 2	25-7738
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807 番地	56-9056
みらいヘルパーステーション飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	49-8911
スキップ障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	48-5643
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-3069

はぴ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	53-5503
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサハイツ知久平 2 号室	48-5473

2 重度訪問介護

(R1. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	21-2311
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	21-4655
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346 番地 1 メゾン高松 102 号室	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2F	56-0261
みらいヘルパーステーション飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	49-8911
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212
社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-7728
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2 丁目 221 番地 3	27-7622
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15 番地	22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24 番地 2	25-7738
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサハイツ知久平 2 号室	48-5473

3 行動援護

(R1. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
みらいヘルパーステーション飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	49-8911
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807 番地	56-9056
行動援護事業所 クローバー	座光寺 4753 番地 6	49-8143

4 生活介護

(R1. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
指定障害者多機能福祉施設しサポートあいあい	東栄町 3108 番地 1	53-2294
くれよんキャンパス (スペース Now)	宮ノ上 3923 番地 1	24-0904
明星学園	駄科 2250 番地	26-9456
第二明星学園	駄科 2191 番地 1	26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	28-8066
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	28-8120
地域活動センターみらい生活介護事業所	上郷黒田 2109 番地 1	49-8911
障がい者支援センター七和の里	鼎上山 1552 番地 1	27-5100

5 共生型生活介護

(R1. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市障害者生活ケアセンター	駄科 904 番地 1	26-8820

共生ホームひなたぼっこ	鼎名古熊 1711 番地 1	48-6069
-------------	----------------	---------

6 短期入所

(R1.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
明星学園	駄科 2250 番地	26-9456
第二明星学園	駄科 2191 番地 1	26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	28-8066
社会福祉法人 楓会 短期入所事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	56-8731
あさ寝坊	宮ノ上 3923 番地 1	24-0904
みらい短期入所事業所	上郷黒田 2109 番地 1	48-0794

7 同行援護

(R1.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	鼎中平 2276	27-7622
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-7728
スキップ障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	48-5643
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-3069
はぴ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	53-5503
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒバツ知久平 2 号室	48-5473

8 自立訓練

(R1.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
(宿泊訓練)くれよんキャンパス(みなりっち)	宮ノ上 3923 番地 1	24-0904
(生活訓練)いずみの家	今宮町 4 丁目 5609 番地 2	52-2458
(生活訓練)はなみずきの郷	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	56-8731
(宿泊訓練)はなみずきの郷	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	56-8731

9 就労移行支援

(R1.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
障害者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	53-5503
いずみの家	今宮町 4 丁目 5609 番地 2	52-2458
ピカソ	座光寺 5806 番地	52-1591
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	28-8120
障がい者多機能型事業所 おぷしょん+	上郷別府 745 番地 1	48-8148

10 就労継続支援 A 型

(R1.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
アップル工房イイダ リネン事業部	座光寺 1351 番地 2	56-1155
アップル工房イイダ 農産事業部	座光寺 1419 番地 1	56-1155
ハート	大瀬木 4338 番地 2	48-5671
ホット	松尾明 7770 番地 3	49-8448

ジョブサポートいいだ	上郷黒田 6347 番地	48-5933
------------	--------------	---------

11 就労継続支援B型

(R1.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
指定障害者多機能型福祉施設 L サポート 久堅農園	下久堅柿野沢 3333 番地	29-8776
障害者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	53-5503
指定障害者多機能型福祉施設 L サポートあいあい	東栄町 3108 番地 1	29-8776
いずみの家	今宮町 4 丁目 5609 番地 2	52-2458
ホープ	大瀬木 4338 番地 2	48-5671
みらいわーくす飯田	上郷黒田 2109 番地 1	49-8911
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	28-8120
障がい者支援センター七和の里	龍江 7033 番地 1	27-5100
ジョブサポートいいだ	上郷黒田 6347 番地	48-5933
障がい者多機能型事業所 オプション+	上郷別府 745 番地 1	48-8148

12 施設入所支援

(R1.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
明星学園	駄科 2250 番地	26-9456
第二明星学園	駄科 2250 番地	26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	28-8066

13 共同生活援助

(R1.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
グループホーム 天神	下久堅南原 1072 番地	48-0938
グループホーム 南原	下久堅南原 995 番地 4	29-6537
グループホーム 里山	下久堅南原 984 番地 3	48-0518
さくらの郷	江戸浜町 3690 番地 3	22-8808
みち草荘	鼎下山 523 番地	52-6446
風の丘丸山ホーム	丸山町 4 丁目 5683 番地 5	23-1105
木の葉のささやき	下瀬 242 番地 6	27-5105
柿野沢	下久堅柿野沢 3333 番地	29-8776
ほたる	下久堅柿野沢 3180 番地	29-6588
ひまわり荘	宮ノ上 3887 番地 1	23-4135
すみれ荘	旭町 274 番地 2	24-0531
ひいらぎ荘	大通 1 丁目 41 番地	22-5011
はなのき荘	丸山町 3 丁目 5955 番地	23-7855
やまゆり荘	丸山町 1 丁目 6567 番地 4	52-1039
北方のぞみハイツ	北方 68 番地 7	48-0885
北方日の出ホーム	北方 61 番地 7	48-8070
ケアホーム 萌生	松尾上溝 3179 番地 1	52-2150

いちのせホーム	松尾久井 2271 番地	53-0920
アシスティーさつき	大通 1 丁目 38 番地	22-5201
アシスティーさつき 北館 さつき	大通 1 丁目 1 番地 3	53-8150
アシスティーさつき 南館 やよい	大通 2 丁目 199 番地 1	23-5617
さくらそう	鼎一色 31 番地 2	23-0910
新賀ハイツ	下殿岡 1469 番地 1	25-7185
ケアホーム ふうりん	山本 627 番地 1	26-9508
マイホーム	座光寺 5153 番地 13	48-0056

14 相談支援事業

(R1.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
(社福) 楓会 相談支援事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	56-8730
飯伊圏域障がい者総合支援センター	東栄町 3108 番地 1	24-3182
あした晴天にな〜れ	宮ノ上 3923 番地 1	24-0904
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933 番地 2	23-6097
みらい相談支援事業所	上郷黒田 2109 番地 1	48-0794
特定相談支援事業所飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	22-5150
相談支援事業所 ハートケア蒼い風	今宮町 2 丁目 59 番地	53-5503
スケッチ BOOK	松尾上溝 3322 番地 1	21-0416
相談支援事業所 ワンステップ	下久堅南原 803 番地 10	28-8120
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	28-8066
(社福) 長野県知的障害者育成会 久堅農園	下久堅柿野沢 3333 番地	29-8744
ぴゅあ はびねす	上郷黒田 3325 番地	49-8307
明星学園 一番星	駄科 2250 番地	29-9456
第二明星学園 一番星	駄科 2250 番地	26-9456
アップル工房イイダ 相談支援事業部	座光寺 1419 番地 1	56-1155
リージョンプラン 飯田事業所	上郷黒田 296 番地 1	23-8994
指定特定相談支援事業所 輪(リンク)	松尾明 7770 番地 3	49-8775
まほろば相談支援事業所	長野原 131 番地 9	26-9508
日和向晴会・相談支援センター	座光寺 1419 番地 1	48-6338
相談支援事業所 りんごの樹	伝馬町 2 丁目 4 番地 1	24-7665

15 地域移行支援・地域定着支援

(R1.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
(社福) 楓会 一般相談支援事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	56-8730
飯伊圏域障がい者総合支援センター	東栄町 3108 番地 1	24-3182
一般相談支援事業所飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	22-5150

16 移動支援

(R1.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2 丁目 221 番地 3	24-7622

くれよんヘルパーセンター	上郷別府 2056 番地 3	52-1591
(社福) ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	53-5851
ヘルパーステーションみらい飯田事業所	上郷飯沼 3374 番地 1	49-8911
スキップ 障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	48-5643
はぴ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	53-5503

17 地域活動支援センター

(R1. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市南信濃障害者等活動支援センター	南信濃和田 1556 番地	0260-34-2461
南信地域活動支援センター	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	56-8731
地域活動支援センター かすた・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	53-5503
花工房 かざぐるま	下瀬 242 番地	27-5107
特定非営利活動法人 カントリーフォーク田園	長野原 131 番地 9	26-9508
地域活動支援センター・らびす	座光寺 1248 番地 2	48-6338

18 日中一時支援事業

(R1. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ちっちゃい くれよん	座光寺 4851 番地 8	21-5070
ぴゅあ	上郷黒田 3325 番地	49-8307
障がい児サポートセンターピーす	白山町 3 丁目南 1 番地 6 1F	48-5229
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1 丁目 8 番地 4	49-3211
丘のりんご	知久町 1 丁目 18 番地 1 2F	24-7665
児童・協働支援センターかでる	座光寺 1419 番地 1	48-6338
みらい日中一時支援事業所	上郷飯沼 3512 番地 22	52-1640
チェリッシュ	座光寺 4753 番地 6	49-8143
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	52-2446
さくら	大瀬木 4338 番地 2	48-5671

19 訪問入浴

(R1. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ぽけっと	白山町 1 丁目 310 番地 1	21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
ニチイケアセンター鼎	鼎名古熊 2295 番地 1 平ビル 1-2 号	56-0261

20 児童発達支援・放課後等デイサービス

(R1. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933 番地 2	23-6097
ちっちゃいくれよん	座光寺 4851 番地 8	21-5070
みらいこども飯田上郷飯沼教室	上郷飯沼 3512 番地 22	52-1640

みらいこども飯田上山教室	鼎上山 3771 番地 12	48-0336
みらいこども飯田上郷黒田教室	上郷黒田 2109 番地 1	49-8911
障がい児サポートセンターピーす	白山町 3 丁目南 1 番地 6 1F	48-5229
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1 丁目 8 番地 4	49-3211
じよんのびハウス	上郷黒田 296 番地 1	23-8994
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322 番地 1	59-8014
ぴゅあ すくーる	上郷黒田 3325 番地	49-8307
ぴゅあ あんじゅ	上郷黒田 2089 番地 11	49-0138
児童・共同支援センターかでる	座光寺 1419 番地 1	48-6338
丘のりんご	伝馬町 2 丁目 4 番地 1	24-7665
児童デイサービス てんとうむし	座光寺 4753 番地 6	49-8143
さくら	大瀬木 4338 番地 2	48-5671
オリーブ	知久町 1 丁目 18 番地 1	24-7665
A f t e r S c h o o l 虹	時又 329 番地	26-9208

21 保育所等訪問支援

(R1.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322 番地 1	59-8014

保健福祉事業の概要 令和元年度

令和2年2月発行

発行 飯田市健康福祉部

編集 飯田市健康福祉部福祉課地域福祉係